

平成23年第5回平群町議会
定例会会議録（第2号）

招集年月日	平成23年9月13日		
招集の場所	平群町議会議場		
開会（開議）	9月13日午前9時1分宣告（第2日）		
出席議員	1番 井戸太郎 3番 奥田幸男 5番 植田いづみ 7番 高幣幸生 9番 山田仁樹 11番 繁田智子	2番 戎井政弘 4番 森田勝 6番 山口昌亮 8番 窪和子 10番 下中一郎 12番 馬本隆夫	
欠席議員	なし		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 副町長 教育長 会計管理者 総合政策課長 総務財政課長 税務課長 住民生活課長 健康保険課長 福祉課長 経済建設課長 経済建設課参事 監理課長 教育委員会総務課長 上下水道課長 総合政策課主幹 総務財政課主幹 住民生活課主幹 清掃センター所長 健康保険課主幹 福祉課主幹 福祉課主幹 経済建設課主幹 経済建設課主幹 教育委員会総務課主幹	岩崎万勉 山中淳史 森井惠治 瓜生浩章 今村雅勇 西本勉 経堂裕士 城光良 水谷隆英 塚本敏孝 植田充彦 岡田守男 上田武司 岡田仁 森岡博 太田正治 西谷英輝 中村九啓 森田弘行 山口繁雄 今田良弘 太田育代 北川晃生 寺口嘉彦 松村嘉容	

本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 西脇洋貴 主 幹 森田アイ子 主 任 竹村 恵
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

平成 2 3 年 第 5 回 (9 月)
平群町議会定例会議事日程 (第 2 号)

平成 2 3 年 9 月 1 3 日 (火)
午 前 9 時 開 議

日程第 1 一 般 質 問

一 般 質 問 発 言 順 序

発言順序	議席番号	氏 名	質 問 要 旨	頁
1	11番	繁田 智子	1 ゴミ減量化に向けての今後の取り組み 2 教育施設の補修改善について 3 市民ボランティアを支えるための施策を	
2	9番	山田 仁樹	1 友好都市・姉妹都市締結について 2 住民との情報の共有について	
3	4番	森田 勝	1 「小さな親切」運動の導入について 2 土砂災害から住民を守る施策について 3 イベントや遺跡・史跡を活用した町おこしについて	
4	6番	山口 昌亮	1 粗大ゴミの処理などの経費節減について 2 町内の特産物を生かした事業の創設を	
5	3番	奥田 幸男	1 道路幅員が電柱等で狭くなっている危険性 2 駅周辺整備事業について	
6	1番	井戸 太郎	1 六月議会で私がしました一般質問に対する町の回答に関して 2 コミュニティバスの使い方について 3 平群町の安全性の確認について	
7	5番	植田いずみ	1 子どもの医療費助成制度の拡充について 2 子宮頸がん・ヒブ・小児用肺炎球菌ワクチンの助成制度の継続について	
8	2番	戎井 政弘	1 企業誘致の進捗状況について	

一 般 質 問 発 言 順 序

発言順序	議席番号	氏 名	質 問 要 旨	頁
9	8番	窪 和子	<ol style="list-style-type: none"> 1 子どもの医療費無料化の対象年齢の早期拡充を 2 がん検診や特定検診等の受診率向上にさらなる対策を 3 子宮頸がんなど3種の予防ワクチン公費助成の継続を 4 介護支援ボランティアポイント制度の創設を 5 平群中学校音楽室の冷房化を 	
10	12番	馬本 隆夫	<ol style="list-style-type: none"> 1 特色ある教育の推進について 2 町内公共施設の整備計画策定について 	
11	7番	高幣 幸生	<ol style="list-style-type: none"> 1 北部地域のバス、現NCバス路線は不可避であるが、高齢者を考え昼間はコミバス運行を提案します。 	

再 開 (午前 9時01分)

議 長

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、これより平成23年平群町議会第5回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

(ブー)

議 長

本日の議事日程はお手元に配付しております議事日程表のとおりです。日程表に従い議事を進めてまいります。

日程第1 一般質問を行います。

議会基本条例第6条の規定により一問一答方式で行います。

一般質問は11名の議員から提出されておりますので、順次質問を許可いたします。

発言番号1番、議席番号11番、繁田君の質問を許可いたします。繁田君。

11番

皆さんおはようございます。それでは、議長の指名によりまして、本日トップを切って一般質問をさせていただきます。

きょうは3点到って通告をいたしておりますが、3点目の市民ボランティアを支えるための施策をとということで通告を入れました。

期せずして、台風12号によりまして紀伊半島に豪雨がもたらされまして、それにより、奈良県、和歌山県、三重県では大きな被害が発生をいたしました。亡くなられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災されました皆様方には心からお見舞いを申し上げます。また、一日も早い復興を願っております。

それでは、順次一般質問をさせていただきます。

まず、1点目は、ごみ減量化に向けての今後の取り組みということで通告をいたしております。その中の1点目でございます。

ことし4月から独居の高齢者や障がい者等を対象といたしまして、ごみの個別収集、いわゆるふれあい収集が始められました。住民の方からは非常に好評で、徐々に御利用者が増えていると聞いております。現在このふれあい収集は何件ぐらい実施されているのでしょうか。また、ふれあい収集のための特別なごみの出し方を工夫されていることがあればお示しをいただきたいと思います。

また、今日までふれあい収集をするに当たって、何かトラブルが起きていな

いでしょうか。この点についても明らかにしていただきたいと思います。

小さな2点目、ごみステーションの整備に係る補助事業が、こちらも今年度から始まっております。現時点までの申し込み件数と予算の消化状況をお示しください。設置や申し込みに際して、こちらもトラブルが起きていないかどうか、また、起きたとしたらどのように解決されているのかお聞かせください。

予算をすべて使い切ったときにはどのように対応されるのか、これもあわせてお聞かせいただきたいと思います。

ステーションの整備に伴って、ごみの出し方に変化が生じていますでしょうか。また、ごみの排出量はこの間どのように推移しているのでしょうか。お聞かせいただきたいと思います。

3点目は清掃センターについてであります。

清掃センターの維持補修には、この間、毎年予算が計上されて、相当な額にのぼっています。今定例会でも、すいません、これはちょっと通告の内容に誤りがありましたので、訂正をさせていただきますが、今定例会でも初日に7,200万円余りの修繕工事請負契約が締結をされていますが、今後、センターの運営をどのようにしていこうと考えておられるのでしょうか。他町では、来年度から処理委託をするような話も聞いております。本町としても、基本方針を定めるべき時期に来ているのではないかと思います、いかがでしょうか。

ごみ問題の最後です。今後、ごみの減量化に向けて、さらにどのような課題があり、どのように取り組んでいこうとしておられるのか予定をお聞かせいただきたいと思います。

次に、大きな2点目、教育施設の補修改善についてお尋ねをいたします。

町立幼稚園の老朽化に伴う建てかえについては、駅周辺整備事業とも関連をして早急に進めたいという答弁は以前から再三お聞きしておりますが、最近、町内の小中学校の校舎などが雨漏りなどの被害を受けており、急場しのぎで対応をされている、早急に修繕が必要という趣旨の記事が流布されまして、いつまでこの状態を放置しておくのかと町民の方々からおしかりを受けております。

子どもたちに教育環境を整えるためには、一刻も早く改善すべきであると思いますが、教育委員会としては、この4小学校と1中学校の現状と改善点をしっかりと把握されているのかどうか、まずお聞きをいたします。

また、行政側としては、常に優先順位を決めてとよく言われるわけですが、学校設備の修繕は他の事業に先駆けて最優先されるべきだと考えます。早急に対策を講じていただきたいのですが、計画はされているのでしょうか、お示しをいただきたいと思います。

次に、大きな3点目であります。

市民ボランティアを支えるための施策をとということで質問をさせていただきます。

3月11日に発生をいたしました東北大震災は未曾有の惨事となりましたが、日本じゅうの多くの住民が東北を救援しようとの思いからボランティア活動を行いました。本町職員労働組合からも職員が交代で現地に赴いてボランティア活動をされております。また、県や県社協、あるいは奈良市などの自治体も多数のボランティアの派遣をされたり、先日は県下の高校生も現地で瓦れきの除去などの作業を手伝ったと報道をされていまして。今後も団体だけではなく個人でもボランティア活動を希望される方が多くあられることが想定をされます。しかし、被災地の受け入れ側としては、無造作に現地に來られて活動したいと言われても、需要と供給がかみ合わず、せっかくの善意が空回りすることもあります。必要なとき、必要な場所に、必要とされる支援を行えることがボランティア活動を推進する上で肝要であります。

また、昨今は、ボランティア保険を義務づけられたり、その人の身分についてもある程度の保証を求められることもあるやに聞いております。個人の活動ですから自己責任ですべてを済ませるというのではなく、行政としてもそのような活動を何らかの形で支援できないものでしょうか。平群町が万一被災してボランティアを受け入れる側になったときもそういうことが必要になってまいります。現在システムはありませんが、ぜひ対策を協議していただきたいと思いますが、行政としてはいかがお考えでしょうか。

以上、大きく3点にわたって質問をいたしました。簡潔明瞭なる御答弁をお願いいたします。

議長

住民生活課長。

住民生活課長

ごみ減量化に向けての今後の取り組みについての御質問にお答えいたします。

1点目のふれあい収集についてですが、本町は4月から、ごみ出し困難の方を対象にふれあい収集を始めているところで、現在、10世帯が利用されています。収集の方法ですが、基本的にはごみカレンダーどおりに玄関先にペール容器などでごみを出していただき、通常のコースを終了してから個別に収集を行っています。また、今日までにトラブルの報告は受けておりません。

2点目のごみステーションの整備に係る補助事業でございますが、8月末時点で11自治会で54件の申請がありました。金額では137万9,000円の補助を決定しており、予算額250万円での約55%の消化でございます。設置や申し込みに際して問題が起きているとは聞いていませんが、ごみステー

ション設置での起こる問題としては、場所の選定や整備する方法などが考えられますが、現在約1,000カ所のステーションにおきまして、個々に状況も異なり、地域の事情もあることから、従来より利用される方々におきまして解決していただくようお願いしており、特に町は関与しておりません。

また、予算につきましては、約半年経過した現在で45%の112万1,000円の残額となっているところで、問い合わせ状況などを考えてみますと、現予算で対応できるものと考えています。

また、ごみの排出状況ですが、8月末に町内の全ステーションを確認したところ、整備補助や散乱防止ネットの活用などでおおむね整備が図られている状況ですが、依然として段ボールでのごみ出しがされているところがあり、ごみの排出量の推移はまだデータが少なく、分析するところまで行きませんが、昨年の同時期に比べると若干減少しているところでございます。

3点目の今後清掃センターの運営をどのようにしていくのか、また、本町のごみ処理の方針を定めるべきではとのことでございます。本町の清掃センターは19年を経過し、老朽化による大規模修繕を2年前から実施しているところで、このことにより延長維持できるものと考えています。

今後におきましても、さらに住民の理解と御協力を得て、ごみ減量化を進め、焼却炉の負担軽減を図り、施設の延命につなげていきたいと考えているところで、町の将来のごみ処理方針ですが、県の広域化の動向や近隣町村の取り組みなど、いろいろな角度からの検討を進めてまいりたいと考えています。

4点目の、今後、ごみ減量に向けてどのような課題があり、どのように取り組んでいくのかとのことですが、説明会や懇談会などで住民からの多くの声をお聞きする中で、課題の取り組みとして、ごみステーションの整備、高齢者など、支援を要する世帯の個別収集を実施してまいりました。

あと、取り組みとしまして、廃プラスチックやペットボトルなどの資源ごみのステーション収集を課題として、実施に向け検討を進めているところです。分別資源の再利用を進めるには有効なものと考えておりますが、収集の体制や資源への処理方法、また、これらに係る費用も必要となることから、今後、いろいろと方法を検討して、来年度からの実施ができるよう方針を出していきたいと考えてございます。

以上です。

議長

はい、繁田君。

11番

幾つか再質問をさせていただきたいと思います。

まず、ふれあい収集なんですけれども、これ、職員労働組合のほうからの提案もあって、今年度から取り組んでいただいているということで、大変評価をする取り組みだと思っております。もう少し世帯数が伸びているのかと思ったら、まだ10世帯ということなんです。隣近所での助け合いということもありますので、急激にふれあい収集が増えるとは考えられないかもわかりませんが、一方でPR不足もまだまだあるのではないかと思います。実際、私の方からお話をして、いや、そういうことの実践が始まったんですかというふうに初めてお気づきになった方もありますので、この点については、さらにもう少し件数を伸ばしていただけるように、PR活動といいますか、広報活動に力を入れていただきたいと思うんですが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

あと、ごみステーションの整備については、予算上、残が45%ということで、これはかなり活用されているので、取り組みとしてはよかったかなというふうに思うんですが、課長の御答弁の中にもありましたように、ステーションの、いま、かごなんかで対応しているところが多いんですよね。折りたたみ式になっているんですかね。使わないときには、だから、普段は表に出てないようなんですけれども、1連、2連があって、ごみの集積量が多いところは2連ぐらいを御利用になっていると思うんですけれども。

そういう場所の設定がなかなか困難なところもあるようなんですけれども、そのあたりについては、当然、自治会のほうで検討されて、検討して設置するとなれば申請をされるんですけれども、設置場所の困難な部分についての対応策については内部でどのように協議をされているのか、あるいは当該自治会さんのほうとどのような協議をされているのか、そのあたりも協議をされている内容があればお聞かせをいただきたいと思っております。

あとは清掃センターの件なんですけれども、これも築19年ということで、かなり、毎年大きな予算を組んで延命を図っておられるところなんです。奈良県では、結構この統計で見ますと、古い施設が多いんです。ごみ焼却炉、これ、平成22年度末の統計で、21年以上経過している施設が県内で44%とかなり多く見受けられます。

いま、循環型社会形成推進交付金制度というのが、これ、国の制度でありまして、県内でも7カ所ですかね、奈良市を初めとして7カ所でこの推進交付金制度を活用されて、清掃センター等々の整備というか改修を図っているところがあります。確かにこれについては、人口5万人以上で面積が400平方キロ以上という要件がついておりますので、残念ながら平群町の場合は適用されないんですけれども、広域化も含めて、この制度を使えるような形でやっぱり国

に対しても働きかけをしていかないといけないんじゃないかと思うんですが、その点についてはどのように考えておられるでしょうか、お聞かせをいただきたいと思います。

あと、廃プラスチック等々については、今後、ステーション収集に向けてという、これはかねてから廃棄物減量等推進審議会のほうでも指摘をされていたところだと思うんですけども、今後、具体化に向けて取り組んでいただけるようにいまの御答弁では受けとめたんですけども、こちらのほうも奈良県で、いま、計画をされていますね。県のほうの分別収集促進計画というのがあります、これ、昨年に計画がつくられて、今年度からスタートして、5年計画でというふうに聞き及んでいます。

それで、平群町のほうも目標の数値が書かれているわけなんですけれども、これ、具体的にステーション方式に変更するに当たって、各、当然自治会さんの御協力も得なければならないと思うんですが、協議はどの程度まで進んでいるのでしょうか、その点についてもお聞かせをいただきたいと思います。

議 長

住民生活課長。

住民生活課長

ただいまの御質問、4点いただきました。まず、順次お答えをさせていただきますと思います。

まず、ふれあい収集でございますが、先ほど申しましたように、現在10世帯に御利用いただいているということでございまして、PRも兼ねて、もう少し考えてはどうかということでございます。

ふれあい収集の事業の、当初、自治会長あるいは民生委員さん等にも御説明をさせていただきますして、町でこのような事業をさせていただくということで御周知をさせていただいたところでございます、なお、広報あるいはホームページ等でいろいろと活用のPRをさせていただいてきたところでございます。

何分一定の基準を設けて実施をさせていただいているところでございますので、当然、体の御不自由な方、あるいはごみ出しを不自由にされている方につきまして、いろいろと支援をしていただいている方もそれぞれおられますし、その方たちにも、また、御周知もさせていただけるように今後努めてまいりたいと思っております。

いずれにしても、もう少し広くPRも進めていきたいなというふうに考えています。

続きまして、ごみステーションの整備でございます。

この点につきましては、いろいろと自治会や利用者の皆さんのいろんな実情、

事情もございます。そんなところで、いろいろ問題があるというのも少なからずあるかと思いますが、町として特にここに決めてくださいとかということでのことは特にこちらとしても申し上げておりませんが、それぞれ利用していただく方々での御理解と、また、それぞれの御協力によりまして設置ということを進めていただくようお願いしているところでございます。

そういうことで、特に自治会さんでごみの設置場所について協議という点では特にさせていただいておりません。ただ、一定こういうところでしたいのですがというお話は確かに聞いているところでございまして、それはお使いいただく住民の皆さんの御理解を得ていただいて、設置していただくことがベストであろうということで申し上げているところでございます。そういうところでお答えとさせていただきます。

それから、清掃センターの整備についてでございます。

議員申していただきましたように、循環型推進交付金というのは規定がございまして、人口5万、また、400平方キロ以上の基準というのがございまして、平群町単独ではこの基準に合致いたしません。そういうところから、国のほうにも働きかけをしてはということでございます。一定、町単独で働きかけをしていくというところでは難しいところがあるかもしれませんが、今後、県の担当部局とも相談をしながら、公金の活用等ができるよう、していただけるよう努めてまいりたいなというふうに考えています。

それから、廃プラスチック類のステーション収集の件でございます。

現在、いま、町内部で、我々担当部局でいろんな方策を検討しているところでございまして、何とか来年度実施に向けて取り組みをいろいろ検討しているところでございます。今後自治会の御協力も得て進めていかなければならないとも思っております。そんなことから、一定、いろんな方策を検討するという意味合いでも、ある自治会をモデル地区として検討させていただくような試案も検討の視野に入れているところでございまして、そんな中でごみの排出状況、あるいは住民さんの反応等もいろいろと検討をさせていただきながら、全町に向けての実施に検討として考えていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

議長

繁田君。

11番

個別のふれあい収集については、今後も広くPRというか周知をしていっていただく中で、せっかく平群町としては取り組みとしては住民の方から感謝をされています。高く評価をされている取り組みですので、御利用者が広がって

いくように、今後とも鋭意努力をしていただきたいというふうに思います。

それから、集積場の未整備の箇所については、これは当然自治会とか御利用者さんがあることですし、集積場が家の側に置かれるという、設置されるというのはだれしも好んで場所を提供する人というのは少ないと思うんですけども、今後、やはり統計はまだとられていないようなんですけれども、こういう取り組みをすることでごみの排出量も若干減ってきているのではないかという課長の御答弁もありました。さらに自治会の方たちと鋭意協議を進めていただいて、この取り組み、成果を上げていただきたいと思います。まだ予算的にも残がありますので、活用していただけるようにこれも協議のほうに努力を傾注していただきたいというふうに思います。

ごみの排出量の減という御発言があったんですけども、御答弁のように、まだ段ボール出しをしているところも結構見受けられます。それから、これはちょっと残念だなと思ったのは、先だっでの広報で、生ごみは水気を切って出しましょうというふうに書かれてたんですけども、基本にごみの減量化というのは、生ごみも含めて分別を促進して、生ごみはできれば堆肥のほうにさせていただくということで、コンポストを初め、平群町ではそちらのほうの補助金も出しているわけですね。ですから、段ボール出しをやめましょうということとともに、生ごみの出し方についても今後改善をしていただくようなPRが必要じゃないかと思うんです。大体本来生ごみを焼却炉で焼くということ事態なじまないと思いますのでね。補助金も出しているわけですから、堆肥化するための電動の機械についても補助金を出していますから、生ごみの出し方、それから段ボールを使っでの排出方法については、さらに住民の皆さんの意識を変えていただくようなPRも必要かと思しますので、この点もよろしくお願ひしたいと思います。

それから、廃プラ、ペットボトルのステーション回収についてなんですけれども、これ、以前に住民の方から御指摘があったと思うんですが、廃プラなんか特にきれいに洗って乾かして出さないと、これ、一般のごみと一緒にになってしまうんですね。廃プラとしてのリサイクルができなくなってしまいます。ステーションで回収するというのは住民の方にとっては非常に助かることですし、わざわざスーパーとか役場に持ってこなくてもいい、自分の身近なところを出せるから助かるんですけども、出し方についてはかなりこれ徹底しておかないと、せっかく出していただいたものが可燃ごみと一緒にになってしまう危険性もあります。その点についてはもう一度御答弁いただきたいんですけども、徹底するためにどのようなことが必要だと考えておられるのか、当然、自治会の方々の御協力、あるいは市民ボランティアの方の、いまやっではるのかな、

御協力も必要となってくるんですけども、その出し方をどのように徹底していくかということについては、行政としてはどういうふうに考えておられるのか聞かせていただきたいと思います。

それと、清掃センターの維持補修の工事についてなんですけれども、費用がやっぱり非常にかさばるんですが、現状のままでは平群町としては国庫補助の対象にならないということで、100%単費で対応せざるを得ないという状況にあります。奈良県のほうで、これはことしの6月付なんですけど、どこだろう、くらし創造部の景観・環境局の廃棄物対策課のほうからですね、これはどこだろう、環境省にあてて要望書というのが出されているのは御存じかどうかかわからないんですが、出されているんですね。いまのその人口5万人、面積400平方キロ以上のこの要件を満たす自治体が奈良県では非常に少ないと、むしろ困難な地方自治体、市町村が6割前後を占めるために、この枠を緩和してほしいということで要望書を上げておられます。これ、また確認していただいたらいい思うんですが。

県も鋭意こういう取り組みをしているわけですから、市町村としても、せっかく町村長会があるわけですから、県下の該当する、市は該当しないか、町村の、やっぱり、これ、力を合わせて国のほうにそういう要望も出していかないといけないんじゃないかと思うんです、県と連携しながら。

そういう点、町村長会でこういうことがいままで話し合われたのかどうか。話し合われてないんだったら、今後、平群町長として、こういう提案をして、積極的に国に補助金要件を緩和するように働きかける用意があるのかどうか、その点についてお答えをいただきたいと思います。

議 長

住民生活課長。

住民生活課長

御質問いただきました点で、再質問としてお受けしている点として、廃プラの出し方について住民の皆さんに徹底した出し方を啓発するべきではないかというところでございます。当然、おっしゃっていただくように、汚れたままお出しいただくと、それはごみになってしまいます。資源としての再利用ができないような状況になるわけでございます。これは以前からもいろんな協力していただく方々の啓発のお願いもしていただいているところでございます。町としても、各自治会に出向きまして、廃プラスチックの取り組みにつきましては、いろいろと御説明もさせていただきながら取り組んできているところでございます。今後も収集をよりきめ細かに進めていくということでございますので、というふうに考えておりますので、町としても各自治会、あるいは住民の皆さま

んに啓発できるよう、きめ細かな収集体制を図っていくためにもきれいにお出ししていただくような方法を啓発していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

議 長

町長。

町 長

最後の町村会として国にということでございますが、奈良県の町村会といたしましては、県にさまざまな要望をいたしております。全国の町村会からも国に対してさまざまな要望をいたしております。しかしながら、この枠の撤廃ですか、5万人以上、400平方キロメートル以上という要件でございますが、これについて特に奈良県の町村会から、県あるいは国に対して要望したという記憶はいま私の中にはありません。いずれにいたしましても、奈良県の動きがそういう動きであるならば、当然、奈良県の町村会としても、全国町村会を通じて国に要望していかなければならない、そういうふうにして取り組んでいきたいというふうに思っております。

議 長

繁田君。

11番

清掃センターの問題については、これからまだ方針を策定される途上にあるわけですが、広域化するにしても、あるいは一部事務組合ができるかどうかわかりませんが、飛び地で田原本と御所はやってはるんですよね。五條入るかどうか、いまもめているみたいですが、

まだ、おそらく結論が出て、具体的な取り組みが始まるまでには相当な年月が多分要されるというふうに思います。その間に清掃センターそのものはどんどん老朽化していくわけですから、いま申し上げたように、国の要件を何とか緩和して、修理、修繕について単費で対応ではなくて、国から補助を持ってこれるように努力をしていただきたいと、これは要望して、1番のごみ問題については終わりたいと思います。

議 長

教育委員会総務課長。

教育委員会総務課長

それでは、大きな二つ目の教育施設の補修改善について回答を申し上げます。まず、教育施設の補修改善につきましては、この間、耐震化の取り組みを中心に進めてきたということは議員も御承知のとおりでございます。各小学校、

中学校の校舎等については、年々修繕箇所が増えてまいりまして、可能な限り当初予算や補正予算を計上させていただいておりますが、年度途中に発生した急な修繕や改修についてはすべて対応し切れていないというのが現状でございます。

現在教育委員会で把握をしている主なものでは、学校による違いは当然あるわけですがけれども、総じて校舎、体育館の雨漏り、プールの水漏れやろ過器の老朽化、トイレの詰まりや悪臭、ボイラーの漏水、それから教室カーテンの破損など、多くの修繕箇所が見られるところでございます。

中でもプールにつきましては、年に限られた期間での使用ではございますが、各小学校、中学校において何らかの支障を来しているのが現状でございます。

また、東小学校は他の小学校と違いまして、平成10年に北館のみ大規模改修を行っておりますけれども、本館と南館につきましては大規模改修は行っておりません。そういう意味では、全体として傷みの激しい状況になっているわけでございます。

そういう意味で、東小学校の修繕、改修につきましては、他に優先して行わなければならないと考えており、現在準備を進めているところでございます。

教育環境の整備につきましては、予備費の充用もお願いしながら、できる限りの対応をしておりますけれども、多額の費用を要することから、なかなか一度にすべてを改修するというのは困難でございます。教育委員会全体の課題の中で、優先順位をよく見据えながら、引き続き子どもたちのためによりよい教育環境の整備に努めてまいりたいと考えますので、御理解をいただきますようお願い申し上げます。

以上です。

議長

繁田君。

11番

いま、課長の答弁をお聞きしてちょっと驚いているんですけども、調べたら、かなり4小学校、中学校についてもそうなんですけれども、あちこちに傷みが出ているということで、特に西小学校は、いま、プールも使えていない状態なんですかね。やっぱりこれは早急に改善していただかないといけないと思うんですけど、何分答弁の中にもありましたように、4小学校と1中学校ですから、全部を一遍にというわけにはそれはいかないというのはよくわかります。ただ、このままの状態子どもたちの学び舎として本当にふさわしいのかどうかというと、やっぱり、これ、ふさわしくないんですよ。だから、早くこれは改善していただかないといけないと思うんですけども、特に雨漏りによる

外壁の汚れとかはがれとか、天井の腐食とか床の腐食とかというのは、これはもうこんな状態では勉強できないですよ。雨が降るたびに勉強が中断されるということにもなりかねない。何とかこれは早急にやっていただかないといけないんですが、御指摘のように、東小学校については、北館はともかく、本館、南館が特に問題があるということなんですね。他に優先して改善、修繕工事をしなければならないという御認識はお持ちなようなんですけれども、これ、年度内に補正というのはおそらく無理かと思うんですけれども、早急に予算措置をしていただきたいと思うんですが、その点については再度御答弁をお願いします。

議長

教育委員会総務課長。

教育委員会総務課長

ただいまの再質問にお答えを申し上げます。

東小学校の件でございますけれども、先ほど申し上げまして、議員もいま述べていただいたとおりであります。そういう意味では、当然、いきなり工事というわけにもまいりませんから、どこにどれだけの工事が必要かということ、いわゆる設計からしなければならないという問題もございます。そういう意味では、私どもとしては、補正予算も含めてというふうに考えたいところではございますが、この辺は町長部局、総務財政課ともよく協議をしなければならないというふうに考えているところでございます。

また、具体的に大規模な改修をやろうとすると、これは長期の休暇中でないと基本的にはできないということに当然なりますから、そういったことも含めて考えなければならないというふうに思っています。

いま、雨漏りの話も御質問の中で出していただきましたが、もちろん雨が降ると授業ができないという、そういうようなレベルの問題ではもちろんないんですけれども、これもいろいろ専門業者にも聞いておりますけれども、これまでもお答えをさせていただいたかと思いますが、なかなかですね、雨が浸透してくるとするのはどの部分を防水工事をすればそれがとまるのかというのは非常に難しい。だから、全体としては、一般的に防水というのは10年というふうに言われていますので、これは耐用年数をかなり過ぎていくということになりますと、全面的に防水工事も含めて考えなければならないというふうな問題も出てまいります。

そういう意味では、漏っているところは1カ所でも、それをとめる工事ということになりますと、これは相当難しい、あるいは金のかさもかなり大きな額になるということも含めて検討していますので、できるだけ早く、いずれにし

まして教育環境を整えてまいりたいというふうに思いますので、その点について御理解をお願いしたいと思います。

議長

繁田君。

11番

雨漏り一つをとっても、かなり大規模になるかもしれないという、現状だけ見てたらそこやけれども、実際に原因のところを探ってみたらかなり広範囲に及んでいたということはあるかもわかりませんし、大がかりな工事になるかもわからないという印象を受けたんですけれども、教育施設、設備の大規模改修については、清掃センターと違って国のほうからきちんと補助金が出ますね。補助対象2分の1の場合もあれば、その工事の内容によっては3分の1補助という場合もあります。補助をとって工事をするためには相当準備に時間も要することだと思いますけれども、やはり子どもの教育環境を考えると、そう待ってはられない。むしろもう待ったなしの状況にまでいま来ているのではないかと思います。

ですから、この点については、早急に予算を措置されて、早急に改善をされるように、これは町長のほうの決意も含めてお考えをお聞かせいただきたいんですが、いかがでしょうか。

議長

教育委員会総務課長。

教育委員会総務課長

私のほうからお答えを申し上げます。

いま、議員述べていただきましたように、教育施設というのはある意味待ったなしでございますし、他に優先してこれを補修改善をしなければならないという認識であります。そういう意味で、我々としてはできる限り、町長部局とも相談をしながら、できるだけ早くこれが改善できるように、引き続き努力をしてみたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長

繁田君。

11番

わかりました。引き続き教育委員会のほうでの鋭意取り組みをお願いしたいと思いますし、あわせて町長には、予算が計上されたときには、この部分については切らないでほしいです。必ずきちんと予算をつけていただきたいということは最後に指摘をしておきたいと思います。

2番目については、これで質問を終わります。

議 長

総合政策課長。

総合政策課長

大きい3項目めの御質問にお答えいたします。

本年3月11日に発生した東日本大震災においては、行政からの支援だけではなく、7月11日現在では被害が甚大であった岩手、宮城、福島の東北3県の66市町村で災害ボランティアセンターが設置され、その運営支援するため、全国から社会福祉協議会職員の派遣もされ、また、こういったボランティアセンターを経由せず、現地で活動されたNPOやいろいろな団体のメンバーを除いても、各災害ボランティアセンターで把握されたボランティア参加人数は延べ57万2,000人にもものぼっていると聞いております。

このボランティアセンターは、ボランティア相談、情報の提供やアドバイス、ボランティア活動の需給調整、ボランティアグループ活動の支援、地域の各種団体や行政とネットワークを持ち、連絡調整を行うことなどの役割を持っており、一般的には社会福祉協議会がその運営を担っておられます。先ほど申し上げられましたとおり、東日本大震災の際にも、平群町社会福祉協議会から現地ボランティアセンターに2人、延べ17日間の派遣をされました。また、平群町からは、県を通じて町職員で保健師3名の派遣やボランティア休暇取得による支援活動参加や、また、宮城県亘理町への支援の準備も進めてまいりました。

平群町地域防災計画の中でも、プリズムへぐりをボランティアの拠点と位置づけ、平群町における災害発生時には地域防災計画の事務分掌に基づき、救護厚生班がボランティア対策を受け持ち、災害ボランティアセンターの設置を行い、救護活動の協力を要請するものであります。

現在の地域防災計画は、平群町が被災した場合を想定し、災害対策本部の編成や事務分掌を定めておるものでございますが、逆に他の市町村で災害が発生した場合に、平群町から被災地への市民ボランティアの活動支援については記載されておられません。

先ほども申し上げましたとおり、ボランティアセンターの運営については、一般的には社会福祉協議会がその運営を担っておられることから、災害対策本部組織体制の中でも、平群町社会福祉協議会も重要な一翼を担っていただかなければならないと思います。

今後、地域防災計画の見直しの際に、災害発生時だけでなく、他市町村における災害発生の際の応援活動についても、庁内関係部署や社会福祉協議会とも協議、連携し、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議 長

繁田君。

1 1 番

社会福祉協議会の中には、いま、ボランティア連絡協議会というのがあります。かなり横のつながりというか、連携をしているんな活動をしていただいていることは私も承知をしております。もともとボランティア連絡協議会が立ち上がったのは阪神淡路大震災ですね、1995年に発生をいたしました。この直後に社協のほうからの呼びかけがあって、協議が進められて、協議会が結成されたというふうに記憶をしております。

阪神淡路大震災のときには、全国から、御指摘のように、多数のボランティアさんが集まったんですけれども、実際にその集まったボランティアがどこで何をしていたのかかわからない。いわゆるコーディネーター役の方たちがいなかったりとか、あるいは救援物資についても、毛布が足りないという情報が出ると、どっと毛布ばかり送られてですね、売るほど毛布が来て、しかもそれをどこにどれだけ搬送していいか、配備していいかというところまで至らなかった。いろんな問題が阪神淡路大震災のときにはありました。

その中で、こういった場合のボランティア活動についても、いろいろ整理をされる中で、ボランティアセンターが各地ででき上がって、そこが派遣の窓口になったりしているというのはよく聞いております。

ただ、この間、県のほうからも派遣があったんですけれども、これはやはり県社協ではなくて奈良県と奈良県社協が共催という形で災害ボランティアバスを出して派遣をしておられます。

当然、行政ですから、県のほうから派遣をされたのは岩手県の陸前高田なんですけれども、こちらのほうとのきちんと情報交換をされて、高田のほうで何がどれだけ必要かということも把握した上でボランティアを募集して、県のほうでバスを調達されたと聞いていますし、派遣に当たっては、参加者みずから宿泊が自分でできること、あるいは食事、トイレ、その他、着がえ、洗面、それから服装などについてもすべて自分で用意をしていくということが要項で定められています。

あと、ボランティア保険については、これは派遣する側ですから、この場合は県だと思えますけれども、県のほうでボランティア保険は加入しますということで、ボランティアさん、この場合は第3クールの場合は40名を募集して送り出されたというふうに聞いています。また、斑鳩町のほうでも、災害ボランティア、これは社協が募集したらしいんですけれども、災害ボランティアを募集して送ったということなんですね。

平群町としては、いま、実際にそういうシステムがないわけですが、今定例会初日にもありましたように、地域防災計画については今後全面的に見直しをしていくということで、これから見直しの作業が進められることと思うんですが、その中に、いまの御答弁にもありましたように、受け手としてのボランティアの窓口だけではなくて、送り出す側としてのボランティアの窓口、この件についても、県内でもいろんな事例があると思いますので、そういう事例を精査しながら、しっかりと計画の中に位置づけていただきたいと思います。

この件については、これからの取り組みになりますので、もうこれ以上はお聞きをいたしません、また、地域防災計画ができる段階で、改めて取り組みについてはお聞きをしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。

議長

それでは、繁田君の一般質問をこれで終わります。

発言番号2番、議席番号9番、山田君の質問を許可いたします。はい、山田君。

9番

それでは、議長の許可をいただきましたので、通告に基づいて質問させていただきます。町当局並びに町長のお考えをお聞きしたいと思います。

実は先日、私も所属しています奈良政策研究会のメンバーである県議会議員や奈良県内の他の市町村議員の方々とともに自費で北海道ニセコ町や北海道庁へ視察、研修に行ってきました。また、その研修期間中には、夕張市議会議員や北海道選出国会議員との会談、意見交換等をさせていただく機会もあり、いろいろな面で考えさせられた課題や先進的な部分で勉強になったところがありましたので、その中から、今回は大きく2点、友好都市・姉妹都市についてと、住民との情報の共有についてお伺いします。

まず、友好都市・姉妹都市についてお伺いします。

この件についての質問は、平成21年12月議会で下中現議長からも、歴史、文化、スポーツなど、さまざまな分野で町外との交流を積極的に進めていくまちづくりが必要であるという観点から質問されています。当時の答弁によりますと、第4次総合計画の中でも、国際交流や国内都市間交流を進めていくことが必要になってきており、提携の調査、検討をする方針になっているが、現在のところ、他行政との提携は行っておらず、今後の課題として検討し、交流活動の実現を図っていききたいとのことでした。

そこで、私は、少し異なった観点からお聞きします。

一つ目は、行政間の人材交流・業務交流の推進についてお聞きします。昨今の各自治体の状況を見てみますと、それぞれのまちでいかに住民に満足してもらえる行政サービス、行政運営を行っていくかをテーマとし、その特色、独自性を打ち出されている自治体も多いようです。例えば、これまでも話してきた長野県下條村の過疎化対策のための若い夫婦対象の一般財源での村営住宅制度の創設、北海道ニセコ町のまちづくり基本条例による住民との情報の共有等、その市町村によっていろいろな取り組みが行われています。

北海道ニセコ町では、職員研修については自主申告、手挙げ方式による研修参加制度や他の自治体との人材交流、業務交流も積極的に実施されているようです。

そこで、本町においても、幾つかの自治体と友好都市、姉妹都市を締結し、短期、中期的な人材交流、業務交流を行い、それぞれの自治体についていろいろな方向から学び、人材を育成していくことも必要ではないかと思いますが、いかがお考えでしょうか。

二つ目は、広域的大災害時の復興支援等の役割についてお聞きします。

去る3月11日、東北地方を襲った東日本大震災は、私たちの想像、予想を遙かに超越した大規模、広範囲な災害でありました。いまだに不便な避難生活を強いられている方々もたくさんおられ、残念ながら、復興の遅れも否めない状況であります。

各方面からも復興支援に駆けつけられており、平群町職員組合からも自治労からの要請を受け、何人かの職員も岩手県宮古市へ支援に駆けつけられたと聞いています。

今回の災害では、行政自体が壊滅的な打撃を受け、行政機能が麻痺してしまった自治体もあったようですが、復興の状況としては、姉妹都市、友好都市からの支援状況の違いによって自治体間に差異も生じているようです。実際、支援する気持ちがあっても、要請がなければどこに行ってもいいのかもわからないのが現実であり、近隣自治体も同様に被災している状況であり、頼りにできない中、普段から交流のあった遠くからの支援は本当にありがたいものであったのではないのでしょうか。

そこでお聞きします。

近隣町の現在の友好都市、姉妹都市の状況及び今回のそれぞれの自治体独自の支援状況はどのようにされていたのでしょうか。また、今後の平群町として、広域的大災害に見舞われたときの住民の安全安心を守る復興支援と相互支援という役割観点から、積極的に友好都市、姉妹都市の提携に取り組んでいく必要があると思いますが、いかがお考えでしょうか。

次に、大きな2点目として、住民との情報の共有についてお聞きします。

平群町では、現在、住民への情報発信の一つとして、住民説明会、タウンミーティングを毎年開催されています。しかし、住民からの質問、要望、指摘内容は本当に踏み込んだ内容になっているのでしょうか。行政運営の骨格をなす予算についての情報提供、情報の共有ができていない以上、何を議論するのか、何を指摘するのか質問のしようがない。何を聞いていいのかわからない。何を要望するしかない町政報告会になってしまっているのではないのでしょうか。

常に議会に傍聴に来られている方はある程度理解の上で質問されているかもしれませんが、ほとんどの住民の方々とは情報の共有にはなっていないのではないかと思います。

現在平群町では、決算資料と、現行事務事業の見直しのため、政策基本体系表を作成され、議会及び行政にて共有しています。北海道ニセコ町では毎年予算説明書を作成され、住民全戸に配付、予算という情報の共有できるその資料に基づき、住民説明会、タウンミーティングを開催され、活発な意見が交わされているとのことでした。

その予算説明書には、事業別に、予算規模、財源内訳、補助基準、限度額まで掲載されており、まさに、行政、議会、住民のすべてが情報を共有できるものになっています。

そこで3点お聞きします。

まず、一つ目は住民説明会・タウンミーティングでの成果について。9月議会終了後、11月にも開催される予定ですが、これまでの参加住民数の推移及び行政運営に反映された意見等があれば報告いただきたい。

二つ目は、住民への情報発信について。住民との情報の共有という点についてはどのように考えられているのでしょうか。

三つ目は、予算説明書の作成及び住民全戸配付についてはどのようにお考えでしょうか。

以上、大きく2点について、明確な御答弁をお願いいたします。

議長

総合政策課長。

総合政策課長

大きい1項目めの御質問にお答えいたします。

幾つかの自治体の友好都市、姉妹都市を締結し、短期、中期的な人材交流、業務交流を行い、他の自治体について学び、人材育成を行ってはどうかという御提案ですが、さまざまなまちづくりの諸施策を進める上で、他の自治体など先進地の事例に学び、生かしていくことは交流を主体とした友好都市や姉妹都

市の形態だけでなく、大変有意義な御提案であると考えます。以前には実務研修として奈良県に職員を派遣した事例や継続的に実施している各課からの推薦の中から、選考により、アカデミー研修やJ I A M研修への派遣、職員からの自主的な研修の申し出による研修や、一方、国家公務員の短期研修の受け入れなどを行った事例もあり、人材交流、業務交流という点では、それぞれ研修先での交流も深まり、有意義で効果的でありました。

現在、行政組織をスリム化し、職員数が限られている中、人員配置や組織面での対応が可能であるかどうかといった検討や人材育成方針の観点からの検討が必要であると考えます。また、友好都市、姉妹都市につきましては、相手先のあることなので、双方の自治体のニーズや需要にマッチングすることも必要です。

個別業務においては、県内外を超えた他自治体の連携、協力関係もありますので、さまざまな機会を契機としてとらえ、さまざまな角度からのアプローチなど、友好都市、姉妹都市という形態にとらわれず、業務提携や相互応援協定、防災協定の締結等の可能性も含め、調査研究してまいりたいと考えております。

それから、2点目の近隣の友好都市、姉妹都市の状況でございます。近隣では、三郷町が埼玉県三郷市、長野県安曇野市の2市と、斑鳩町が長野県飯島町、兵庫県太子町、大阪府太子町の3町友好都市の提携を行っており、主に年に1回程度、行政同士の表敬訪問や住民や団体レベルでのスポーツ交流や物産展などの交流を主体とした取り組みなどが締結されております。

第4次総合計画においては、国内外の交流の実現に向けての調査、研究の促進、姉妹都市、友好都市提携の調査、検討という記述にとどまっておりますが、歴史、文化、スポーツなど、さまざまな分野で住民レベル、団体組織レベル、行政レベルでの町外との交流を深めていくことが必要となってきました。以前にも同様な質問をいただきましたが、現在のところ、友好都市、姉妹都市の取り組みについては調査、研究にとどまっている状況であります。

第5次総合計画作成の際には、歴史、文化、スポーツなど、さまざまな分野での交流という目的から、さらに人材交流、業務交流や災害時での相互応援等の取り組みについての検討を進めてまいりたい、当面はいろいろな角度での可能性を模索してまいりたいと考えております。

以上です。

議長

総務財政課長。

総務財政課長

私のほうから、友好都市、姉妹都市締結についての広域的大災害時の行政間

の御質問について、自治体独自の支援状況の御質問がありましたので、それについてお答えさせていただきたいと思えます。

東日本大震災での被災地に対し、周辺自治体独自が行った支援状況につきましては、生駒市のほうでは、岩手県陸前高田市及び山元町に、また、斑鳩町のほうにおかれましては、岩手県大槌町、また王寺町におかれては岩手県陸前高田市に対して支援が行われ、その主な活動としましては、給水応援、消防本部救助隊派遣等とのこととございます。

なお、斑鳩町の場合におきましては、大槌町に職員等を派遣した理由としまして、チャレンジデーという運動を通しての交流があったというふうにお聞きしております。

ちなみに平群町におきましては、昨年7月に宮城県亘理町の議会議員さんが本町に視察研修に来られたことや、たまたまではございますが、本町の住民が亘理町にボランティア参加しておったというふうなこと、そういった御縁がございまして、亘理町と連絡を取り合いながら、人的支援の準備を事務レベルでは進めてまいりましたが、直前になって、現地の災害対策本部のほうより、亘理町のほうでは、他の市町村に比べて比較的早く仮設住宅が建設されたということもございまして、丁寧にお断りの連絡をいただきました。

そういうことで、結果的には人的支援ができませんでしたが、議員もおっしゃっておられましたように、こうした縁が真の友好関係を生んで、友好都市や姉妹都市につながっていけばいいのではないかとこのふうには感じております。

以上です。

議長

山田君。

9番

ありがとうございます。

質問がちょっと分かれている部分があるんですけど、何点が再質問させていただきます。

まず、友好都市、姉妹都市、答弁としましては調査研究をしていきたい。これは以前に下中現議長が質問されたときと同じような答弁にとどまっているんですね。ほかの近隣町の友好都市なんかもいま御紹介いただいたんですけど、第4次総合計画の中で、これ、発行されたのは15年の3月ですよ、その時点での各県下の市町村の友好都市、姉妹都市、掲載されておまして、今回、いまの新しい平成22年度の状況を見ますとね、何点か、奈良市、天理市、桜井市、三郷町も含めて、三郷町は市町村合併で市町村名変わったからの部分もあると思うんですけど、それ以降でも、各市町村、いろいろ友好都市、姉妹都

市、新たに提携されているんですよね。でも、平群町は一向に進まない。なぜ進まないのか。調査研究ばかりでは進みませんよね。

先日の新聞に、9月9日付の毎日の奈良版にも、これは中国ですけど、奈良県が中国の陝西省と友好提携をされたという記事が載っていました。ここにはね、2008年に同省を訪れた荒井知事が友好提携を申し入れたとあるんです。こちら側から友好都市になってもらえませんか、なりませんかというアクションを起こされているわけです。調査研究だけでは何もならない。

以前の質問でも、当時、下中議員のほうから、いろんなきっかけがあるでしょう。重要文化財の十三塚なんかも全国で二、三カ所、それもきっかけ、いま、キャラクターまでできた島左近、これもいろんな九州にも関連があるみたいだし、いろんなきっかけというか、その気になれば各方面でできると思う。友好都市、姉妹都市を結んでいこうという気持ちがあるかどうかが一番のポイントだと、調査、研究だけよりもね。それはいまの事例を紹介して、指摘をしておきたい。私は本当に、あとでまた聞きますけど、どれほど友好都市、姉妹都市が必要であるのかを認識するかが一番のポイントではないかというふうに思うんです。

友好都市、姉妹都市を結ぶことによっていろんな利点も私も紹介させていただきましたりもしましたが、まず、いま、職員の研修については、いつもおっしゃられるアカデミー、これはこれで有意義なものであると思うんですけど、行政の中でいろんな努力、独自性を出す、特色を出す取り組みが行われております。そういったことも勉強するという観点から、一つの観点からしても、職員をその市町村との職員の交換を短期間、中期的にも交換して、いろんな業務交流、どんなことがその市町村で行われて、どんなメリットがあって、どんなデメリットがあるんだということも含めて、深く勉強していくため、これから平群町の行政運営を担っていく職員を育てていくためにもすごく有意義なことではないかと。そのためには、受け入れてくれますかと言ったって、なかなか受け取れないんで、そのためにも友好都市、姉妹都市を結んで、受け入れてもらう体制をつくっていくということはものすごく大事なことではないかと思うんですよ。災害時には、その市町村の状況がその職員もわかっているんですよ。

ちょっと話飛ぶかもわかりませんが、先ほど、平群町が巨理町に、丁重に、復興についてもうまく行っているんで結構ですということがあったと。奈良市では、新聞にも載ってましたけども、3月12日から姉妹都市には紙おむつや非常食をトラックに乗せて支援物資を送ったと、もう、そんな連絡よりも先に動いた。これは姉妹都市だから動けるわけじゃないですか。行きましよう

かと言うたら、それは来てほしいのは、向こうもありがたいんですけど、来ていただいたら何を仕事してもらうんかもできてない状態で受け入れる体制もできてないんで、迷惑をかけたらいかんと思って、これ日本人特有の気遣いかわかりませんが、結構ですという話になるんでしょう。

でも、行きゃあ、姉妹都市、友好都市ということで行けば、何なりとすることがある。仮に十分するまで行かなくても、多少でもできれば、それはそれで支援につながっているわけです。ということは逆に、今回の台風12号、十津川の方々、勝浦の方々には大変心中お察しして、お見舞い、亡くなれた方にはお悔やみを申し上げるところではございますが、平群町が広域的な災害に見舞われたときに、近隣市町村は当てにならないんでしょう。県や国からの支援を待っている自治体はかなりやはり遅れたらしいです。姉妹都市、友好都市を結んでいて来てくれた市町村との差異は激しかったらしいですよ。これを当てにするわけじゃないですけど、友好都市、姉妹都市を結んでいくということは、平群町が広域的災害に見舞われたときにも、住民にとっても大変ありがたい必要な支援になってくるということから見てもね、必要ではないかと思うんです。

そこで、いろいろお話させていただいて、再質問なんですけど、この二セコ町では、予算として、いま、200万円ぐらい、職員研修に手挙げ方式、平群町も以前やられていたということをおっしゃっていたかなと思うんですけど、職員がいろんな研修を見つけてきて、ここへ行きたいんだ、こういう研修があるから私は参加したいんだということがあれば、当然、口頭だけじゃなしに、ちゃんとそれなりの手続をとって、幾らでも職員に行ってもらって予算を200万円ぐらいとられているということなんです。平群町としては、いま、そういう現状、手挙げ方式という制度をいまもとられているのか、また、今後、こういうことについてはどう考えられているのか。

それと、いろんな業務交流ということで、民間の職員の受け入れとか、職員の民間への派遣とか、そういうこともなされているようです。そういう意味で、友好都市、姉妹都市も含めて、いま、過去に県のほうにちょっと行かれたということがあったんですけど、今後、そういう職員の、県外といいますか、遠いところ、いろんなところへの職員の手挙げ方式も含めての研修についてどうお考えですか。

それから、災害時の相互支援の提携ということでは、災害時相互支援の提携という制度もあるということが新聞にも載っていました。ただ、これはあくまで本来心と心という関係では、友好都市、姉妹都市ということがあっての本来の隅々までの気持ちの伝わった災害支援になってくると思うんですけど、今後の姉妹都市、積極的に友好都市、姉妹都市がそういう意味からも積極的に提携

を結んでいく必要があると私は思うんですけど、その調査、研究とかいうだけではなく、そういう観点、災害の相互支援という観点からも、姉妹都市、友好都市についてはどのようにお考えですか。再度御答弁いただけますか。

議長

総務財政課長。

総務財政課長

まず、再質問の1点目の職員研修のことです。

平群町は、御承知のとおり、非常に財政難で、行財政改革をいま現在取り組んでいるということで、非常に限られた制約がありますけども、特に人材育成ということについては、限られた予算ではありますけども、可能な限り予算化して、研修強化をしようというふうな方針です。

議員も御承知や思いますけども、人材育成基本方針というのをつくって、それに基づいて進めているというふうなことです。

おっしゃっておられた手挙げ研修につきましても、職員がこういう研修に行きたいというふうな部分については、極力行っていただくというふうな形で予算化もしておりますので、J I A M研修、それからアカデミー研修のみならず、独自にこういうものを学びたいというふうな部分については、もちろん予算の範囲内ではありますけども、できるだけ予算を確保して、対応できるようにしております。

それから、もう1点、今後、職員交流として国や県、まあ、県でしょうか、に職員を派遣したりとか、交流をというふうなことの計画はあるのかという御質問だったと思いますけども、これにつきましても、以前にはそういう例があったんですけども、ちょっと、いま、できることなれば、将来的に、こういうことも含めて、民間との交流なんかも含めてやっておられるところも聞いておりますし、井の中の蛙にならないためにも、よその自治体に直接行って、交流して学んでいくということは非常に有益ではないかなというふうには思いますけども、いま現在、平群町の職員の現状でいいますと、非常に組織機構改革を平成19年に大きくして、人員を極端に減少させましたので、そんな中で、なかなか他の自治体に行って、交流してというところまでなかなか行かないというのが現実問題としてあります。

ただ、さっきも言いましたように、今後、そういう人事交流なんていうのは有益、有用であるというふうには思いますので、ある程度余裕が出てくれば、そういうことも考えてまいりたいというふうに思います。

それから、災害におけることを契機として、友好都市、姉妹都市の話ですけども、これにつきましても、先ほど亘理町のお話をさせていただきました。亘

理町に、これは宮城県の海に面したところですが、実は具体的にかなりな事務担当者同士のやりとりの中ではありませんして、5月、6月、7月にかけて、延べで言いますと84名の職員を派遣していくと。実際には実人数は10名ぐらいですけども、そういうことで、具体的に何をやって、どういうところに泊まって、そういうようなことまで詳細にわたって事務的に進めておったわけなんですけども、先ほど申し上げましたように、向こうの事情で、余りこちらのほうからも押しつけがましく行くのもどうかな、向こうに迷惑をかけてもいけないかなということで、一たん、向こうのほうから結構ですというふうなお返事をいただきましたので、行ってないというふうな状況ですけども。

先ほども申し上げましたように、町としては、今後、大規模災害というのは平群町にかけて起こる可能性は十分ありますので、そういったことにおいてもやっぱり友好都市、姉妹都市なんかというのがあれば、当然そういったときに助けていただけますし、また、逆に応援に、こちらのほうから災害支援に行ったりとかいうふうなことで、効率的、効果的な応援体制がとれるんじゃないかなというふうに思いますので、この亘理町のケースなんかも、こういうことを言っているのかわからないですけども、これを契機に、これを縁に友好都市になれば、文化交流もできますし、いろんな意味でいいなというふうなことは思っておったところでございます。

以上です。

議長

総合政策課長。

総合政策課長

再質問にお答えいたします。

友好都市、姉妹都市の提携に当たりましては、先ほど申し上げましたとおり、行政間同士の表敬訪問であるとか、住民や団体レベルでのスポーツ交流や物産展などの交流とした主体の取り組み、それ以外にも、災害時の防災協定まで締結してるというところの例もございます。

また、過去にも、平群町におきましては、昭和の時代とか平成の初めのころの友好都市、姉妹都市というのは主に、いわゆる市町村名であったりとか、歴史上の人物のゆかりのある市町村であったりとか、何か共通点を持って締結されてきたということで、平群町におきましても、過去にも何回かそういった友好都市、姉妹都市の模索というのをやっておりますして、地名から行きますと、前にも答弁させていただきましたように、旧の国名になるんですけども、富山町という町がございます、千葉県ですか、それが平成の合併で南房総市というふうに名前が変わってしまったまちであるとか、あとは地名で平群というよう

な地名が出てくるようなところが九州の福岡市でしたか、そういったところも
ございますけれども、そういった何か共通点を持って締結されたということが
ありまして、以前にもそういった模索がされたんですけど、結果といたしまし
ては、現在のところは、まだ友好都市、姉妹都市の締結には至っていないとい
う状況でございます。

先ほども総務財政課長からの答弁もありましたとおり、災害時の防災協定、
そういったこともあると思います。先ほども答弁させていただきましたが、い
わゆる友好都市、姉妹都市といった名称にも、そういったことだけに限定せず
に、いろんな形、県内外における自治体の連携とか協力関係も含めていろんな
形、そうしてから、いまの先ほどのありましたような亘理町のようなそういっ
たきっかけ、そういったことから含めて、さらには人材交流、業務交流、災
害時の相互応援等の取り組みにつきましては、そういったいろんな分野での検
討を始めたいということで考えております。また、いろんな角度での可能性の
模索をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議 長

山田君。

9 番

すいません。答弁が長いような気がしまして、明瞭簡潔にお願いしたかった
んですけど、何か答弁があっち行ったり、こっち行ったりと、結局ようわから
ん。要は手挙げ方式等も推進していると、予算内でやっている、人材交流等は
ね。また、職員の減少で、なかなかうまく行かない、ある程度余裕ができ
たら行きます。ある程度の余裕、何が余裕かようわかりません。結局要はわか
らへん答弁なんですよね。だから、同じことを何回聞いても仕方ないんですけ
ど、将来の平群町、行政運営としての幹部になっていく職員を育てていくとい
うことから、これは手挙げ方式をもっと、やられているのであれば、もっと
推進して、本当に職員すべてがそれをちゃんと認識して知っているのかとい
うことも含めて、職員にも通達して、スキルアップのためにもやっていただき
たいということをお願いしておきます。

それと、災害時の支援で、先ほどの話の追加になるんですけど、台風12号
で新宮市と宮城県はお互い相互に、今回の東日本大震災と今回の台風12号の
災害でも即座に対応されている。亘理町とは、今後もそういう関係で友好的な
関係を結んでいきたい、これはこれで結構なんですけど、先ほども言ったよう
に、本当に困っているときに、お願いせんでも来てもらえるということは、受
け入れ体制とかいうんじゃ、そんな次元のレベルじゃないんですよね。一たん

何ができるかもわからんけど、とりあえず心配や。何人かの職員がそれまでここに行っていたら、土地勘もある程度わかっている。役場がどこやと聞かんでもええ。役場はどこでしょう。災害のところで、そこへ行ってからそんなことしとったら、逆に迷惑かけるだけでしょう。そういう意味でも、やっぱり友好都市、逆に平群町に来てもうたとき、役場はどこや、聞いてもらわんでも、勝手に向こうからすぐわかってくる。いまは地図もありますから、ナビもあるんでわかるんですけど、そういう意味じゃなしに、土地勘もある程度わかったような友好関係の姉妹都市をつくっていかなければならないんじゃないかなというのを私は言いたかった。

調査、研究必要でしょう。いろんな、これまでも模索をされた地名であったり、昔からの由来であったりということで模索された。それは当然相手があることで、こっち側が結んでくださいと言うたって、相手はその気にならなければ結べない、これは当たり前の話です。先ほど言った奈良県知事なんかは、自分から申し入れられた。今回、向こうもお互いの気持ちが通じ合ったのか、友好都市を結ばれた。そういう意味で、行動に移す、今回の震災、東日本大震災、台風12号の災害、これを契機に踏まえて、平群町はすぐに行動していかなければならないのではないかなと思うんですが、これは基本的に町長の考え、方針に大きく左右される場所であると思うんですよ。

そういう意味から、町長、この友好都市、姉妹都市の提携、そういういろんな人材交流や災害等の支援等も含めて、いま平群町、友好都市、姉妹都市ないんですよ。結んでいかなければならないのではないかなと思うんですが、町長、その辺についてはどうお考えでしょうか。一言ちょっとお願いできますでしょうか。

議 長

町長。

町 長

そもそも姉妹都市、友好都市は何のためにやるのかということが、そのことについていろいろ御議論いただいたわけですが、第一義的には、議員御指摘のとおり、平群町の町民の安心安全、あるいはまちの発展に資するということが一番ではなからうかというふうに思っております。

したがって、姉妹都市、友好都市だけが唯一の手段であるというふうにはなかなかないんじゃないかと。いろんな、例えば大きく二つ御指摘いただいております。人材交流、業務交流ですね。これは当然いろんな人材育成という意味で、あるいはいろんな他町のよい点を学ぶという意味では非常に有効であるかと思っております。それが直ちに姉妹都市、友好都市につながるかどうかとい

うことは、また別の問題であると。

それから、二つ目は災害でございます。当然これは、言えばですね、同じような町同士が結ぶのか、あるいは災害というのは集中的にある地域に起こるといってございませぬので、全く違う地域のまちと災害について、じゃあ、いろんな検討を進めるといふようなことはあり得るかなといふふうに思います。議員の御指摘いただいた、特にこの災害の点について、今後、研究を進めていきたいなといふふうに思います。

友好都市、姉妹都市を最終目的にするのではなくて、それを一つのまちの活性化につなげるといふことでは大いに意義があるかと思っておりますので、同じ答弁になりますけれども、友好都市、姉妹都市については調査、研究していきたいといふふうに思います。

議長

山田君。

9 番

町長の口からは、まあそれは相手があることやから、それはどうなるかわかんけど、その方向で進んでいきたいという答弁をいただけるかなと思ったんですけど、友好都市、姉妹都市は別に平群の住民のためにもなる私は一つの政策であると思っております。だから、やっていくのは、住民にとっても大変いいことだと思っておりますけど、何かよくわからない御答弁でちょっと残念でした。調査研究をしっかりと進めていっていただきたいということをお願いを申し上げます、2点目に移りたいと思います。

議長

総合政策課長。

総合政策課長

大きい2項目めの1点目、住民説明会の成果についてのお尋ねですが、まず、参加者の推移です。平成19年度は計8回開催し、延べ634人、平成20年度は計4回開催し、延べ199人、平成21年度は新型インフルエンザの影響で開催をしておりません。平成22年度は計2回開催し、延べ56人という状況でございました。

財政状況や税収、人件費などの行財政運営に関する事、駅周辺整備事業や公共下水道など、各種のまちづくりの施策、事務事業に関する事など、幅広い分野にわたり、毎回参加された方から御質問、御意見等をいただいております。住民説明会終了後、議員の皆様には、その内容や実施状況を取りまとめた報告書を配付させていただいており、また、概要については質問、意見等を取りまとめた冊子や広報で全戸配付するとともに、ホームページにも掲載してお

ります。

行政運営に反映された意見等についてですが、このような住民説明会を継続的に開催し、住民への情報提供や説明を行ってほしいとの意見が多数寄せられ、住民説明会では説明し切れなかったことや、個別の事業やテーマで住民説明会を開催するなど行ってまいりました。

例えば駅周辺整備事業では、個別に住民説明会を開催し、御意見をいただくとともに、事業に対する御理解を深めてまいりましたし、ごみ減量化についての説明会や懇談会の開催、また、小学校再編成の住民説明会など、個別テーマで住民説明会を開催するなど、住民意見や住民ニーズに把握に努めております。

これまで直接地域に出向き、行財政の説明や住民の生の声を聞くといった機会が余りなかったことから、積極的な情報提供を行い、住民との情報共有を図り、行政として住民への説明責任を果たすとともに、開かれた透明性の高い行政運営に努めていかなければならないと考えております。

2点目の住民との情報共有という点についてのお尋ねですが、先ほどもお答えしましたとおり、住民本意の行政運営を目指し、開かれた透明性の高い行政運営を進める上で、住民の皆さんと行政が同じ情報を共有することが最も基本となることであると考えております。毎年住民説明会資料の全戸配付など、行財政運営の状況について、住民の皆様への情報提供や説明、広報やホームページも活用した各種行政情報の発信、大字自治会や各種団体との会議や懇談会の開催、また、行政出前講座の活用促進など、積極的な情報提供に努めているところであり、今後も引き続きこのようなスタンスで積極的な情報発信、情報共有が図られるような取り組みを行ってまいりたいと考えております。

以上です。

議長

総務財政課長。

総務財政課長

3点目の予算説明書の作成及びその資料の住民全戸への配付についての御質問にお答えさせていただきます。

予算、決算の内容を正確に詳細にお伝えするという事は行政の当然大きな責任であるということは言うまでもないというふうに思っております。

現在、平群町の予算決算につきましては、町の広報紙及びホームページを活用し、住民の皆様にとって充実のした内容で、よりわかりやすくを基本にお知らせできるように工夫しているところでございます。

また、その情報伝達的手段につきましては、非常に膨大で複雑化した情報につきましては、関心を遠ざけてしまうということも懸念されますので、紙面の

制限がある広報紙を使う場合においては、内容をコンパクトにわかりやすくまとめた形で、また、その一方、即時性がある、大量情報を一挙に掲載できるという特徴を持ってありますホームページのほうでは、より詳細な情報提供することによって住民の皆様がお知りになりたい内容をよりわかりやすく詳細にお示しできるよう努めているところでございます。

議員御提案の予算説明書につきましては、住民との情報共有やより行政に関心を持っていただくという、そういった点では素晴らしい先進例であるというふうに認識をしております。御質問の中にもありましたよう、平群町においても同様の趣旨で政策基本体系表なるものを数年前より研究作成し、議会のほうにも紹介させていただくと同時に、ホームページのほうにも公開させていただいているところであります。

ただ、この体系表につきましてはまだまだ不完全な部分もございますので、議員からいただきましたアドバイスも参考にしながら、事務事業を総合計画を機軸に政策レベルから施策レベルに至るものとして、体系化させて、同時に、あわせて予算や決算とも連動できる、そういったものになるよう今後ともそれを課題として調査、研究してまいりたいというふうに思っております。

なお、印刷物としてこれを住民全戸に配付するということにつきましては、財政的な側面もございますので、総合的に判断していかなければならないのではないかというふうに考えております。

議長

山田君。

9番

ありがとうございます。

簡単に行きます。あのね、この質問というのは基本的に、後で最後に言いますけど、1点なんですよね。本来は。その中で、いまの状況もお聞きしておきたかったんで聞いたんですけど、現実的には、住民説明会は、いま聞きましたら、毎年参加の住民の方が少なくなっているというのが事実ですよ。19年度は1回当たり80人、20年は1回当たり50人、22年は約28人ですか。段々減ってきている。関心も少なくなってきたのかなというのは、中身に住民が魅力がない、興味がないからでしょう。それであれば、一方的に報告会で終わっていて、住民との情報の共有、まちづくりを協働にやっていくということから離れていくような気がするんですよ。それは思いとしては、住民と共有するという思いは同じだと思うんですよ。すべての方が。町長であろうが、議員であれ。それをどういう方法をとっていくかということが、いろんなそれぞれの考えるところであるのかなと思うんです。

2点目の住民の情報発信とか、2点目の二つ目と三つ目の聞いていることはほとんど同じなんですけど、ここで言いたかったのは、これは見てもらったんですけど、ニセコ町がつくられている、紹介したかったのは、ニセコ町予算説明書の1冊なんですよ。これ、住民に配付されているんです。製作費は約500円らしい。それをいろんな視察とかに来られるときは1,000円で買ってもらうとおっしゃっていました。

この中身を見ますとね、例えば写真がついていて、浄化槽の整備事業の予算、これは798万円の予算がありますよと、財源は国の負担額が214万、ニセコ町の負担額584万、主な使うところは負担金2万円と整備事業補助。で、住民にとってはどうなんや。5人槽では新築に伴うとき40万円ぐらい、くみ取り式から単独槽へ切りかえるとき49万円補助されますよって。住民から見ても、うちはどれをつけたから、どれだけもらえるんや。で、窓口はここですよって書いてるんですよ。

そのほかにも、この後ろには、いろんな、マイタウンにも載せてるようなもの、ニセコ町防災マップであったり、ふれあいバスの時刻表であったり、住民、これ1冊持っていたら、町のことに対して何でもいろんな話ができるようになっているんですね。

これは大変です、聞きましたところ。それは当然3月議会終わって、どれぐらいで出されるんですかというたら、4月にはもうできると。当然印刷の時間もあるし、中身はほとんど先に、ゴーをかけるんじゃなしにできてるんですよ、議会までには。だから、大変な作業ですということをおっしゃってました。当然一番初めは大変ですが、あとは変わっていく部分だけ補足してやっていけばいいんですよ。写真なんかも入ってて。

これをね、何なんだということは、これをすることで、説明会もものすごく活発らしい。議員も住民が余りにも情報を知られているので、議員もうかうかできない。知りませんでしたって言えない。そういう意味では、行政、議会、住民が同じものを同じ状況で共有するということで、議論がすごく活発になっていくらしいんですよ。そういう意味から見てもね、大変な事務作業だと思うんですよ。いま、政策基本体系表をつくられていますよ。これはこれで努力もよくわかりますし、意味あることだと思うんですけど、もっと踏み込んでいったときには、ここまでやっぱり目標として行くのも必要ではないかなと思うんです。そのために質問して、紹介をさせていただいたんです。

そういう意味でね、財政的にも問題があるとおっしゃっていました。500円としたら、うち、7,000件として350万ですか。まあまあ、それぐらいの予算も要るんですけど、それがもったいないかどうかは、それはそれぞれ

の考えるところやと思うんですけど、こういうことを、何か先ほどの答弁では、つくっていくことも、それは当然否定はされていないんですけど、つくっていくことを、住民とのそういう意味では共有、予算というレベルで共有していくことについては、いまどのようにお考えか再度御答弁いただけますか。

議長

総合政策課長。

総合政策課長

再質問の1点目につきましてお答え申し上げます。

確かに議員御指摘のとおり、住民説明会の参加人数につきましては、年々1回当たりの参加人数が減少しつつあるという状況でございます。これにつきましては、内容等々もやはり検討していかなければならないことも含めて反省点は多々あるかと思えます。

ただ、先ほども申し上げましたとおり、いろいろと住民の方から意見が出た中には、こういった住民説明会を継続的に開催してもらいたいと、そうしたこととか、住民への情報提供、確かに説明を行ってほしいというような意見が多数ございまして、ここ数年、駅周辺整備事業であるとか、ごみの減量化についてであるとか、それから小学校再編成であるとか、個々、いろいろテーマを絞って、それぞれテーマを絞っての住民説明会もいろいろ開催いたしました。そういったことから、住民の皆様方が自分たちの聞きたい内容につきまして選ばれているということもあります。そういったことありまして、実際全体的な説明と町政全般を説明する住民説明会につきましても減ってきているというのは現状でございます。まだまだ反省していかなければならないということもございまして、これからも検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長

総務財政課長。

総務財政課長

予算説明書について、住民の方にいわゆる説明責任を果していくという意味で、予算としてこういうものをつくっていくことについての考え方をという御質問やったと思うんですけども、町のほうでは、御紹介いただいたニセコ町のそのやつも見せてもらいましたが、以前に議員さんのほうから、他の議員さんですけども、こういうのもあるよというふうなことで、二、三同じようなそういう冊子をつくっている町村が市も含めてありましたけども、あって、それはそれでいいなというふうに思っていて、それを参考にしながら、今回、政策基本体系表については平群町のほうで印刷物として全戸配付する、そこまで

は行かないんですけども、現状としては行かないんですけども、政策基本体系表としてまとめた形で集約した形で作り出したというのが現状の政策基本体系表です。中身を見ていただいていると思いますけども、その中の課題、いま現在の課題としておりますのは、やはりこうした資料を基本的にはもとにしなから、アカウントビリティを果たしていくというふうなことをできる、そういうシステム設計が今後の課題というふうにしてますんで、議員がおっしゃった、紹介されたような内容になるかならないかは別として、基本的には住民の皆さんへの説明責任を果たしていける何らかの手だてを、予算が仮にかかっても、効果的な方法があれば考えていきたいというふうに思います。

議長

山田君。

9 番

住民に対しての説明責任を果たしていく何らかの効果がある方法も考えていきたいということですが、行政課題の解決のためには住民との情報の共有ということも大きな点であると思います。今後、こういうことも参考にして、こういうことも作成していく方向で検討していただきたいということをお願い申し上げます。一般質問を終わります。

議長

それでは、山田君の一般質問をこれで終わります。

11時まで休憩をします。

(ブー)

休 憩 (午前10時46分)

再 開 (午前11時00分)

議長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

議長

発言番号3番、議席番号4番、森田君の質問を許可いたします。はい、森田君。

4 番

質問に入る前に、このたびの台風12号でお亡くなりになられました方の御冥福と被災されました方に心からお見舞い申し上げますとともに、平穏な生活が1日でも早く戻れますことをお祈り申し上げます。また、甚大な被害をなさ

れました和歌山県那智勝浦町では、防災対策や避難情報はどうだったかはわかりませんが、最愛の奥様がお亡くなりになられ、お嬢様がお亡くなりになられ、深い悲しみの中、救出作業、被害の掌握に陣頭指揮に当たっている姿を見ておりまして、感銘を受け、敬意を申し上げる次第であります。

それでは、通告どおり、大きく3点質問します。町長を初め、当局から真摯な誠意ある答弁をお願い申し上げます。

最初は「小さな親切」運動の導入についてであります。

世の中は殺伐とした無味乾燥な社会になっており、パソコンや携帯電話のハード、ソフトの発達進展やインフラの整備によって、相手がわからなくても、顔が見えない同士がやりとりできる便利な時代になった反面、人間関係が希薄になり、凶悪で不幸な事件が発生していることも事実であります。幾らパソコンや携帯電話などが発達したとしても、逆に発達すればするほど、社会は1人で存在しているのではなく、周りの多く人々、つまり社会とのかかわりで成り立っております。いまこそ人と人とのかかわりが大切になってきていると思えます。

そこで、本町は人と人のつながりを、フェース・ツー・フェースのコミュニケーションを大切にする、人と人がつながりを持つ小さな親切運動を導入といえますか、推進してはいかがでしょうか。

この運動は、昭和38年3月、東京大学の卒業式で、当時の茅誠司学長が告辞の中で卒業生に送った言葉が契機になり、小さな親切運動がスタートしたものであります。できる親切はみんなでしょう。それが社会の習慣となるようにを目標に掲げ、地域に根差した運動を推進しているようであります。小さな親切運動の実践目標の8カ条は、1、朝夕のあいさつを必ずしよう、2、はっきりした声で返事しよう、3、他人からの親切を心から受け入れ、ありがとうと言いましょ、4、人からありがとうと言われたら、どういたしましてと言いましょ、5、紙くずなどをやたらに捨てないようしましょ、6、電車やバスの中でお年寄りや赤ちゃんを抱いているお母さんには席を譲りましょ、7、人が困っているのを見たら手伝ってあげましょ、8、他人の迷惑になることをやめましょ。本当に当たり前のことであり、だれにでもすぐできることだと思えます。当たり前のことがなかなかできていないのも実情であります。

ちなみにこの運動は、昭和36年6月に東京に本部を置き、スタートして、現在は33道府県に地方本部が、150市町村に支部が結成され、奈良県には昭和58年に本部が結成され、南都銀行の本店に本部があり、大和高田、桜井、生駒、あやめ池に支部も置き、西大寺北小学校、あやめ池小学校が運動実践協力校になっていると聞いております。

次に、土砂災害から住民を守る施策についてであります。

本町は生駒山系と矢田丘陵に挟まれた平群谷であることから、台風や集中豪雨によって土砂災害が町内でいつどこで発生してもおかしくない。台風や集中豪雨によるがけ崩れ、土石流、地滑り等の土砂災害が国内のあちこちで発生して、大きな被害が出ております。また、地震や雪によっても土砂災害が発生しておるようであります。

このたびの紀伊半島を襲った台風12号によって被災した地域では、年間降雨量の2分の1から4分の3の雨が降ったということで、河川のはんらんで、土砂災害危険箇所に指定している地域だけでなく、指定されていない緩やかな斜面での深層崩壊によって、想定外の土砂災害によって、死者、行方不明が100名を超える。また、多くの家屋が倒壊するなど、平成になってから最悪の台風被害が出ております。報道によりますと、避難勧告、避難指示の発令の遅れによって被害を増幅したとも言われております。

そこで、本町は、何を差し置いても土砂災害などから住民の生命、財産を守らなくてはなりません。守る責任があることから、土砂災害から住民を守るための施策について4点お尋ねします。

私は21年9月、22年9月議会で、土砂災害から住民を守る同様の質問をしております。1点目は、町内の土砂災害警戒区域などの指定状況のことです。

平成13年4月、土砂災害防止法が施行され、土砂災害から住民を守るため、土砂災害のおそれのある区域については、危険の周知、警報避難体制などのソフト対策を推進しようとしたものであります。そのため、都道府県は土砂災害防止策について必要な基礎調査を行うことになっており、全国の土砂災害警戒区域は22万5,683カ所であり、うち、特別警戒区域は10万6,046カ所が指定されているというふうに聞いております。土砂災害警戒区域の指定は人家があるところが対象だというふうに聞いております。

そこで、町内の土砂災害警戒区域、特別区域の指定はどのようになっているのでしょうか。

2点目は、土砂災害警報のことです。

大雨による土砂災害の発生の危険性が高まったとき、町長は法的根拠がなくても、避難準備情報を出したり、災害対策基本法などに基づき、住民に避難を促す避難警告やより緊急度の高い避難指示を町長は発令することになっておりますが、本町の具体的な体制はどのようになっているのでしょうか。

このたびの甚大な被害をもたらしました台風12号では、自治体の対応の遅れ、初動ミスによって在宅のまま被災したケースも目立ったという報道もありますことから、適切な避難情報を出すことが被害を最小限に食いとめるために

重要で必要だと言われております。

しかし、姫路市では、台風12号で被害が発生のおそれがあるからといって避難警告を発令したのに、何の被害もなかったことから、多くの住民から苦情を寄せられたというふうに聞いております。

このように、避難情報の発令は、被害を少なくすることが重要であります、なかなか難しい問題を抱えているようであります。

3点目は、防災教育、防災訓練のことで。

防災教育や避難訓練をきっちり行うことで被害や災害が発生しても被害を最小限に食いとめることができるようで、本町の取り組みはどのようになっているのでしょうか。ちなみに釜石市では、安全なまちづくりの推進が重点施策の一つになっており、自然に備えた地域防災力の充実強化が喫緊の課題と位置づけ、防災訓練の実施や大学の協力を得て、小中学校の防災教育、避難訓練に取り組んでいった結果、このたびの東日本大震災の被害は他の被災地に比べて被害が少なかったというふうに聞いております。

4点目は、防災ハザードマップの見直しのことで。

自分の命は自分で守る。自分たちのまちは自分たちで守るという自助、共助の体制づくりの一つとして防災ハザードマップは重要であります。本町は防災ハザードマップを全町に配付し、住民に周知を図っておりますが、東日本大震災やこのたびの台風12号によって、想定外の河川はんらんや土砂災害で尊い命が奪われ、家屋は倒壊するなど、甚大な被害が出たことから、全国的に防災ハザードマップの見直しが必要だと言われております。

本町のハザードマップに示されている防災場所の一部は、土石流危険箇所はがけ崩れ危険箇所に立地していることから、防災ハザードマップを至急見直す必要があるのではないのでしょうか。

幸いにも、補助金を使った防災対策アクションプランの政策が今議会で予算化されました。いま考えているのはどんなイメージの防災対策、アクションプランなんでしょうか。

大きく3点目は、イベントや遺跡、史跡を活用した町おこしについてであります。

町外の多くの方が本町を訪れてくる魅力あるイベント、参加したくなるようなイベントを開催したり、本町にある遺跡、史跡を整備して、また活用して、本町にお金が落ちる、経済効果があるまちおこしが必要ではないのでしょうか。

そこで2点お尋ねします。

1点目は、新しいイベントの創出です。

本町では、平城遷都1300年記念として、昨年5月に時代祭りが始まり、

今年東日本大震災の発生により、急遽自粛することになりましたが、来年の実施は6月議会の補正予算で可決になり、引き続き来年は実施することになっております。私は時代祭りのほかに若い方々が町内から参加したくなる、参加したい魅力ある、ほかの市町村にない平群町独自のオリジナリティーのある新しいイベントを創出といいますか、考えてみてはいかがでしょうか。新しいイベントをやるにしても、やらないにしても、時代祭りは平群のまちおこしにつながっているのか。町外の方が平群町に何人来てくれたのか。経済効果が幾らあったかの検証はどうなっているのでしょうか。町や寄附金など1,200万円を使っているのですから、やりっぱなしはないでしょう。当然やっていると思いますが。

2点目は、遺跡、史跡の整備活用のことです。

本町は、補助金メニューを使って、ホタルの里、椿井城、信貴山城などの整備を観光という観点で整備計画がスタートしています。整備に当たっては、きちんと発掘調査を行い、それに基づき整備するのが常道で、我々は後世に資料、データを残す責務があると思うのですが、発掘調査についてどのようにお考えになっておられますでしょうか。調査結果によっては新しい発見があるかもしれません。それによって、また整備方針が変わり、新しい平群町の売りが加わる可能性も秘めているのではないのでしょうか。

それと、これからだと思いますが、整備後の維持管理をどのように考えているのか。本町に限らず、自治体では、いつもハードを整備しても、毎年かかる管理費の捻出に、予算化に苦労しているのが事実だと思います。

本町の史跡、烏土塚古墳、三里古墳、西宮古墳、ツボリ山古墳などの草刈りは、お金がないからといって、町職員や住民が行っているのも実情であります。

それと、信貴山、千光寺などは県外の方からの知名度も高いことから、観光という観点であれば、それに至る道路、トイレなどの整備について、町が積極的に支援すべきではないかと思いますが、いかがですか。

失礼ですが、ホタルの里の整備基本計画は、今議会の決算委員会で示されましたが、観光とはほど遠い地区公園の整備になっていることはまことに残念でございます。

以上が私からの一般質問でございます。よろしく願いいたします。

議長

総務財政課長。

総務財政課長

それでは、1点目、小さな親切運動の導入についての御質問にお答えさせていただきます。

御質問の中にもありましたように、日々伝わるニュース報道等を見ていますと、確かに世の中全体的に人間関係が希薄になりつつあるんじゃないかというふうな不安も感じたりしております。とはいえ、先般の東日本大震災におきます全国各地のボランティアの活動支援や被災地での秩序ある状況等々を伝え聞きますと、まだまだ古きよき日本的風土というものもなくしてはいないのではないかということは感じざるを得ません。

この平群町におきましても、先の6月議会で議員からもありました花いっぱい運動の展開や、また、多くのボランティア団体によります地域防犯や防災、また、通園、通学指導に加え、地域内でもいろんな活動があります。また、民生児童委員等の献身的な活動や社会教育関係団体の実践活動等々もある意味数限りなくさまざまなボランティアやコミュニティー活動も積極的に展開されているというのも現実でございます。

今回御提案いただいております小さな親切運動につきましては、ややもすれば薄れがちな地域コミュニティーを改めて見直し、活性化させていくという目的のためには大きな運動であるということは間違いのないというふうに思います。

また、議員もお述べのように、この小さな親切運動は、その名のとおり、本当に些細な行動のことであり、決して特別なことではなく、健全な社会生活を送る中で、いわば当たり前のことだというふうに思います。ただ、この当たり前のことをしっかりと地域全体に根づかせていくということは意外と難しいのかもしれない。

町としましては、現在、この小さな親切運動としての具体的な計画というのは持っておりませんが、歴史あるこの運動の趣旨から学ぶことは多々、多くあるというふうに思います。

いただいたアドバイスも参考にしながら、地域コミュニティーのさらなる推進のためにも、また、生き生きとした地域社会の実現のためにも、この小さな親切運動の趣旨を念頭に置いた具体的な啓発活動や行動について、さまざまな分野から根づかせるよう前向きに検討してまいりたいというふうに考えております。

議長

森田君。

4番

ありがとうございます。前向きに御検討をしていただけるというふうに思っておりますが、私も町内のいろいろな団体で同様のよく似たことをやっていることは承知しております。ただ、幹が一本通っていないように思うんですね。総括、統括といいますか、そういうことをする措置が私は必要ではないかとい

うふう思います。

参考までに、小さな親切運動の大阪本部の取り組みはもっと簡単でございます。具体的な返す運動ということで、必ず笑顔を返せます。次に言葉です。やさしい言葉はどれだけ世の中を明るくすると。3番目は目です。親切を必要とする、見つける目を持てば、必ず手を返せますという、最後は心ですということで、顔、言葉、目、手、心、五つを返す運動に取り組んでおります。これは参考までに申し上げておきます。

それと、大阪から平群町に数年前に引っ越しされた方が役場でも住民でも、おはようございます、こんにちはと声をかけても、げげんな顔をされ、返事が返ってこない。

大阪では、おはようございます、こんにちはと声をかけると必ず返事が返ってくる。平群町はどうなっているんだとおしかりを受けました。私もそう思っております。大阪ののりという方もいらっしゃるかも知れませんが、やはり明るいまちにすることは急務じゃないかというふうに思います。

また、ある方は、平群町は暗いという指摘も受けております。明るい元気なまちにしてくださいという要望も受けております。その人から、私は、庁内だけでも笑顔で対応し、おはようございます、こんにちは、ありがとうございますというあいさつ運動を最低でも取り組まれたらいかがでしょうか。

副町長は3月末まで県庁にいらっしゃいましたので、県庁に比べて、平群町の役場はどのように思われているのでしょうか。その辺について、感想でも結構ですから、お答えいただきたいと思います。

議 長

副町長。

副町長

私自身も、議員お述べのとおり3月まで県におりまして、いまは平群町のほうでお世話になっておるんですけども、ともにそれぞれ職員が一生懸命住民のためにやっておるというのは相違ございませんで、また、特に平群の場合につきましては、地域住民に一生懸命いろいろな行政サービスに取り組んで、一致団結取り組んでおるといふところもございまして、私自身もいろいろ学ばせていただいているところでございますので、また今後とも参考にさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

議 長

森田君。

4 番

地方自治体はある意味ではサービス業だと思います。ある意味では。やはり

笑顔であいさつを励行することをお願いしておきます。

私は、先ほどありましたように、3月議会でバイ平群運動の導入、6月議会で花いっぱい運動の導入、今議会では小さな親切運動の導入を平群町で取り組まれてはどうかと提案いたしました。この提案は、お金をかけなくても、あるいは少しお金をかけることで平群町を明るく元気なまちにするために、平群力アップのために必要だと思いますので、前向きに取り組んでいただくことを期待しております。ありがとうございました。

それでは、次の土砂災害から住民を守る施策についてお願いします。

議 長

総務財政課長。

総務財政課長

続きまして、土砂災害から住民を守るまちづくりについての御質問で、4点ほどございました。

まず1点目の警戒区域の指定状況につきましの御質問です。

警戒区域の指定につきましては、町内の指定地域、箇所数につきましては、急傾斜地崩壊危険区域、いわゆるイエローゾーンと申しますけども、が平成22年度までの指定区域では、久安寺15カ所、信貴山6カ所、福貴畑28カ所、櫛原地区19カ所、鳴川12カ所、緑ヶ丘1カ所、若葉台3カ所、福貴2カ所、信貴畑10カ所、越木塚1カ所、榎原5カ所の合計102カ所という現状でございます。

また、土石流警戒区域としましては、福貴畑3カ所、櫛原3カ所、鳴川11カ所、椿井3カ所、若葉台3カ所、福貴5カ所、越木塚2カ所、榎原3カ所の合計33カ所となっております。

なお、特別警戒区域、レッドゾーンと申しますけども、の指定については現在のところございません。

それから、2点目の土砂災害におきます避難情報の体制についての御質問です。

気象情報や土砂災害警戒情報、避難勧告等の発表体制につきましては、気象情報、土砂災害警戒情報が奈良気象台のほうより報道機関等を通じ発表されます。そうして、避難勧告、避難指示につきましては、災害が発生または発生するおそれがあるというふうなことが認められるときに、この気象情報に加えて現地のパトロールや現地情報、水位や雨量等を現地で確認して、総合的に判断して、町長が法的権限に基づいて避難の実施体制について決定し、発表することになっております。

当町におきましては、避難勧告等の判断伝達マニュアルを具体的に数値化し

て作成し、河川洪水や土砂災害によります対応策を講じています。また、周知につきましては、防災行政無線放送の使用、報道各社への放送の要請、広報車によります放送、自治会長や自主防災組織等への伝達、防災メールによります配信、ホームページによる掲載等を通じ、住民に対し周知を行うとともに、平群町災害時要援護者支援マニュアルを策定しております。これに基づいて、民生児童委員、地域支援者等への連絡等についてもあわせて行うこととしており、一つの媒体だけじゃなしに、さまざまな媒体を使って住民に周知をするというふうにしております。

それから、三つ目の防災教育、防災訓練につきましてです。

御承知のように、生駒郡の総合防災訓練を生駒郡4町並びに各町の消防団及び各防災機関と住民の皆様が連携して地震、風水害に係る災害応急対策に関する訓練を2年に1回実施しており、当年におきましては、先日安堵町会場に行われました。

また、町におきましても、平群町自主防災連絡協議会を中核に、防災訓練、教育を実施しており、平成21、22年度におきましては、平群町の町内の各小学校を会場にした防災訓練や町職員を対象にしたものとしましては職員の参集訓練、また、図上訓練等々を行っております。ちなみに今年度は7月に若葉台自主防災会と共催で健民グラウンドを会場に防災訓練を行っており、また、11月には平群中学校を会場に、改めて防災訓練も行う予定をしております。

防災教育及び防災訓練はいつ何どき発生するかわからない災害に冷静に対応できるよう、平時からの取り組みが重要であります。今後、多くの住民の方が継続して参加していただけるような防災訓練等を企画し、継続した取り組みとしてまいりたいというふうに考えております。

最後、四つ目の防災ハザードマップの見直しに関する御質問です。

今年度におきまして、土砂災害警戒区域、特別警戒区域の指定の済んだ地域におきまして、年内に地域別に防災ハザードマップを作成し、各戸配付する予定でございます。

それから、次に、防災アクションプランの作成イメージの御質問です。まず取り組みたいと考えておりますのは、災害時に防災対応のかなめとなります平群町地域防災計画がここ約10年間ほど大きな見直し等がされておられませんので、昨今の災害発生状況も見据えながら、この計画を見直す予定をしております、そのための基礎的プランニングを進めようというふうに考えております。

あわせまして、東海、東南海、南海地震が今後30年の間にかなりの高い確率で発生するというふう言われております。このような状況もございますので、早急に、仮称ではございますが、平群町地震防災対策アクションプランも

作成しなければならないと思っております。

また、あらゆる災害時に対応すべく、避難所の運営マニュアル、先ほどもボランティアの話もありましたけども、避難所運営マニュアル等もこの中で作成していきたいというふうなことで予定をしております。

以上です。

議長

森田君。

4番

ありがとうございます。順次再質問をさせていただきます。

最初の土砂災害警報についてでございますが、警報区域の指定の状況でございますが、平群町の指定状況は、土砂災害警報区域が135カ所ということで、特別警戒区域はなかったと。2年前の平成21年度に83カ所増えているというふうに思います。そうすると、県の指定はこれで終わったんでしょうか。

また、この警戒区域に指定されておる区域にお住まいの方に、具体的にだれがいつまで説明というんですか、周知をされる予定でしょうか。

それと、今議会の補正予算で、北小学校近くの急傾斜地崩壊対策事業等の負担金がありました。今回の土砂災害警戒区域の指定とリンクしているのでしょうか、していないのでしょうか。このように整備するのであれば、県はどのような基準で整備しているのでしょうか。2番目の土砂災害警報情報につきましては、判断マニュアルがあるというふうにお聞きしました。やはりこれもどういふ事態が発生すれば避難警告を出す、避難指示を出す、こういうことを住民にも周知徹底を図る必要があるんじゃないかというふうに思います。そのことについてどのように思っておられるんでしょうか。

3番目の防災教育、防災訓練のことではありますが、平成21年に南小学校、22年に北小学校の防災訓練は参加者も少なく、内容は乏しいものだと私は思いました。本年7月24日の若葉台での防災訓練は、班ごとに避難経路を確認しながら、避難所の健民グラウンドに避難する実践に即したものであり、これこそが防災訓練だったと私は思います。この訓練に当たっては、若葉台自治会長を初め、役員の方々が町職員の指導を受け、練りに練って防災訓練の計画を作り上げたとお聞きしております。

本年は同様の防災訓練を11月に平群町で実施するというので、このような防災訓練を避難所ごとに、学校校区ごとでも結構でございますが、ぜひとも実施していただきたい。

それと、先ほどありました、平群町には地域防災計画があります。それによりますと、防災習慣の8月30日から9月5日までの間、総合防災訓練を年に

1回以上実施するようになっておりますが、実施の状況をお尋ねします。

また、竹あかりの集いの折に、中学生から小学生に防災頭巾を贈呈しております。小中学校での防災教育や防災訓練はどのようにやっているのでしょうか。それと、ハザードマップの見直しでございますが、今年にやっていただくということで、非常にありがたいんですけども、一例で申しわけございません。春日丘団地、日立団地、西宮の避難所は南保育所になっております。この南保育所は、皆様も御存じのように、耐震改修がなされておられません。また、土石流危険箇所指定されている井文字川のくろもと橋を渡らないと避難できません。このような危険極まりない南保育園が防災ハザードマップでは避難所になっております。これってだれが考えても問題であり、おかしいではありませんでしょうか。当然、先ほどの話であれば、見直ししていただくということでございますが、それよりも、南保育園よりも耐震上問題のないプリズムへぐりに変更すべきではないでしょうか。このような避難所はほかにもありますので、防災ハザードマップを見直しのときには、必ずその辺をクリアしていただきたい。いまのことについて御答弁いただけませんかでしょうか。

議長

総務財政課長。

総務財政課長

かなり多くの再質問がございましたので、ちょっと対応できるかどうかかわからないんですけども、まず1点目、区域の県指定が終わったのかということですが、基本的には一段落済んだということで、ただ、こういうものは当然新しく発生することもありますので、エンドレスというふうな部分もあるというふうには認識しておかなければなというふうに思っています。

それから、その指定地域について、地域住民にだれがいつそういう内容を周知するのかというふうな御質問であったと思います。これについては、いま現在詳細のハザードマップをつくっているところで、既に校正段階に入っているというふうに聞いております。したがって、年内には遅くとも完成して、地域住民のほうに配付されるというふうに確認をしているところでございます。

それから、北小のところで、今回の補正予算で、災害防止工事の件がありました。これについては県事業ということで、補正予算のときにも御説明させてもらいましたけども、町のほうから10分の1の負担をしてということで、このいわゆる指定区域の解消のために行われます。県の基準というのは詳しくは承知していないんですけども、また、もし経済建設課のほうから補足があればしていただくかなというふうに思いますけども。緊急なところから中心にやっていくというふうなことになってくるというふうに思っています。

それから、いわゆる避難情報の勧告等々の基準ですけれども、先ほども申し上げたかも知れないですけれども、平群町のほうに、避難勧告等の判断伝達マニュアルということで、平成21年の11月に作成しております。これに主に具体的に雨が1日何ミリあれば避難勧告をとく、また、避難指示をとくというふうなことを、それから竜田川の水位が何メートルになればというふうなことで、具体的に判断基準を示さないと、先ほども申されましたように、なかなか避難勧告とか避難命令とか避難指示などを決定するに当たって、非常に難しい問題がありますので、具体性を持たせたものをつくっております。

これにつきましては、当然、別に町のほうで隠しておくようなものでもありませんので、当然住民の方にお知らせさせていただきたいというふうに思っています。

それから、防災訓練に関連してですけれども、小学校のときは少なかったと、若葉台の先般7月に行われました訓練については非常にきめ細かく、地域住民が一体となってやっておられて非常によかったというふうな御感想であったかなというふうに思います。

小学校のときについては、学校との連携事業で行いまして、参加者が少なかったかどうかについては意見が分かれるところではないかなというふうに思いますけれども、一定のやった効果とか、評価はできるんじゃないかなというふうに思っています。

若葉台の訓練につきましては、これは議員もおっしゃられましたように、私も、いろんな県の防災訓練とか、郡の防災訓練とか、いろいろ訓練には行くんですけれども、一つ変わったとか、いままで私が経験した中では最もある意味地域住民が地域力を最大限に生かして防災訓練を企画段階から実行段階へ起承転結をつけてやっておられたという姿を見て、非常に参考になったとか、行政にはできない、そういった部分なんかもかいま見たというふうに思います。

我々もああいった訓練について学ぶべき点が多々あるんじゃないかなというふうに思っています。

それから、防災訓練が、地域防災計画では8月9月ぐらいに実施するというこの話ですけれども、訓練につきましては、先ほど、最初に答弁申し上げましたように、町としては、もう一度、7月には行いましたけれども、11月にちょうど中学校の耐震の工事も終わって、それも含めて、11月ごろに防災訓練を実施するというふうな計画で、時期にこだわらずにやっていこうと。当然、防災習慣とかいうふうな、そういったことも検討はしたんですけれども、実施する予定をしております。

それから、竹あかりの集いなんかでつくられた防災頭巾の活用とかの話があ

ったと思うんですけども、当然、先ほど言いましたように、学校とタイアップした防災訓練もしながら、防災教育についても取り組みを強化しておるというふうなところでございます。具体的に、もしということになりましたらまたお知らせさせてもらいたいとは思いますが、1学期、2学期、3学期とそれぞれの期ごとに各学校のほうでも防災教育が取り組まれているというふうに聞いております。

それから、最後、避難所としての南保育所の問題ですけども、確かにおっしゃいますように、南保育所に限らず、すべての避難所が完全な状態になっているかということとは言えないというふうには思っています。どういう災害が発生するかわかりませんので、それに万難を排したいいわゆる災害時の避難所の構築について、引き続き、今後、地域防災計画の見直しなんかも含めて行う中で強化をしていきたいというふうに、一遍には行かないと思うんですけども、計画的に評価していきたいというふうに思っています。

以上です。

議長

経済建設課長。

経済建設課長

先ほど総務財政課長のほうから答弁いたしました、若干土砂災害警戒区域の指定状況につきまして補足をさせていただきます。

県の指定が終わったのかということでございますけども、先ほどの答弁の中で、135カ所ということで答弁をさせていただいておりますが、全体はですね、平成19年度からこの調査を始めておまして、全体で192カ所の調査しておると。その中で、急傾斜地と、あと、土石流警戒区域ですね、そういったものを合計して135カ所の指定をされたということでございます。

これから、これはいわゆる135カ所につきましてはイエローゾーンと言われる土石流警戒区域という表現をしているんですけども、イエローゾーンというふうに呼んでいるんですけども、そのイエローゾーンの中からさらに特別警戒区域という、そういった指定をされます。これがレッドゾーンということになるんですけども、このレッドゾーンの指定につきましては、いま県に確認しておるところ、平成24年度以降、次年度以降につきまして、順次箇所指定をしていくということになってまいります。当然、レッドゾーンに指定されると建築制限等もかかってくるということで、そういうことから言いますと、住民説明会等も必要になってくるということになります。

それと、いつまでに周知するのかということですけども、この土砂災害警戒区域の周知ということで言いますと、先ほど申しました192カ所の中で、平

成 2 2 年度に 5 3 カ所の調査を終えております。その 5 3 カ所の調査区域につきましては、その対象自治会の住民説明会につきましては今年度中に行うということも聞いております。

それと、北小の関係でございますが、北小は急傾斜地崩壊警戒区域という指定をされております。この北小の急傾斜地の区域につきましてもレッドゾーンになる可能性があるということで、これにつきましても、先ほど申し上げましたように、2 4 年度以降に調査するというのを聞いておるということで、これは補足をさせていただきます。

以上でございます。

議 長

森田君。

4 番

ありがとうございます。

土砂災害警戒区域の指定は 1 9 2 カ所を調査して、1 3 5 カ所が指定になり、これからその 1 3 5 カ所のうち再調査をして、特別警戒区域に当たるのかどうか県が判断をするということで、ことしじゅうに県の作業は警戒区域の指定は完了したというふうに理解して、ありがとうございます。

それと、もう一つ、ちょっとわからなかったんですけど、先ほど、北小の関連で補助金のことで、これはリンクしていないというふうに考えるべきなんでしょうか。今回の警戒区域と。その辺をできたらお答えいただけませんかでしょうか。

議 長

経済建設課長。

経済建設課長

先ほどお答えさせてもらったんですけども、この 1 3 5 カ所の中で急傾斜地崩壊警戒区域、この中に含まれておるということでございますので、当然のことながら、リンクをしております。

議 長

総務財政課長。

総務財政課長

いま、経済建設課長が申し上げたとおりでございます。リンクしているということで、先ほども申し上げたとおりです。

議 長

森田君。

4 番

すいません、長々となっておりますが。避難情報につきましては、これのマニュアルがあるというふうにお聞きしましたので、やはりどういう基準になれば避難勧告を出し、指示を出すのか、また、それよりも前段階の避難情報も大切だと言われておりますので、その辺のことよろしくお願いいたします。

それと、防災教育、訓練のことですが、町当局は、北小、南小の防災訓練は一定の評価ができるということで、11月の平群中学の防災訓練はどのようなことで、何か総合防災訓練のような発言もあったかに思いますが、その辺についてわかればお教えいただきたいというふうに思います。

ハザードマップは訂正していただくということで期待しております。必ず危険なところに住民を誘導、避難できるようなマップにさせていただきたくないということを申し上げておきます。2点ほど御答弁ください。

議長

総務財政課長。

総務財政課長

予定しております中学校を会場とした防災訓練につきましては、イメージとしましては、いわゆるスクール防災対策事業というのが以前あったんですけども、それといわゆる町の防災訓練とタイアップして、一応中核となるのは自主防災連絡協議会が中核となってやっていくというふうなイメージであります。内容については、先ほども少し触れましたけども、中学校の耐震工事が終了しましたので、それを見ていただくということがちょっと追加になりますけども、その他については基本的には学童のいわゆる避難訓練、それから一般住民の方につきましては避難誘導、それから耐震、それから煙中体験とか、いわゆる救護活動の実践講習とか、そういったものを、それから放水ですね、消火活動の体験等々を予定しております。

議長

森田君。

4番

ありがとうございます。小学校、中学でも防災教育を実施し、訓練も行っているということで安心しております。ただ、中学校での11月の防災訓練は、いまお聞きしますと、防災教育かなというようなイメージをしましたが、それはともかくとして、十分に防災意識を持っていただくのは大切だというふうに思います。

ただ、今回の東日本大震災で宮古の田老の防潮堤が高さ10メートル、全長二千四百数メートルある二重三重の防潮堤が破壊されました。このことについては、住民の方が安心だと思い切って避難が遅れたために被害が出たというふ

うに聞いております。このことから、自然の力というのは人間は到底かなわないということがわかり、災害をゼロにするという考え方、発想から脱却して、災害を減らす、減災という観点で防災対策マニュアルをおつくりいただきたいことをお願いしておきます。ありがとうございました。

それでは、次のイベントや遺跡、史跡を活用したまちおこしについてお願いいたします。

議長

総合政策課長。

総合政策課長

3項目めの1点目、新しいイベントの創出についての質問にお答えいたします。

議員の御提案のとおり、各地では地域資源を活用したイベントが地域外から多くの方が訪れ、地域の魅力を知ってもらう契機になっている例も多くあります。平群町でも、平城遷都1300年祭を期に、平成22年に実施いたしましたへぐり時代祭りについては、まちの財産である歴史や自然などの観光資源を有効活用したイベントの企画を行い、平群町の魅力を全国的にPRし、まちおこしにつなげることを目的として、残念ながら平成23年度は東北地方太平洋沖地震により自粛、中止をされ、急遽復興イベントに変更されましたが、平群町を内外にPRする絶好の機会ととらえ、来年度も実行委員会を中心に継続実施される予定であります。

新たなイベントの創出をという御質問であります。本町では財政状況が厳しい折、財政健全化の観点から、イベント開催の方向性については住民主体を目指し、行政が企画運営、その他すべてにかかわるのではなく、住民や団体が主体的に運営できるようコーディネート役にシフトし、町が主体となる新規イベントについては行わず、住民や住民団体が自主的、主体的に行うイベント行事については積極的に協力支援を行うという方針のもと、当面はへぐり時代祭りを中心的な核ととらえ、重きにおいてまいりたいと考えております。

以上です。

議長

経済建設課長。

経済建設課長

それでは、1点目の時代祭りの検証についての御質問にお答えをいたします。

まず、第1回時代祭りの集客数でございますが、これは公式発表された数字としましては1万5,000人の集客数でありました。町外の方の数字につきましては把握をしておりませんが、近鉄電車の乗降客が前年比230%増、さ

らにはシャトルバスの乗降客が延べ4,000人という結果が出ております。このことから、相当数の町外、さらには県外の入り込み客は想定をしておるところでございます。

経済効果につきましても、具体の数字としては算出をしておりません。ただ、公共交通機関の利用者の増、さらには沿道店舗にも聞き取り調査を実施しておりますが、くまがしステーションを初めとしまして、特に沿道の飲食店やコンビニのすべての店舗で売り上げがアップしたと聞いているところがございます。このことから大きな波及効果につながったものと考えております。

最後にまちおこしにつながっているのかとの御質問でございます。

時代祭りの一つの目的は、イベントを通じて観光、農業振興、さらにはまちおこしにつなげていくことであると考えております。まちおこしとは、単に経済的な効果だけでなく、地域住民の盛り上がりや協力、協働、さらにはPR、発信力など、さまざまな組み合わせの中で結果としてまちおこしにつながっていくものであると考えております。

時代祭りにつきましては、企画立案から実施に至るまで、公募によるボランティアの実行委員を組織いたしました。その方々を主体に運営をしてまいってきました。行列の出演者につきましても、幼稚園や保育園児の子どもたちから高齢者の方々まで、約400名近い住民の方が出演をされております。さらに言いますと、警備を初めとするスタッフとしまして多くの住民の方々の協力をいただきました。平群町の歴史、文化資源を内外に発信できる絶好のイベントであると考えております。

これは今後継続させることによりまして地域住民でつくり上げていく住民主導のイベントとして定着をし、このことがまちおこしにつながっていくものであると考えているところでございます。

続きまして、2点目、遺跡、史跡の整備活用についてお答えをいたします。

現在、平群町では、今年度におきまして椿井城、信貴山城整備構想立案業務の業務発注を行い、進めているところでございます。

内容につきましては、これは簡潔に申し上げますと、中世の山城跡であります椿井城、信貴山城について、今後の新たな観光資源としまして、島左近や松永久秀の歴史上の人物と関連をさせ、ストーリーをつくり、PRを発信していく手法の検討、ハード面ではどのような城跡整備を目指すのか、観光客の誘導の手法や椿井城と信貴山城、さらには道の駅とのネットワークの考え方などの検討を行っているというところでございます。

地域住民の方々のアンケートやヒアリングも行っております。住民意向も分析する中で、業務結果に反映をしていきたいと考えているところでございます。

議員御質問の発掘調査でございますが、椿井城、信貴山城ともに、これは周知の埋蔵文化財包蔵地ということにされておるといことでございます。区域内におきまして何らかの行為、これは区画形質であるとか掘削ということでございますが、そういった行為を行う場合につきましては発掘調査が必要であるという認識はしております。今後、町の教育委員会や県の文化財担当部局とも十二分に協議をし、発掘調査も視野に入れ、具体の整備手法を立案してまいりたいと考えておるところでございます。

続きまして、施設管理でございます。

まず、これは具体の整備構想を立案し、その後、椿井の地元の方々、また、信貴山の朝護孫子寺とも相談をしていきたいと考えております。

最後になりますが、信貴山や鳴川に至るハイキング道路につきましては、道路管理者が直接維持管理を行っております。トイレにつきましては、信貴山の鳴川のそれぞれの観光協会に維持管理に要する費用について、委託料として支出をしております。

このようなことでございますので、現時点で新たな支援メニューということにつきましては考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

議長

森田君。

4番

ありがとうございます。

イベントの総括と言いますんですか、具体的な総括は1万5,000人が来てくれてということなんですけど、やはり町並びに御寄附いただいた方がいらっしやいまして、1,200万使っておりますので、やっぱりそういう財政効果ですか、そういうものをきっちり住民にお示しすべきじゃないかというふうに私は思います。

それと、平群の時代祭り、何ぼ頑張っても京都の時代祭りには勝てません。歴史といい、規模といい、本当に勝てません。全国各地では村おこし、まちづくり、地域振興事業の観点で、本当にいろんなイベントを行っております。どこでも個性を生かしたオリジナリティーのあるイベントを嫌って、無難なイベントを行っている結果、先細りになってる傾向にあるとも聞いております。

知り合いの広告代理店にお勤めだった人の話では、最初のイベントは物珍しさも手伝って、ある程度参加が見込めますが、2年、3年たちしてくると、目に見えて参加者が減ると言われております。どうか一工夫も二工夫もされて、へぐり時代まつりに参加したくなる、参加したいイベントにしていきたい

と思います。

私は、先ほどもいろいろ申し上げましたが、かかしとかこいのぼり、オートバイ、南米のジャカラダの花木など、また音楽や絵画に取り組んでいる自治体もごさいます。平群町より人口の少ない群馬県の中之条町では、2年に1回、ピエンナーレとしてアート祭を行っております。新潟の十日町市では、3年に1回のトリエンナーレということで、大地の芸術祭を行っております。これらは自治体が旗をふっておる事業でございませう。平群町の時代祭りは民間主導というふうにお聞きしましたが、私が見る限り、ほとんどが役場の人に関与しておるとおもいます。参考までに、私の知人が大阪の地下鉄、昭和町駅近くに4軒長屋を持っておりまして、その長屋が文化庁の登録文化財に指定された。また、4月29日の天皇誕生日からみどりの日に関わり、そういうことで、店子の飲食店主が、若者がまちおこしとして昭和の日に関わり、昭和町にある昭和建築の文化財で、昭和の味わいを味わうイベントをどっぴり昭和町というイベントを立ち上げております。

私も友人に言われて、昨年初めて参加しましたが、長屋ではジャズの演奏があったり、落語があるわ、路地にはちんどん屋が歩き、大道芸をやっております。そして、屋台と言いますか、出店にはところ狭しと並んでおり、人人であふれておりました。会場の模様はユーチューブでも放送があり、平松市長もお忍びで来るといふことも聞いております。このどっぴり昭和町は、企画から出演者の交渉、出店者の募集、許認可の取得、当日の整備、すべてがボランティアで行っております。ガードマンを1人も見ない、役所が全く関与しておらない民間主導のイベントであったということをお知らせしておきます。

私の友人は長屋を持っているということだけで代表に祭り上げられているようでごさいませう。先ほど民主体というふうに関長から答弁がありましたが、やはりもっと若い人が好き勝手にやらすような思い切った提案を募集するののも一つの方法じゃないかというふうに関長しております。

また、大学にお願いするののも一つの手じゃないかというふうに関長おきます。

先ほどありましたように、私はたびたび議会や委員会で史跡整備、遺跡整備を観光の目玉にすべきというふうに関長おりました。昨年、明日香村に隣接する市の観光を担当している人に、あるイベントの協力をお願いに上がったところ、何ほ頑張っても明日香村には勝てません。ネームバリューで。それと、史跡めぐりやウォーキングに来る人はせいぜいコンビニで握り飯とお茶を買うくらいで、まちに、市にお金を落としてくれませう。ごみを捨てられるので逆に困っております。

その後、ことしの5月29日、奈良大学の村田教授の奈良らしい観光交流の創造のお話をお聞きしました。それによりますと、山辺の道を訪れる人の一人当たりの消費額は1,165円、逆に定住人口一人当たりの消費額は121万というふうにお聞きしました。約1,000人分に当たります。

私はいままでずっと観光が大事、そういうことを申し上げておりましたが、経済効果の観点から申し上げますと、だれが考えても多くの住民が住んでいただけのような定住策を講じるべきではないかというふうに思います。

ただ、奈良での成功事例があるということでございまして、高取町の土佐町並み、町家の雛めぐり、これは心がなごむおもてなしで、口コミで来訪者は今年4万6,300人、消費額は7,500円、経済効果は消費額の2倍ということであれば、2億5,000万円の経済効果があったとされています。

本町も本当に観光に力を入れるのであれば、重点に取り組むのであれば、食事をするとところとか、新しい土産物をつくり、心のこもったおもてなしができるかが大事ではないかというふうに申し上げておきます。

観光についても、何をやるにしても、町民のためなのかと位置づけるのか、村おこしとして、観光の観点として位置づけるのか、その点は明確にさせていただきたいと思います。やはり基本はベネフィット・バイ・コスト等で判断すべきということをお知らせしておきます。

最後になりましたが、私は4年前に議員になって以来、職員の方を見ております。本当に元気がなく、暗いと私は思います。やはり元気が出て、やる気が出せる職場にしない限り、平群町の真の再生はあり得ない。役所も民間企業でも、働く人の能力、知恵を引き出し、そして士気を高めることがトップの仕事だということをお知らせして、これで私の一般質問を終わります。

「議長、ちょっと言わせていただいてもいいですか。事実誤認があるので」の声あり

議長

森田君の一般質問はこれで終わります。

「議長、ちょっとよろしいですか」の声あり

議長

繁田君、どうぞ。

11番

ただいまの発言の中で事実誤認があるように思われますので、確認をさせていただきたいと思うのですが、町内の史跡や遺跡の草刈り、これはお金がないから職員や住民がやっているという御発言でありましたが、これ、事実ですか。教育委員会のほうでお答えをしていただけるのであれば、いや、私から答えてもいいんですけども。これ、お金がないからこういうことをしてるということは事実ですか。

「ちょっと静かにせえ、みんな」の声あり

議 長

そういうことですので、一応教育委員会から答えてもらいます。はい、教育委員会総務課長。

教育委員会総務課長

お金がないからそういう維持管理をやってもらっているということが事実かどうかという、そういう御質問でございますが、この部分につきましては、具体的にはですね、史跡を守る会を中心にいろいろと御協力をいただいているのは御承知をいただいているとおりであります。もちろん職員も一緒になって、それをやっているというのは事実でございます。

これはお金がないからそうしてるということではなくて、それは史跡を守る会のボランティアの方々の御協力の中で整備をしていると。ただ、じゃあ、お金が全く関係ないかということになりますと、これまた非常に微妙な部分がありまして、教育委員会としましては、そういった全体のお力を、協力をいただく中で、いまのところ最低限の整備をさせていただいているというふうに理解をしています。

1 1 番

違いますよ。

議 長

いやいや、いま教育委員会が答えたようにそのようにやっておりますので。

1 1 番

違いますやん。史跡を守る会の一部の活動の中の一環として。

議 長

いやいや、何も言っていない、当てていません。

1 1 番

7月と12月にはね。

「勝手に発言するのはやめてください」の声あり

1 1 番

遺跡や古墳の整備をやっているんですよ。

「議長、制止してください」の声あり

1 1 番

だから、それはやっぱりね。

議 長

許可してません、繁田君。

1 1 番

誤解はね、解いてください、ちゃんと。

「ちょっと静かにせえや。みんな黙って。議長が整理するんやから」の声あり

議 長

いまきちっと教育委員会が答えたように、そのとおりですので、午後 1 時 30 分まで休憩します。

(ブー)

休 憩 (午後 0 時 1 5 分)

再 開 (午後 1 時 3 0 分)

議 長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

議 長

発言番号 4 番、議席番号 6 番、山口君の質問を許可いたします。山口君。

6 番

通告に基づきまして、大きく 2 点について質問いたします。

この数年、雇用情勢の悪化と団塊の世代の大量退職などの影響で、住民所得が減少するという事態が起き、町税収入を大きく減少させています。平群町の場合は、さらに固定資産税の超過税率などの住民負担増による人口減少もあって、この減少が近隣町より著しくあらわれています。そのことは平群町の個人

住民税、調定額が平成20年度を100とした場合、21年度が91.6%、22年度は84%まで減少していることから明らかです。

町財政は住民負担増とこの3年間で臨時の交付金や地方交付税の増税が10億円もあり、昨年度黒字にはなりましたが、今年度からは、このような国や県からの財政出動は望めません。そこで重要になるのが地域経済の活性化による増収と徹底した経費の節減です。この間の住民負担増や福祉切り捨てをもとの水準に戻すだけでなく、住んでよかった、住み続けたい、こういうまちにするために、歳入増と歳出減が重要だと考えます。その一助として二つの提案をいたします。

まず1点目は、粗大ごみの処理経費の節減についてです。平群町の粗大ごみの処理には、町職員による月2回の収集に係る経費を別にして、平成21年度が2,828万円、昨年22年度が2,937万円の経費がかかっています。これはすべて委託料です。22年度のこの経費の内訳は不燃と可燃と有価物への分別経費が1,610万円、不燃物の残漆の運搬経費が194万円、同じく残漆の処理経費が657万円、さらに可燃物の運搬経費が476万円という内容です。このように四つの委託料に分かれています。これをまとめた処理経費のトン当たりの単価は約6万4,800円になります。ところが隣の斑鳩町の粗大ごみの処理単価は分別から可燃、不燃の処理すべて含めて4万950円です。平群町の3分の2以下になっています。平群町も斑鳩町並みに単価を引き下げれば、22年度実績で試算すると1,860万円となり、1,000万円以上もの経費が節減になります。他市町村の実態も研究してぜひ経費節減をすべきと考えますが、町長の見解はいかがでしょうか。

また、この粗大ごみだけでなく、し尿処理など、その他の事務事業についてもしっかりと経費節減になるように見直すべきだと考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

2点目は地域経済の活性化についてです。人口の減少や少子化、不安定な雇用情勢の中でどの自治体も生き残りをかけた地域の活性化に取り組んでいます。平群町でも、この間、道の駅での地場農産物の直売や芋焼酎などの加工品の開発、販売、これらに取り組んできました。それをさらに進めるために、町内の特産物の加工品を開発、製造、販売する事業所を町内に設立してはどうでしょうか。

例えば、将来的には住民主体の民間で運営する事業所を目指しますが、立ち上げから軌道に乗るまで、行政も参加した組織を設立して、全国の先進地にも学びながら事業内容を精査していくといったようなものです。若い人たちの雇用確保、急速な人口減少に歯止めをかける施策の一つとして、町行政の主導で

地域を活性化させるこのような事業を展開すべき時期に来ていると考えますが、町当局の見解をお尋ねいたします。

以上、大きく2点に分けて質問いたしました。明快な答弁をよろしく願いいたします。

議長

住民生活課長。

住民生活課長

1点目の粗大ごみの処理など、経費節減についての御質問にお答えいたします。

本町の粗大ごみに係る処理経費は議員お述べのとおりでございます。近隣町の現状を調査いたしました。各町とも、施設の状況や保有する設備、処理方法などが異なることから、処理に係る経費はさまざまありますが、お述べのように、斑鳩町の処理単価が他町と比べて比較的安価であることは確認をしているところでございます。

処理の方法は違うところ、異なるところではございますが、他市町村の状況も参考にしながら、粗大ごみに係る処理経費について研究し、節減につなげていけるよう努めてまいりたいと考えています。

また、し尿処理やその他の事務事業についても、経費節減になるよう見直すべきではとのことですが、これまで財政健全化の取り組みの中でし尿処理経費やその他の事務事業におきまして経費節減に取り組んできたところでございます。さらに経費節減に向け、努力していきたいと考えています。

以上です。

議長

山口君。

6番

一見前向きな答弁なのかもしれませんが、この問題については、一般質問するまでもなく、ここ数年間、さまざまな形で予算委員会、決算委員会等、また、補正予算の審議などにおいてもさまざまな形で指摘してきました。

例えばペットボトルについてはね、この間、この数年間ずっと、それまで300万ほどかかっていたのがゼロになるとか、そういうことにもつながっています。

今回提案させていただいたのは、これについてはね、ちょっと平群町ね、複雑過ぎるんです、この事業が。

まず、前にも言ったと思いますが、町のパッカー車で粗大ごみを月4回ですね、2カ所に分かれてやから、全町的には月2回やから月1回ですね、全体的

には。集めて、本来なら清掃センターのヤードに持って帰る。それが平群町の場合はそうではなくって、委託業者のところに直接持ち込む。そのほうが経費が安くつくからというふうなことなんでしょうけども、しかし行政としては、やっぱり異常ですよ。普通に考えれば。先ほど斑鳩の例を出しましたが、斑鳩も平群と同じように、平群町は白石畑の南側にありますけれども、斑鳩の清掃センターは白石畑の東側にあります。ちょうど白石畑を通過して郡山へ、斑鳩へおりの、もうすぐ行ったところにありますから、あそこまで一たん全部持ってくるんですね。それを委託業者が取りにきて、すべて持って行って、分別から最終処理まで、当然有価物もありますし、燃えるごみも全部あるわけです。するんですね。

ところが平群町は、一たん業者さんのところ持って行って、そこで分別してもらいます。その分別にまず委託料を払う。今度、燃えるごみを清掃センターへそこから持っていきます。平群町の清掃センターへ、業者さんからね。それにまたお金を払います。運搬料。ほんで、今度埋め立てする、最終処理にするやつ。これはまたほかの業者、またその業者さんがそれを今度は三重県の最終処分場へ持っていく。これにも運搬料がかかります。ほんで、その処分場で受けた処分する、最終処分、埋め立て処分ですね、それにもお金を払う。こういうことになっているわけです。その全体を1トンあたりに全体を直すと、いま言ったような6万4,800円になるんです。

僕の資料には、そのところで括弧して5万8,000円と書いていますが、これ本当は消さないとだめだったんですが、これ何かというとな、燃えるごみは業者から来た分については平群町、キロ当たり10円、トン当たり1万円もらっています。例えばその分、だからさっき言った業者さんから燃えるごみが清掃センターへ行った時には14円幾らか払って、10円もらうんですよ、キロ当たりね。だから、10円が町のほうに入るから、例えばそれを引いたとしたりして5万8,000円よということ。それももらっているからということ。だから、いかに高いかということがあると思うんですよ。だから、いま、課長のほうで、今後、研究して節減に努めたいと。

町長にお聞きしたいんですけどね、これ、斑鳩並みになるかどうかは、さまざまな事情がありますから、すぐに1,000万以上経費節減、あしたからなるということではもちろんないんですが、ここに手をつければ、年間で1,000万の金のみすみす出てくるわけですよ。財政が大変だと言って、僕はいつも例に挙げて恐縮ですけどもね、母子家庭の教育援助300万円だって切っちゃったわけでしょう。それだったら、こういうところで、よそでできることが平群でできないはずありませんから、1,000万円という金が浮くんであ

ればしっかりやっていただく。例えばし尿の場合だったら、4万円だったのがいま2万9,000円ですよ。これだけで1億円以上浮いているわけでしょう。ちょっとした行政努力で、ちょっとしたというたら言い過ぎかな。行政努力の中でそこまでできるんですよ。1億円という金は固定資産税の超過税率に匹敵するんですよ。私が指摘したらそうなったとは言いませんけども、行政の努力もあってそうなったわけです。だから、そこんところで努力しないと住民の皆さんは納得しないだろうと。

だから、課長の答弁はそれはそれで結構ですけども、町長として、いまの契約方法も含めて、できるだけ斑鳩町ができる金額に近い額に、今後、平群町のこの処理単価を下げるためにはさまざまなことに取り組まなければならないと思うんですよ。随意契約ではなくて入札にするのか、最近町が好きなプロポーザルか何かいう方式でやるのか、どんな方法でもいいですけども、そういうふうな努力されるのかどうか。町長の見解をお聞きします。

議 長

住民生活課長。

住民生活課長

再質問でございます。

一般廃棄物の処理というのが市町村固有の事務であるというのは廃棄物処理法にもうたわれているとおりであります。町としてごみ処理を安定、継続的に行わなければならないという責務もございます。そのような中で、町のいままでの処理という方法もあってまいりました。先ほど申しましたように、市町村それぞれ処理の方法も違うということも申しました。その中で、今後、町の方法につきましても、今後の方法として状況をいろいろ検討しながら、考慮しながら、節減につなげるように考えまいりたい、そのように思っております。

以上です。

議 長

山口君。

6 番

いや、もう、これは町長の決断次第なんですよ。入札すればいいんです。はっきり言って。やっぱりね、22年度で言うんですよ、2,937万円と1,860万円ですよ。1年間ですよ。10年で1億の差が出る。もうそれは経費節減、財政が大変だということであれば、もう、町長、飛びついてもらわないと、こういう提案には、本来。それが岩崎町長がもともと町長になられた原点じゃないんですか。隅から隅まで、無駄とは言いませんけれども、できるだけ節減

していく。住民の皆さんにはできるだけ迷惑かけない形で財政再建したい。しかし、この間やられていることは迷惑かけっぱなしじゃないですか。それを改善するというのもいまのところほとんどないじゃないですか。切ったもんは切ったまんま、とったもんはとったまんま。で、黒字になった黒字になったと盛んにことしの3月ぐらいからはしゃいでおられるようですけども。だから、こういうところには手をつけられないんですか。町長の口から聞かせていただきたいんですけど、答弁ができないならできないと言ってください。

議 長

町長。

町 長

さまざまな事務事業につきまして、これまで経費節減に努めてきたところでございます。この問題につきまして、さまざまな角度から研究を進めて、経費節減に努めてまいりたいと、このように思います。

議 長

山口君。

6 番

すごい歯切れ悪いですよ。これ以上聞いたって一緒ですから、しつこくはやりませんが、いずれにしてもそういう事実がある、こういうことは認識され、課長の最初の答弁でも、斑鳩町はそうであるということ認められたわけですから、できるわけですよ。はっきり言えば、それ採算合うわけですよ。平群町は四つに細かく分けているためにこうなっているのか、その辺も検討してもらわないとだめですけども、いずれにしても、もっとわかりやすくする。私は、最初に言いましたけれども、再質問の最初にいいましたけれども、業者のところにおろすというやり方はやっぱり不自然。それが経費増加になることであつたとしても、余り行政としてやるべきことではないのではないかと。はかりがどちらが正しいかどうかなんていう話も、大分以前、私が減量審議会の委員をしているときにその中でありましたけれども、町のほうもちゃんとしたはかりが清掃センターにもありますし、要ははかれるわけですから。だから、その辺はしっかりと来年の3月の議会ではこれだけ経費が安くできましたというような報告をこの議会にしていただけるようにぜひお願いして、この分については、これ以上聞いても進展はありませんので、次の項目に移りたい、このように思います。

議 長

経済建設課長。

経済建設課長

それでは、2点目の御質問にお答えをいたします。

地域活性化の観点からの御質問でございます。

議員も御承知のとおり、平群町の基幹産業は農業です。現在、小菊を初めとしまして、さまざまな農産物を生産、出荷、販売をされております。一方で、担い手の高齢化によります従事者の減少や鳥獣害被害など、農業を取り巻く環境は非常に難しい状況にあります。本町の農業の衰退を防ぐ上でも、農業を機軸とした新しい展開を図り、地域産業の活性化を目指す必要性につきましては十二分に認識をしているところでございます。

そこで、今年度、緊急雇用の事業の採択を受けまして、地域産業活性化検討業務並びに活性化センターの検討業務の業務実施に着手をしているところでございます。内容としましては、大きくは、本町の農業の現状分析を行いましてさまざまな問題点、課題を整理をし、将来につながる持続可能な農業戦略ビジョンの策定を行い、それを具体的アクションプランとしましてより実効性の高い計画として策定を進めているところでございます。

検討項目としましては、小菊を初めとします各農産物の生産、出荷、流通に至るまでの分析と将来の展望、第6次産業化を視野に入れた新たな加工処理施設や直売場の検討、農産物のブランド化や小菊やバラを使った新たな特産品開発、くまがしステーションにおきましては、直売所やレストランの今後の展開について、経営的な観点から施設全体の見直しを行うことにより、集客力のアップや売り上げ増につながることを目指していくなど、さまざまな内容におきまして検討を行い、戦略ビジョンとして策定を目指しているところでございます。

本計画の位置づけとしましては、別途策定中の観光基本計画に体系化をしまして、さらには第5次総合計画の部門計画としても位置づけをすることによりまして、より実効性の担保を図ってまいりたいと考えております。

議員御提案の農産物の加工、販売、製造、そういった事業所の設立につきましては、ただいま申し上げました農業戦略ビジョンの中で現在検討を重ねているところです。とりわけ事業化の方向性につきましては、第6次産業化推進整備事業の補助メニューも視野に入れまして、方向性を検討してまいりたいと考えております。

主体につきましては、現在、農業者、さらには住民へのヒアリング、またアンケート調査等も実施をしております。このことにより意向調査を行っているところで、議員御提案の事業所の設置につきましては、継続的に取り組むための基盤づくりとしまして、農業者だけでなく、持続的に取り組める人材を発掘、育成をしていくことが必要不可欠であると考えており、さまざまな分野の方々

にリレー式にインタビューを行い、人材の発掘、掘り起こしを行っているところです。また、産学官連携の観点からは、県を初めとします各関係機関、さらには近大農学部にも参画をいただいているところです。今年度をめどに一定の方向性を示すと同時にアクションプランへとつなげていきたいと考えております。

観光や農業を軸とし、さらには企業誘致も含めた地域活性化の方策につきましては、ただいま申し上げました業務も含めまして五つの業務について、今年度において業務発注をし、策定をしているところでございます。

アンケート結果も踏まえまして、一定の現状分析、課題整理ができた段階で議会にも報告をさせていただき、また、議員の御意見もいただきたいと考えているところでございます。

本町としましては、地域資源を最大限に利活用し、それをブランド化し、内外にPR、発信、地域住民とともに共有できる、このような取り組みを通じまして、持続可能なまちづくり、さらには地域活性化につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

議長

山口君。

6番

いろいろやられていることはよくわかります。

私言いたかったのは、もちろんそういうこともあるんですけども、今度、道の駅周辺、樺井から平等寺、三里にかけて、市街化区域に編入されて、沿道サービスの事業展開がされるということで、既に樺井のところにはコーナンの看板も上がってますけどもね。

例えばですね、あそこ、全面的に地上げされて、いろんな商店というか、ほぼチェーン店が中心になるのかもわからないんですけども、あの辺に平群町独自に、平群町の住民がいろんなイベントや、自分たちです、別に行政関係なくですけども、そういう一定のフリースペース的なものを確保する。一つはですよ。そこでもって、別に何も行政がいろんなメニューを考えなくても、例えばブドウ組合なら、ブドウの期間、そこでブドウフェアを自由にやるとか、その他の農産物、イチゴについてもそうですし、いろんなことをやるとかいう、またそういうことを一つはあるのでないか。

もう一つは、私が農事組合的なことを提案してるのは、行政としていろいろやるんじゃないかと、とりあえず、最初、行政が声を出すにしても、例えば木曾町では、100人委員会なるものをつくって、住民の皆さんから公募した10

0人の方がいろんな意見を出してもらって、そこでまちおこしのさまざまな提案をし、それを実現していったという経験がありますけれども、そのようなことをやってはどうかという。こちらからいろいろ、いま、課長、頑張っている提案されて、また、活性化センターなんかの人たちも、いろんなさまざまな提案もして、さまざまな商品化をされている。それはそれで大事なことですけれども、私は町内に住む若い人たちの雇用確保につながるという点で言えば、職員が一定入るべきではありますけれども、そういう、まず、会社みたいなものを立ち上げて、そこに若い人たちが参加して、自分たちで新しい商品なり、物をつくっていくというようなことがあってもいいのではないかと。そのために、例えば木曾町は、何とかいう会社をつくられたんですけれども、ちょっといま名前ど忘れしましたが、それを町民から出資を募って、1,000万とか2,000万のお金を集めて会社を立ち上げたという経験があります。先ほど森田議員や山田議員からもありましたように、地域の活性化というのはそこにある内在的なものを、さまざまなよそからの、よそのいいところをもちろん学習して、町内で町内にある内的なものをどう発展させるか。よそからぼんと持ってきただけで、ぼんと帰られたら終わりですからね。中にあるものをどう利用するかというのが非常に大事だというふうに私は以前から申し上げていたと思うんですが、そのための、具体的に提案できないのが私のいま弱いところなんですけれども、そういう町内の方々の知恵を集めて、新たな事業展開をしていく。そこに町内のもちろん雇用をする。緊急雇用で幾ら国から金来ても、町内の雇用につながらない。いろいろ制約があるからですけれども。それだったら、やっぱり内的なものをどう構築していくかということをしっかり、最初に町が提案して、人を集めて、そこからはその人たちに中心になって頑張ってもらおうというような、そういうものができないかというのが私の提案なんです。

先ほど言いました樫井のところは、古代の条里制ですから、発掘調査ももちろんしなければならなくなりますから、あそこの条里制は古代の条里制としては非常に珍しい部分がありますのでね、それが、ちょっとこれまでにないようなものがもし見つければ、それを活用したまちおこしだって考えられますし、これは余談の話ですけれども、そういうことを考えてほしいというふうに思っているんです。

それでね、もう一度聞きたいのは、フリースペースの確保のことは別にしても、若い人たちを中心に会社を立ち上げる。すぐではないですよ。そういう方向で、ちょっと町としても全国のいろんな先進地を見て検討していただけないか、その点についてどうかだけ答弁いただけますでしょうか。

議長

経済建設課長。

経済建設課長

いろいろ述べていただきましたけども、議員のおっしゃっていることと私もが考えていることはほとんど同じことであるんじゃないのかなというふうに思っております。最初の答弁でも申し上げておりますが、アンケートですね、住民アンケートにつきましては、いろんな分野でアンケートをとっているんですけども、基本的には考え方としましては、地域活性化の観点からというところで、何とか平群町を活性化したいという、そんなところで、いまとっておるのはサンプル数3,000程度の住民アンケートをとっておりまして、徐々に回収しておりまして、分析もしておるといいうところですよ。

それと、インタビュー等につきましても、各農業団体、生産団体、いろんな方にインタビューもとっております。それは農業者だけじゃなしに、さまざまな分野の製造業の方であるとか、販売されている方であるとか、いろんな方の聞き取り調査等も行っておるといいうところですよ。議員御指摘の、若い方を中心に会社を立ち上げるといいう、そういったところの可能性ですね、やはり、まず大事なものは人材育成、人材の発掘といいうところからスタートするといいうところで、施設面であるとか、運営面であるとか、いろいろありますけども、やはり持続可能なものにしていかなければならないといいうところで、現在そういったところの作業を行っているところがございますので、最初に申し上げておりますが、一定、アンケートの分析等ができた段階では議会のほうにも報告をさせていただきたいといいうことで、また、議員各位の御意見もいただく中で、一定のビジョンといいうことで仕上げていけたらなといいうふうにも考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

議長

山口君。

6番

それで結構です。ぜひ内的な発展が一番大事であってね、よそからぼんと持ってきたものは、もちろん成功する場合もあるでしょうけれども、基本的には平群町の住民の皆さんが雇用確保にもなり、地域経済の発展にもつながる、そういうことが大事だと思いますので、ぜひそういう方向で、いまの答弁の方向で進めていただきたいといいうふうに思います。

以上で私の一般質問を終わります。

議長

山口君の一般質問をこれで終わります。

発言番号 5 番、議席番号 3 番、奥田君の質問を許可いたします。奥田君。

3 番

議長の許可をいただきましたので、2 点について質問をいたします。

1 番目、道路幅員が電柱などで狭くなっている危険性についてを質問します。

電柱、標識、ガードレールなど、建柱に際し、官民境界いっばいに建設してほしい。建柱のために道路が狭くなり、出張っていることによって交通事故の原因にもなっております。道路境界よりはみ出して建柱され、道路有効幅員が狭くなっているほとんど原因は基礎、コンクリートなど、地下の障害物が支障となっていることが多く、取り除いた上で、少しでも幅員が広く建柱されるように、また、狭い公共道路については、道路占用に頼らないで、私有地に建柱するよう関西電力などに指導をお願いいたします。

2 番目、駅周辺整備事業についてであります。

駅周辺整備事業特別委員会を開催して説明してほしい旨、6 月 24 日申し入れましたが、いまだにやってもらえません。どうなっているのか、いつしていただくのかお尋ねします。

本事業は予定どおり進んでいるのか。工事が着工し、迂回道路に切り変わっているが、案内標識が不十分である。本事業が完成し、清算になった場合、遅延し、多大の清算金が発生した場合、町と組合の関係はどうなっているのか説明をお願いいたします。

以上 2 点、よろしく申し上げます。

議長

経済建設課長。

経済建設課長

それでは、1 点目につきましてお答えを申し上げます。

まず、道路には道路管理者が設置するガードレールやカーブミラーなどの交通安全施設と道路管理者以外のものが道路法 32 条の道路占用の許可申請に基づく占用物件があります。

交通安全施設の設置につきましては、道路管理者が必要に応じて設置をしているもので、あくまで利用者の安全対策の目的で設置をしております。

議員御指摘の狭隘な道路の交通安全施設の設置につきましては、できる限り道路の有効幅員に支障を来さないよう、技術基準の範囲内で設置をしているところです。

ガードレールを設置することによりまして、有効幅員の確保が厳しい、困難な道路につきましては、支柱のタイプを変更し、できるだけ幅員の確保に努めるよう対応もしておるところでございます。

このような対策を講じても、どうしても道路利用上支障を来すと判断をしたものにつきましては、地元や地権者の方々の合意形成の上で、設置場所につきましては決定をしておるというところでございます。

続きまして、電気や電話事業者が設置される電柱につきましては、これは道路法に基づく道路占用の許可申請を受けて、道路管理者が許可をしているところでございます。

このような施設は公益性を有している施設であると判断をされておりました、道路管理者は許可基準に適合する限り、基本的には許可を与えなければならないとなっております。ただ、申請時に道路の使用、並びに管理上支障があると判断をされたものにつきましては、これは設置場所については、民地も含めて、事業者と協議をしているというところでございます。

今後につきましては、道路管理者の責務であります道路を常に良好な状態に保つと、一般交通に支障を及ぼさないと、このようなことを念頭に置く中で道路管理に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いをいたします。

議長

奥田君。

3 番

そのように今後も道路幅員をできるだけ有効に使用できるようにお願いしたいと思っております。

しかし、現在の状況では全町は見張っておりませんが、三里の近辺には非常に大きなコンクリートの構造物があって、それを避けるようにして、実際境界から、そうですね、60センチは中へ入っているように感じます。ということは、コンクリートが斜めに転がっておりまして、そこへ建柱するのとコンクリートの切れ目で建柱するのでは相当な開きがあります。

それで、今後は申請者からの、先ほど経済建設課長が言われましたように、できるだけ障害物を、たとえあってもそれを何とかクリアしていただいて、境界いっぱいをお願いしたいと思っております。

以上で第1点を終わります。

議長

経済建設課長。

経済建設課長

再質問でございますが、電柱のことをおっしゃっていただいているということでございますけども、基本的には道路の幅員に、有効幅員に支障を来さないということで、電気会社等とは占用許可のときにはそういったことで協議をし

て、許可決定を行っておるということで、道路構造物も、例えばコンクリート構造物に電柱を埋設するということになりますと、これは技術基準がございまして、電柱の全長の6分の1以上を埋設しなければならないと、このような基準もございまして。

いたがございまして、そういった基準にクリアができるということであれば、構造物にコンクリート埋設をする、それができなければ、当然のことながら、道路に地下埋設をするということになりますので、その辺のところはケース・バイ・ケースで判断をしているところでございまして。

いずれにしても、できるだけ道路幅員は確保していくということで、事業者等にも指導していきたいというふうに考えております。

議長

奥田君。

3番

いままで、ちょっと電柱だけで、忘れていましたけど、ガードレールについてもできるだけ有効幅員ぎりぎりに設置してほしい。中にはレールが反対についているものやとか、逆目にレールがはられているのやとか、いろいろ交通安全に寄与していただきたいと思います。ちょっと、課長。

議長

経済建設課長。

経済建設課長

ガードレールにつきましては、当然安全施設ということで、道路管理者みずから設置をするということでございまして。これにつきましても同様の対策を講じていきたい。

レールが反対についてるといふのは、これは行政が設置する場合につきましては、まずそのようなことはないということで、あくまでもこれは、ガードレールといひますのは安全対策上取り付けておるということでございまして、おそらくそういったケースも三里等では見受けられるんですけども、私どもが設置しに行く場合につきましては、そういった設置の仕方はしておりませんので、いずれにしても、そのようなこともすべて検証もする中で、安全施設ということで適正に執行していきたいということで御理解をいただきますようお願いいたします。

議長

奥田君。

3番

それでよろしく申し上げます。1番の質問を終わります。続いて2番目にお

願います。

議長

経済建設課参事。

経済建設課参事

それでは、いただいております駅周辺整備事業の進捗につきまして、4点にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の特別委員会開催の申し入れでございます。

奥田委員長から、駅周辺整備事業特別委員会の開催申し入れを確かにいただいております。私どもといたしましては、一つのめど、節目を持って説明をさせていただきますまして、御意見をいただく、あるいは知恵を拝借するという一つの思いから、第2期の仮換地指定及び工事箇所、工程等の一つのめどがつき次第開催をお願いしたいと考えておりますので、いましばらく時間をいただけますようお願いいたします。

2点目の本事業は予定どおり進んでいるのかという御質問でございます。事業全体から申し上げますと、基本的にはスムーズに進められているということで御理解いただきたいと思います。今年度ですけれども、当初の予定で申しますと、現時点で工事で約3カ月程度、換地で2カ月程度の遅れを来している状況でございますけれども、年度内完了を目指しまして、現在、最大限の努力がされているところでございます。

3点目の迂回路の案内標識が不十分ということでございます。

工事に着手されました8月当初は、議員お述べのように、確かに不十分でございました。以後、毎日通行どめ区間が変更される状況でありましたので、私どもも毎日現場に出向きまして、不十分の箇所につきまして案内板設置を指示を行いました。同時に立哨していますガードマンの誘導連携をも指示をいたしました。さらには現場責任者を招集いたしまして、週1回の工程会議を義務づけ、工事業者間の連携をも指示いたしました。

その結果、現時点では、一定大きな混乱もなく進んでいる状況であると認識をいたしておりますけれども、毎日1回は現場に入りまして、点検作業と不十分な箇所が見当たり次第、都度対応するという状況で取り組んでいるところでございます。

4点目の事業完了時における遅延とその処理の問題でございます。

議員も御承知のように、この事業は平成18年に事業認可をいただいてまいりました。本事業は非常に移転家屋が多いというのが特徴でございます。さらには財政的な問題もございました。議員の皆さんには全員協議会や駅周辺整備事業特別委員会を認可までに約25回程度開催をしていただきまして、数々の

御意見をいただくとともに知恵を拝聴してまいりました。

同時に、県、地方整備局、国交省、それぞれに出向きまして、平群町でも何とかでき得る手法ということで協議を重ね、その結果、通常七、八年の事業期間を13年とする手だてを講じてまいりました。認可後は、年次計画に基づき、着々と事業を推進するということで、基本的には遅延しないように、組合への指導、あるいは助言、管理監督も含めて連携を図り、事業の推進に取り組んでまいりますので、ひとつ御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

議長

奥田君。

3番

1番については、僕は毎日あこを歩くか自転車で通ってるんです。そしたら、その近辺の人に、「奥田さん、どないなったんねん」ということを聞かれますので、「いや、一遍委員会でも開いてもうて、みんなに説明してもらおうわ」と言うててしてるのに、9月になったかてしてもらえへんから、いまの説明で、そういうふうに地元の人に説明させていただきます。

そして、予定どおり進んでいるのかということも僕はあのあこの道を歩いているとき、減歩率、何でうちみんな公表せえへんのやとか、いろいろ物件の交渉の回数が少ないやないかと、もう一月に1回は必ず来てほしいという声も聞いておりますので、その点もひとつよろしく願います。

ほんで、迂回路のことはだんだんよくなってくると思います。皆さんの、運転手もわかって迷われないこともあると思いますねけども、その点もよろしく願います。

そして、土地がどんどん上がっているところについては、僕もあの経験ありますねけども、保留地がどんどん値打ちが上がってきます。いまはどんどん下がってくるのやから、保留地というのはだんだん先細りしてきますし、将来はほんまに清算して、このまま行けるのかなという心配も出てきます。その点、一部分でよろしいですから、ちょっと説明していただけますか。

議長

経済建設課参事。

経済建設課参事

区域内で大変いろんな方から御意見をいただいております。また、事務所にもそういう意見がありましたらお教えをいただきたいというふうに思っています。

2点目の訪問の件につきましては、私ども真摯に受けとめまして訪問もさせ

ていただきたいというふうに思います。

4点目の保留地問題です。一定、保留地につきましては、現在まだすべての保留地が定められておりません。実際に、御承知のように、保留地は必要な分の面積と金額を確保するということがございますので、最終、すべての換地の中で予定をしております金額に相当分の面積あるいは金額でいう額を定めてまいりますので、引き続き事業の仮換地指定が全区域済んだ時点で先々の清算が起こらないように、値段の設定、面積の確保をしてまいりたいというふうに思います。

議長

奥田君。

3番

そのとおりひとつよろしく、地権者の心配のないように努力をお願いします。以上で私の質問を終わります。

議長

奥田君の一般質問をこれで終わります。

発言番号6番、議席番号1番、井戸君の質問を許可いたします。井戸君。

1番

では、よろしく願いいたします。

大きく今回は三つの質問がございます。

1点目ですけれども、6月議会で私がしました一般質問に対する町の回答に関してですけれども、これは一つだけですね、小中学校の備品や消耗品が足りない件について質問いたしました。教育委員会としては完全にはないと、そのようなことはない、小学校の消耗品及び備品は足りているという答弁でした。実際本当に足りていたのか、実際に見られたのか、調べたのか、その辺をお聞かせください。

大きく2点目です。コミュニティバスの使い方について。

小さな一つとして、まず老人福祉施設平群の里の建設において、ローズタウンの中にあるということで、町とローズタウン若葉台との間で集会所までバスを通すと。そのかわりに建設を容認しようじゃないかという約束があったと聞いております。

かなりの年月がたっておりますが、住民の方は覚えています。この約束について御存じですか。また、どのように考えておられますか。

コミュニティバスのついでに小さな二つ目ですけれども、その上、若葉台、椿台など、全くコミュニティバスが走っていません。燃費の悪い大きなNCバスを走らせるぐらいなら、コミュニティバスを頻繁に広い地域にわたって走ら

せるほうがよいのではないかと考えますがいかがでしょうか。

大きな三つ目です。平群町の安全性についてですけれども、平群町は安全なのか心配されている方が多々おられます。その心配をなくすためにも、放射能やダイオキシンなどの土壌汚染を調査してはいかがでしょうか。

この三つでございます。ぜひとも答弁よろしくお願いいたします。

議 長

教育委員会総務課長。

教育委員会総務課長

1点目の質問にお答えを申し上げます。

6月議会において教育予算、特に石灰やボールなどの消耗品の関係が確保されていないという質問がございました。そのときに、我々としては、基本的にそういうことはないものというふうにお答えを申し上げます。その件についての改めての御質問でございます。

6月議会において御質問いただきましたときにも、私は直接それぞれの学校に確認をさせていただきまして、もちろんですね、全く切れたことがないという、そういうレベルの話ではございません。消耗品ですから、注文をするのをうっかりして、使おうと思ったら切れていたということが全くないかという、そういう意味で申し上げますと、それはないとは言えません。ただ、基本的に、消耗品がないけれども、予算がないからそういうものを買うお金はないということは基本的にはないという認識をいまでもいたしておりますし、現実そのようになっております。

また、6月議会でも申し上げますが、そのようなことがもし起こりましたら、我々としては迅速に確保できるように努めておりますことを改めて申し上げます、回答とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議 長

井戸君。

1 番

私があえて今回このことについて聞くのにはわけがありまして、6月の時点でもそうでしたが、8月にも私見に行きました。その体育倉庫なんですけれども、ある小学校の体育倉庫のライン引き用の石灰がいまだにほとんどない状態でした。ちょっとショックだったんですけれども。九つのライン引きがあるにもかかわらず石灰がほとんどないと。予備の袋にちょっとだけ入っていると、下のほうに。それを見て、あれ、まだって感じがちょっといたしました。これはあくまでも一つの例なんですけれども、いままでこの5月から数々のことがありました。そして、いま現在も次々と足りなかったり、いろんなことが起こ

っています。

例えば、小学校名は言いませんけれども、ある小学校では理科室のいすがないと、足りていないということも聞いておりますし、また、違う小学校では、体育館の女子トイレの鍵が何カ月もつぶれたまま、これも聞いております。

これらを改善する費用というのはすべて何百円、何千円の世界で、そんなにはかからないと思います。ですから、もし教育委員会の方々がとても熱心に教育環境について取り組まれているので、このような事実を知っておれば、既にもう対処されていると思います。

ですから、そこで私が言いたいのは、現場で実際に子どもたちが困っている、保護者も困っている、知っている、指導教師が困っていることを教育委員会に伝わっていないということが問題と考えているわけです。

ですから、ぜひとも学校から公式の要請を待つだけではなくて、現場の先生や保護者の方、子どもはないでしょうけれども、そこから気軽に教育向上につながるような情報を得るシステムづくりをしていただけないでしょうか。そういうことです。

議長

教育委員会総務課長。

教育委員会総務課長

ただいまの再質問にお答え申し上げます。

種々、るる、いま述べていただきまして大変ありがとうございます。我々としては、先ほども申し上げましたように、基本的に御質問いただいた内容については確認をしてきたつもりであります。

ただ、確かにいまおっしゃっていただいた部分も全く知らないという状況ではありません。ただ、例えばライン引きなんかの場合ですと、当然必要な、どうしても必要な時期というのが出てきます。そうしたときに、必ずしも石灰をもってラインを引かないと例えば練習ができないとか、あるいは競技ができないというふうなことでない場合もございます。そういうときには工夫をしていただいて、校長先生なんかの指示で、例えば水でもってラインを引いていただいたりというようなことも、私は実際にそういう話を聞かせていただいて、随分と苦勞をしていただいているなど、ありがたいなというふうに感じている部分もございます。

ただ、いま議員おっしゃっていただきましたように、ほんの数千円で快適になるという部分もございましょうから、その点については改めまして検証して、直ちに改善ができるように努力をしてまいりたいと思いますので、御理解をいただきたいと思います。

議 長

井戸君。

1 番

では、知っておられたということでしたらあれなんですけれども、例えば理科室に関してと女子トイレ2カ所とも鍵がつぶれている。これ、全部把握してはったんですか。その辺、全部ではないですか。よろしくお願いします。

議 長

教育委員会総務課長。

教育委員会総務課長

申しわけございません。説明不足です。これ、全部わかってたということではございません。そういうところがあるということについては、特にライン、石灰の関係については把握をしておりました。

議 長

井戸君。

1 番

どうしても、現場の教師にしてもそうですけれども、学校の公式要請となりますと、人間関係とか、普通の職員と教頭だったり、校長だったりとの人間関係で話がしにくかったりとかすることもございますので、できたら直接余りわからずして教育委員会のほうに物が足りないよとか、そういう情報が伝わればいいなと思って、そういう提案をさせていただきました。前向きに検討していただければ助かります。

一つ目は以上でございます。

議 長

総務財政課長。

総務財政課長

2点目のコミュニティバスの使い方についての御質問です。

まず、老人福祉施設であります平群の里の建設時におきまして、その反対運動の中で、ちょうどローズタウン若葉台との間で建設を容認するかわりに集会所までバスを通すとしていた町の約束はどうなっているのかという御質問でした。

この約束については、正直言って、その認識を持っておりませんでしたので、通告をもらって以降、その真偽について可能な限り確認をさせていただきましたが、現時点でその確認はできておりません。もし議員がおっしゃるような約束があり、それがそのまま放置されているということなら由々しきことですし、おわびもしなければなりませんし、改めて真摯にその対応について考えねばな

らないと思っておりますので、引き続き早急に確認をしてまいりたいというふうに思っております。

それから、次に、コミバスを頻繁に広い地域に走らせてはどうかという御意見でございました。町としましては、まず、今回のコミバス、公共交通の関係の問題につきましてのコンセプトとしましたのは、公共交通全体を町の重要な課題ということで政策的に再検証していこうというスタンスでありました。

そこで、まず、行政内部でプロジェクトチームを設置して、1年間かけて関係各課とさまざまな角度から検討を加え、計画案をつくり、それを基本ベースに地域公共交通会議を設置して、そこに持っていったと。その中で住民アンケート調査も行い、その住民アンケートなんかの結果も含めて、さまざまな立場の委員さんからの幅広い意見も求めた上で計画の策定に至ったということについては御承知いただいていることとは存じておりますけども。

この平群町地域公共交通相互連携計画策定のコンセプトとしましたのは、まず1番に移動制約者の移動を確保すること、それから2点目に、町内の公共交通空白地帯の解消、それから3点目に、住民ニーズに対応する交通サービスの構築、4点目に、公共交通サービスの維持向上ということであり、住民の交通権確保といった観点に立ったものでございました。

そして、そんな中で、路線バス事業者、鉄道事業者、タクシー事業者等々の交通関係事業者との協議や環境問題、福祉、教育、観光、それから町財政等々の視点を加えながら、現時点で最適な計画を目指したものでございます。

議員お述べのコミバスを広い地域にわたり細かく走らせてみるというのはもちろん否定するものではございませんが、いま申し上げましたような協議経過を前提に策定し、総合的に検討した結果としての連携計画でございます。実証実験をこれからしていきます。この実証実験を確実に実行していく中で、いただきました御意見につきましても今後の課題の一つというふうに考えてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長

井戸君。

1番

この約束というのはさすがにかなり年月がたっておりまして、いまの自治会長も御存じなかった部分もあります。だから、自治会長の中でも引き継ぎの中でなかったとは思いますが、ただ、やっぱり住民さんの中で、特に上の方ですね、真ん中のバス停がある中学校のところから上の方は覚えていらっしゃる方が結構おられます。

それと重なるんですけども、実際、御存じだと思いますけれども、平群中学校から直線のきつい坂が400メートルずっと続いております。ちょっと曲がって、また100メートルぐらいあります。それがずっと結構急な上り坂なんですけども、もう本当に簡単に言えば飛行機の滑走路ぐらい、小型飛行機なんか幾らでもとまれるぐらいの長い坂道が続くわけです。その間には一つのバス停もありません。ですから、ちなみに集会所というのはちょうど250メートルラインだと思います。ですから、ちょうど上の方と真ん中ぐらいに集会所があるんですけども、やはり実際、いまの現時点で車に乗れなくなって困っている方がもう既におられます。すごい切実な要望で、もうどうしようかという方がおられます。やっぱり病院、スーパー、駅、この辺、病院に行けないというのがちょっと厳しいところなんですけれども、そして、ほかの方でも将来的に、もうそろそろ車に乗れなくなると、目も悪くなってきているし、大変だしということで車に乗れなくなったらどうしようという心配される方も私はいろいろ聞いています。

やっぱりそうなってくると、小まめに、いまのNCバスのバス停の位置ではちょっとしんどいかなと。コミュニティバスである程度まで上に来てもらったり、200メートル、300メートル違うと、もう、お年寄りにとったら全然しんどいですから、その辺についてちょっとお願いしたいということで、2番目も重なってきて、一緒に言うんですけども、ちょうどローズタウン若葉台の上というのと、ちょうど若葉台とつながってございます。若葉台の上のほうももちろんバス停から坂で遠い。やっぱりあれをお年寄りの方が行くにはしんどいと。これからの高齢化に向けてはかなり課題だと思うんですけども。椿台もそうですね。椿台は、以前、NCバスのバス停の影響でいろいろあきらめた現実があると思うんですけども、小さなコミュニティバスであれば、せめて半分、真ん中ぐらいまででも行ければ、かなり高齢の方にはすごい助かると思いますので、私としては、朝と夜に関してはNCバスでもというか、NCバスしかしんどいかなと、人数的に乗るのが大変だと思いますけど、昼間はほとんど見た感じ乗ってない。乗るとしても1人、バス停にも1人ぐらい、2人というのが続いていますので、もうそうであれば、NCバスがあるからコミュニティバスが競合したら困るとか、そういうものではなくて、もうそれだったらぱっさと、かわりにコミュニティバスのサイズで、そのかわりにバス停をたくさんつくっていただいたほうが便利になるんじゃないかと私はそう思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。よろしく申し上げます。

議長

総務財政課長。

総務財政課長

再質問のまず最初の約束の話なんですけども、先ほども申しあげましたように、ちょっと確認がとれてないんですけども、ただ、平成13年ぐらいの話らしいんですけども、当時の福祉担当課長、これ、当然老人福祉施設は町の施設じゃありませんので、いわゆるそこと地元との話だと思いうんですけども、当時、福祉担当の課長なり係なりが間に入っておられたというふうなことで、聞かせてもらいました。

そのとき、その話では、町がそういう約束をしたということは一切ないという話でしたし、また、当時、13年度のことですから、コミバスとかもちろん、まだ全然走ってないときですので、路線バスのことなのかなというふうなことで、路線バスの事業者のほうにもそういう約束があるんかどうかを確認したんですけども、それはそういう認識はないということにして、また、平群の里のほうも実際に経営者の方にも聞いてみたんですけども、そういう約束はしてないという話でしたので、現時点では確認がとれていない。

ただ、議員おっしゃっている話ですんで、おそらく何の根拠もない話では絶対ないとは思いますが、もう少し詳しくは調べたいなというふうには思っています。

それから、もう1点の、小さなバスでも十分対応できるから昼間なんかも含めて路線バスと競合するかもわからないけども、コミバスをというふうな話の御提案ですけども、先ほども申しあげましたように、今回、公共交通全体を平群町全体をカバーした形で、バスだけやなしに鉄道、それからタクシー等々の交通機関を全体で考えていこうという話で、コンセプトの一つとして考えたのが、町内の、まず、公共交通の空白地帯を解消しようということからスタートしています。

そういう意味じゃ、ローズタウン、若葉台、それから緑ヶ丘等々を含めて、そこらについては路線バスが既に営業路線として走ってますんで、カバーできていると。全く通ってないところを中心に考えたということ。

とはいえ、北部で若干不便利、便利が悪いような状況があるというふうなところも聞いてますんで、その辺については路線バスのほうにも話をして、ルートの変更とか、もう少し、西山間のほうに向かって路線を変更するとかということが可能かなんかの話は路線バスの事業者のほうにはしているところではございますけども、今後の課題かなというふうには思っています。

議長

井戸君。

1 番

ちょっと、路線バスはあくまでも民間なので、言うても、また上に上がれば下の方が困るので、路線バスについてそこまでこちらは言うつもりはないんですが、あくまでもコミュニティバスサイズでお願いしたいなとは思ってるんですけども。

実際、いま、緑ヶ丘を出されたんですけど、緑ヶ丘自身もやっぱりバス停が遠いから、歩いたほうが早いという人も結構おられます。それは若いんでそういうことが言えるんですけども、なかなかお年寄りの方というのはなかなか、あの坂になってくると、どこも坂厳しいので、実際上庄台のほうからも話は聞いてました。

やはり小刻みにという、少々遅くなっても小刻みにしたほうが負担が少ないといえますか、動ける。これからの課題とおっしゃっておられるので、できる限りそういう計画も入れていただきたいなと思います。

以上です。

議長

いまの質問について。

1 番

もう答弁結構です。

議長

答弁よろしい。

1 番

はい。

議長

住民生活課長。

住民生活課長

3点目の平群町の安全性の確認についてとの御質問にお答えいたします。

放射線量の調査についてですが、放射線測定についての法的根拠は特にありませんが、県において、文部科学省の委託を受け、奈良市にある県保健環境研究センターにおいて放射線量率、上水また定時降下物など、環境中の放射線量の測定が行われています。

測定結果としては、空間放射線量率の数値は平常値の範囲内で、0.046から0.08マイクロシーベルトであり、特に問題はないところでございます。

また、上水、定時降下物についての放射線物質は検出されていません。

このように、放射線量は県で測定されているところで、現状では町独自で調査の必要はないと考えています。

次にダイオキシンについてでございますが、ダイオキシン類対策特別措置法

に基づき、大気、水質、土壌の汚染状況を県において測定がされています。調査は県内の地点を数年毎に測定され、結果としてはいずれも環境基準を下回る値となっています。本町は平成19年に水質、土壌の測定がされており、問題のないところでございます。

このように定期的に調査がされているところですが、本町は清掃センターを運営しているところで、法律では廃棄物焼却炉から排出される排出ガス、ダイオキシン類による汚染の状況を毎年1回以上行わなければならないとされていることから、煙突部の排ガスや焼却灰、センター施設付近での土壌も測定を行っており、数値的には環境基準を下回り、問題のないところでございます。

このように放射線量やダイオキシンの調査を行っているところで、引き続き安全な環境が保たれるよう努めてまいりたいと考えています。

以上です。

議長

井戸君。

1番

ダイオキシンのほうはそういうことっていうことで、私も安心いたしました。これを町の方にも広く一般に伝えていただけると安全を心配されている方は納得するかなと思います。

さっきも言いました放射能に関してなんですけども、これに関しては、西日本ではやっぱり細かい地域のデータがないと思います。だから、平群独自ではないと思いますが、その辺はいかがですか。

議長

住民生活課長。

住民生活課長

議員お述べのとおり、平群町独自のデータではございません。いま、国のほうから県が委託を受けて、一括して県のほうで調査、測定をされているという状況でございます。

議長

井戸君。

1番

私としては、県レベルでとなってきたときに、すぐはかっていただいて安心かなというのはあるんですけども、実際日本上空には時速50から100、早くても100メートルのジェット気流というのが東西に流れております。動く歩道というんですか、ああいうのが重なるように高さを変えてあるとおっしゃっていただいたら大体わかりやすいんですけども、それに乗ってしまいますと、放

射能の、例えば東京上空に来た、東京って遠くに見えますけども、もう5時間ぐらいたてばこの関西には来てるんですね。そうなってくると、奈良に来るのも早くて四、五時間でおりにきてしまいますので、油断できない状況だと思います。

例えばですけども、各集会所のどこどこか、中央公園のどこどこか、平群の皆さんが知ってるどこどこというのがどれぐらいの基準で大丈夫ですよと言うたほうが町民の方々が安心されるかなというのは思うんです。

ですから、機器の値段も、この前1万5,000円とかで中国製のが出てましたけども、それが全部ちょっと正式な判定が出ないらしいというものを新聞で見てあきらめたんですけども、私独自でまた調べようとは思ってたんですが、多分本物だともっと高くなると思います。正式なデータを見ると。

だから、そうやってきたら、予算との関係もありますけども、できましたら安心ですね、奈良県のどこどこ、香芝市の、いまは多分その程度だと思います。奈良県の香芝市のどこどこというたら、ちょっと平群の方にはわかりづらいと思うので、実際には身近な役場の駐車場のこの辺ではかりました。で、こんだけでしたというたら安心されるかなと。やっぱり安心というのはすごい人にとって大切といえますか、思いますので、その辺のほう、またよろしく願いいたします。

議長

住民生活課長。

住民生活課長

ちょっと御理解いただきたいのは、いま、やはりそれは身近に平群町内でも測定するというので、地点を決めて測定させていただくというのは、もちろん住民の方に安心していただくというのはもちろんのことですが、放射線というところでは、やはり大きな奈良県内での、一定の県での測定を、いま、していただいているところで、まだ身近に細かくは測定というところまでは至っていない状況でございます。

当然、その辺の測定器等につきましても高額なものでございますので、特にいまのところは町独自で測定するというところまでは考えておりません。ただ、県の情報等については身近にきっちりと把握はする中で、当然安全安心、安心な状況というのはやっぱり住民さんにもわかっていたいただきたいなというふうには考えております。

以上です。

議長

井戸君。

1 番

前向きに、値段が下がったところを買っていただいても結構ですので、また前向きに考えていただけたら助かります。ありがとうございます。

以上です。一般質問終わらせていただきます。

議長

井戸君の一般質問をこれで終わります。

3時まで休憩をいたします。

(ブー)

休 憩 (午後 2時45分)

再 開 (午後 3時00分)

議長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

議長

発言番号7番、議席番号5番、植田君の質問を許可いたします。植田君。

5 番

それでは、質問通告2点について質問をさせていただきます。

私はこの間、平群町、ここ近年人口が減少してきています。その一方で高齢化率は近隣トップを走るという状況になってきています。そういう中で、若い世帯を、平群のまちづくりをこれから考えるとき、若い世帯をどれだけ増やしていくのかということがこの平群町、これからの大きな課題だというふうに考えています。

そういう中で、そういう若い世帯を支援する施策をこの平群町でどれだけ充実させていくことができるのか、そのことが一つ大きな課題だというふうに思っています。

そういう中で、今回、その立場から2点について質問させていただきます。

まず1点目なんですけれども、子どもの医療費助成制度の拡充について、これはこの6月議会にも質問させていただきました。そういう中で、県下で、いま、市町村で県の基準をさらに拡充して、子どもの医療費助成を行っていくという自治体が大変増えてきています。この8月から、奈良市は通院を小学校卒業まで、入院は中学校卒業までというふうに拡充をされました。吉野町においても、通院、入院ともに中学校卒業まで子どもの医療費を拡充するというふうに報道がされていきました。

そういう意味では、現在、入院、通院などの県の対象を超える独自の拡充をされている、そういう自治体は県下39市町村の中で約半数、20の自治体に及んできています。

どこの自治体も、そういう意味では少子化対策として、また、先ほど私も申しましたように、若い世帯を呼び込む施策として医療費の助成制度を拡充を進めているところでございます。平群の若いお母さんたちも、せめて小学校卒業まで平群の医療費、何とか無料化になりませんかとよくお話を、お声をお聞きをします。斑鳩町が中学校卒業までなのに、なんで平群は小学校上がるまでで終わりなんですかと、こういう声を本当にたくさんお聞きをします。

そういう意味では、今後のまちづくりの上でも均衡のとれた年齢層、年齢構成を図っていくことが私は必要だと考えています。そういう意味では、そういう若い世帯を呼び込み、また、定住をしてもらう、そういうまちづくりの戦略を持たなければ、人口増もまちの発展も望めないと、このように考えています。

そういう意味で、その一つとして、当面小学校卒業までの医療費の助成制度の拡充、これは本当に真剣に考えていくべきではないかと、このように考えています。この点についてどのようにお考えでしょうか。お聞きをしておきたいと思えます。

2点目は、子宮頸がんの予防ワクチン、あるいはヒブ、小児用肺炎球菌のワクチンの助成制度の継続について質問をさせていただきます。

国の助成制度は23年度までというふうに言われています。平群町の要綱でもたしか23年度をもってというふうに書かれてたと思うんですけども、この問題でですね、少子化の中ですね、大切な子どもたちが健康に健やかに成長していくということはだれもが望んでいることだと考えています。日本でもやっとこの3ワクチンが接種できる環境が整いつつあります。国の動向が今後定期接種に組み込まれるのか、あるいは引き続きワクチンへの助成制度ということをするのか、24年度もそういうふうな形で行うのか、まだ現在のところ見えてきていないんですけども、いずれにしても、平群町として引き続き3ワクチンについては無料で接種できる体制を維持していくことが私は必要だと考えますが、どのようなお考えをお持ちなのかお聞きをしておきます。

以上、2点について、明確な御答弁をよろしく願いいたします。

議長

福祉課長。

福祉課長

それでは、子どもの医療費助成制度の拡充にかかわりまして、質問についてお答えをさせていただきます。

県下の乳幼児医療の状況は県基準を拡充をして、子ども医療費助成を行っている自治体が増えているのは議員御指摘のとおりです。今年度も8月から新たに奈良市、吉野町も年齢拡充を行い、8月1日現在では県下20自治体で年齢拡充され、約半数の自治体が実施したことになります。これはあくまでも年齢拡充であり、そのうちで所得制限撤廃はされているが、個人負担である一部負担金は多くの自治体が県基準のままであり、また、自治体によれば、年齢拡充部分については通院1,000円、入院2,000円と県基準の倍額設定されているところもございます。

平群町では、対象年齢は県基準ですが、所得制限を撤廃をし、一部負担金を含め、医療費の全額を助成をしております。現在全額助成している自治体は平群町を含め13自治体でございます。

議会では、これまで何度も質問をいただいております。平群町の財政推移を見極めながらと回答をさせていただいております。22年度は黒字決算となったものの、まだまだ安定した財政とは言いがたく、小学校卒業までの拡充は大変難しい状況でございます。

このようなことから、医療費助成は市町村の単独事業として拡充されており、自治体の財政状況等により、地域格差が生じているのが現状であります。今年度8月から母子医療費助成制度が父子家庭等にも拡充され、ひとり親家庭等助成制度となり、奈良県下全市町村で実施されたことから、県事業として乳幼児医療費助成制度が拡充されることになれば、それにあわせて平群町も事業実施をしたいというふうに考えております。

平群町としても、県制度の拡充を強く望んでおりますので、県への要望を続けていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長

植田君。

5番

いまの御答弁ですが、もう6月議会と全く同じ御答弁だったかというふうに思います。

いま、やはり平群町がこれからのまちづくりを進めていくときに、どこに特化をしたまちの政策として持つのかということが私はすごく問われているというふうに思います。

県下で半分を超える自治体は何らかの医療費の助成制度を拡充してきていると、これは当然地域の方々のそういう声の実現されてきた部分だと思うんですね。平群でもそういう声はすごく多いんですよ。それをどうやはり平群町とし

て少しでも前進をさせていく姿勢を持つのかどうかということが問われているわけです。ここ半数以上の自治体がそういう形で進めてますからね。

町長は、これも私何遍か言ったと思いますが、子どもの歓声が聞こえるまちですか、それを御自身のまあ言うたら政策のキャッチフレーズとされて来られたと思うんですけども、やっぱりそういうことであるならば、少なくともそれに近づける施策をどう提起していくのかということが問われてるんですが、この間、そういうのがほとんど見えてこないというのが実情だと思うんですね。

課長もおっしゃったように、22年度の決算では黒字になったということもおっしゃってたんですけども、ある意味これは町長の政治姿勢といえますか、そういうものが問われてくる私は施策の一つではないかなというふうに思うんですね。

そういう意味では、先ほど山口議員のほうからいろいろ平群のかかっている費用の削減の提起もありましたよね。そういうことを本当に真剣にやって、必要なところには予算をつけると、そういうやっぱり確固とした施策を持ってもらいたい。特にそういうふうに、町長はこれまでそういうふうな子どもの歓声というふうなことをおっしゃってるわけですから、ある意味子どもたちがこの平群町で健やかに成長ができる、そういうまちをつくりたいというふうに私は認識をしています。

そういう意味では、いま、平群に住む若い世帯が、ある意味そういう何らかの支援求めていると、その一つが今回の私が今、今回、再度6月に引き続いて質問させてもらっている乳幼児の医療費の助成制度の拡充だというふうに思うんですね。

これも6月のとき少し言わせてもらったかもしれませんが、やはり、いま、平群は環境的には恵まれています。二、三十年前は平群の環境がよくて子育てをしたいということで大阪からたくさん越してこられました。ただ、いま、環境だけでは人は呼べません。そういう意味では、交通の便、あるいはそれに付加価値をつけたさまざまな自治体の施策をやはり移り住んでくる住民の方が一定そういうのも調べて、どこが自分たちが生活がしやすいのか、所得がそんなに上がらない中で、それをカバーする施策はどこの自治体がどういうものを持っているのか、こういうことに非常に敏感になってきています。そういう中で、王寺は生駒に比べて支線ではないですので、平群はそこからまた交通機関、生駒線を乗り継いで通勤になりますから、ある意味、そういう付加価値をどこでつけるのかというときに、やっぱりこれからどんどんそういう子育て世帯を呼び込む施策を平群は打っていかなあかと。そういう意味では、もうそういう時期に十分に来ているのではないかなというふうに私は思うんですね。そうい

う点で、再度、必要性は十分感じておられてると思うんですけれども、何らかの形でやっぱりいまの県の制度を上回る、それに拡充するという必要性をどの程度認識をされているのか再度お聞きをしておきたいと思います。

議 長

福祉課長。

福祉課長

やっぱり高齢化が進んでいく中で、若年層、若い子どもたちを持つ親に平群町にやっぱり定着してもらおうという政策というのは極めて大事であります。これまでもいろんな形で議会で論議をされてきた経緯がございます。いろんな形でいろいろ意見をちょうだいした経緯も含めてございます。

そういう意味では、そういう政策を推進していくということについても原課にとっても必要やというふうに考えております。そのことについては議員おっしゃるとおりであるというふうに考えています。

議 長

植田君。

5 番

原課のほうは必要やと考えている。これは多分町長もそういうお考えと思う。じゃあ、少なくとも何らかの形で拡充をしていくというふうなことについて、来年度に向けて考えてみたいというふうなお考えは町長持っておられますか。

議 長

福祉課長。

福祉課長

大きな意味で議員おっしゃるとおりだというふうに申し上げたつもりでございます。すべてが例えば乳幼児医療の拡大、医療費無料化についての拡大がすべてであるというふうには考えておりません。それ以外の施策も含めてございますので、広い範囲の中で、そういう政策を推進していくというふうに原課では考えています。

ただし、先ほど答弁の中で申し上げさせていただいたように、財政状況が余りにも違う各市町村の現状がございますので、それを無視して一律にどこどこが進めたから平群町も、じゃあ、やりましょうという話になるのかどうかというのは、やっぱり財政的裏打ちも含めた上での話として進めていく必要がございますので、原課としてはまだまだ厳しい状況にあるというふうに考えております。

議 長

植田君。

5 番

これ以上言っても答えは同じだと思うんですけども、それは当然財政状況はそれぞれ違うと思います。ただ、やはりこれからのまちづくりを考えると、どこにシフトを置くのかということは、やっぱりこれは町長のある意味政治姿勢が問われる部分だと思います。そういう中で、私はやはり若い世帯を呼び込む、これだけじゃない、確かに課長おっしゃるようにこの制度だけじゃないですよ、ほかにいろいろあると思います。ただ、だけど、住民の多くはその拡充を望むという声が、私、この間聞く中で非常に多いというのは。だから、県下の半数以上の自治体は何らかの形で上乘せの制度をつくったわけでしょう。それはそういう必要性を感じたからやってるわけであって、平群だけ特別そういう必要性がないというものではないと思うんですね。それをやるかやらへんかというのは、基本的には町長の政治姿勢にかかってくると。それを町長が決断されるかどうかという問題だと思います。

これはこれ以上言っても仕方ありませんので、ぜひそういう意味では平群町で子育てしやすいまちづくりを進めると、一つの施策としてこれはぜひ、何らかの形ででも結構ですが、一步でも進めるような施策をぜひやっていただきたいということは申しておきたいと思います。

それでは2点目のほうに移って。

議 長

健康保険課長。

健康保険課長

2点目の子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌ワクチンの助成制度の継続をということでございます。

この補助制度につきましては、昨年11月26日に国のほうの制度ができ上がりまして、子宮頸がん等ワクチンの接種緊急促進臨時特例交付金ということで2分の1の補助ということで発足した制度でございます。平群町といたしましては、10月から子宮頸がんの予防ワクチンのほうをまず実施をいたしまして、12月の下旬からヒブ、小児用肺炎球菌ワクチンのほうの助成制度を発足をさせていただいたところでございます。

議員お述べの定期接種への方向性ということでございますが、これは昨年度から厚生労働省の厚生科学審議会、感染症分科会の予防接種部会のほうで検討が進められておりますが、現時点におきましてはまだ結論が出ておりませんので、定期接種へのという方向性はまだ示されておらないところでございます。

また、町といたしましても、昨年度から実施をいたしておりますので、町村会を通じまして、この制度が引き続き維持されますよう要望をしているところ

でございますが、先ほどお述べのように、現時点では来年度の国の補助制度についてはどうなるのかははっきりしておりません。

今後、国の動向に注意を払いながら、補助制度がどのようになるのか、情報収集に努め、検討してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解のほど、よろしく願いいたします。

議長

植田君。

5 番

私がお聞きしたのは、基本的に国は定期接種も、また補助制度を継続するというのも決めてないって、それはわかってるんですね。だから、平群町として、もしそれが動かなかった場合にどうするのかということ、引き続き平群町は平群町独自の施策としてこの助成制度をやるのかどうか、そのお考えがあるのかどうかということをお聞きをしてるんですね。

この間、いろんな国の助成制度があって、何年かして、多分助成がなくなった制度もあったと思うんですが、それでも平群町は必要だということ、単費でもそれを継続してやってきてると思うんですね。なくした分があるんやったら言ってもらたらええんやけど、大体継続してやってきているというふうに私は認識をしています。

そういう意味では、このワクチン、日本は大変ワクチンの後進国と言われてます。そういう意味では、なかなか国の定期接種になるというのが遅いし、少ない。そんな状況があります。ただ、その中でやっと、去年は1年間、今年度はいっぱいつくという形になったんですが、これは私は、いま、とにかく少子化で子どもが少ない中、その子どもたちの命をどう安全に守って成長させていくためのバックアップができるのかという一つの方策として、このワクチンの助成もスタートしているんだと思うんですけども。

そういう意味で、国が動かなかった場合に、平群は引き続きやるのかどうか、その点だけお聞きをしておきたいと思えます。

議長

健康保険課長。

健康保険課長

国の制度がなくなった場合に、町単独事業としてもこの制度を実施するかと、こういう質問であったかというふうに思います。

平群町のほうで、この制度を存続するかどうかといいますのは、まず、先ほどもちょっと説明をさせていただきましたように、国のほうで予防接種の部会のほうで定期接種に向けていろいろ検討していただいているということが一つご

ざいます。それに先駆けて補助制度が当然昨年度、11月から実施をされておるといこともございますので、平群町が単独事業かどうかという判断をする中で、やはり国のそういった動きというのは当然大きく左右してくるものではないかなというふうに考えておるところでございます。

先ほども申しましたが、そういった情報について、いろいろと集めながら検討してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解のほう、よろしくお願いをいたします。

議 長

植田君。

5 番

非常にわかりにくい答弁です。

じゃあ、町長にも端的にお聞きをします。

国の制度がなくなった場合、平群町は引き続いてこの3ワクチンについては助成制度を堅持していくお考えがあるのですか。それだけ1点答えてもらえますか。

議 長

健康保険課長。

健康保険課長

何度も同じような答弁で申しわけございませんが、一応国の定期接種に対する動き、また、補助制度の存続等、いろんなことがございますので、そういったことも含め、そういう情報を十分集めながら検討してまいりたいというふうに考えております。

議 長

植田君。

5 番

いまお聞きしてて、何かもう国の助成制度がなくなればやらないというふうに聞こえて仕方がないんですけども、私は町長にお聞きをしたんですね。状況を見たいって、じゃあ、いつその判断をされるんですか。多分11月入ってきたら、来年度の予算編成にぼちぼちかかる時期に入ってくると思うんですね。12月議会のときやったら大体、まだ町長査定まで行ってないのかな。けど、ある程度の予算組みはできると思います。できてきてると思います。いつ、じゃあ、そういう判断をされるのか。現時点で町長はどう考えておられるのか。する気があるのかなのか。町長から答えてもらおう。これは町長の政治決断でできるというか、かかわる問題だと私は思っていますので、町長答えてもらえますか。

議 長

町長。

町 長

先ほどの乳幼児の医療費の問題もそうでございますが、する気があるのかどうかということでございますが、やりたいという気持ちがありましてですね、なかなかいまここで直ちにお答えしにくいということがございます。過去に非常に交付税も地方交付税もたくさん出て、町民税も相当あるときに、平群町は身の丈を超えた高福祉の町政を続けてきた。その結果がいまのこの自治体間の財政の大きな格差を生じさせたというふうに私は認識しておりますし、これについてはどなたも共通の認識であろうかと思えます。

いま、この4年間、町民の皆さんの御協力を得て、初めて7年ぶりに財政赤字団体から脱出したところでございます。そういうことを考えれば、さて、果たして財政が黒字に転じたからといって、次々とその皆さん方の要望に安易にこたえることが平群町にとって本当にいいかどうかということはしっかり考えていかなきゃならない。

御質問に対しましてはいま直ちにお答えはできませんが、しっかり考えていくということでお答えとさせていただきます。

議 長

植田君。

5 番

じゃあね、いつその答えを出そうと思われてるのか、これだけお聞きします。

議 長

町長。

町 長

いつということにつきましても、いまここで直ちにはお答えしにくい。少なくとも結果があらわれるのは来年度の予算ではないかと思えますので、そのときまでにはどうするのかしっかり考えていきたいというふうに思います。

議 長

植田君。

5 番

やらないというふうな、何かすごく後ろ向きのような答弁に私は聞こえて仕方がありません。これはやはり、先ほどの医療費の問題もそうですけれども、平群町がこれからどんなまちづくりをしていくのかということにかかわってきての、私はいろんな施策をどう進めていくのかということが、これからとりわけ自治体間の中で競争する中で問われてくる問題だと思うんですね。そういう

中で、せっかく国が、本来国がそれはきちっと決めれば問題ないんかもしれへんけど、だけど、国が助成制度をやめたとしても、平群町としてはやはりこれからの子どもたち、若い世帯を応援して、平群でやっぱり子育てをしてもらいたい、平群に若い人たちが来てもらいたい、そういう施策の中でこういうものもきちっとしていきたいというふうなものを持っておかないと、それは確かに財政はしんどいのはあるのかもしれません。身の丈以上の福祉をしてきたと、私はそうは思っていません。

今回、こんだけやはり大変な財政になったのは、国の地方交付税の問題、大きな削減があった問題がやっぱりこんだけ平群の財政を圧迫してきたと思っていますから、だけど、平群は本当に、それまでは平群は進んだ福祉、県下でもやっていました。それがいまはもう近隣では一番底に近い状態になっています。それをどう取り戻していくのかというのがこれから平群のまちづくりを進めていく上で私は問われる問題だと思うんです。

そういう意味では、ぜひこれは継続して行うべき事業だということは述べさせていただきます、一般質問を終わらせてもらいます。

議長

植田君の一般質問をこれで終わります。

発言番号 8 番、議席番号 2 番、戎井君の質問を許可いたします。戎井君。

2 番

議長の許可をいただきましたので質問に入りますが、質問に先立ちまして、私はこのたびの台風 12 号による被災された方々に対し、お亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りし、行方不明の方々が御無事でいらっしゃるよう、また、さまざまな被害を受けられた方々にお見舞いを申し上げますとともに、一時も早く復旧復興がかないますようお祈り申し上げておきたいと思っております。

では、通告に基づきまして、企業誘致の現状についてお尋ねをいたします。

岩崎町長の 1 期目からの公約でもある企業誘致については、これまでも何度か状況説明を伺ってきたところであります。この春、バイパス沿いを中心に線引きの見直しも行われ、商業施設の受け皿整備も整いつつあります。

また、上庄地区の企業誘致ゾーンにおいても、市街化調整区域の地区計画の手法により、土地利用を誘導していくと聞いているところであり、誘致の進捗状況について、これまでの当局側の説明では、1 社は内定しているとの説明を聞いております。

そこで 4 点についてお聞きします。

1 点目は、企業誘致について、現在の進捗状況はどのようなスケジュールで進んでいるのでしょうか。地区計画の決定スケジュール、地権者との交渉の状

況、進出企業の移転スケジュール等についてどのようになっているのかお聞きします。

2点目は進出される企業の業種業態、資本金、売上高、従業員数等について差し支えない範囲で説明いただきたいと思います。

3点目は、今年度で企業誘致基礎調査業務を実施中であると伺っているところであります。業務の進捗状況並びにこの業務を行うことによりどのような成果を目指しておられるのか簡潔に御説明いただきたいと思います。

4点目は、企業誘致を行うことにより町に対するメリットはどのようなものが想定されておりましたでしょうか。また、相手側企業のほうに対して何らかの優遇措置を検討されているのかもあわせてお尋ねいたします。

以上です。

議長

経済建設課長。

経済建設課長

それでは、企業誘致の御質問につきまして、順次お答えを申し上げます。

これまでも一定の説明を申し上げてまいりましたが、企業の誘致地区につきましては、上庄地区のバイパスの東側と西側、この2カ所で計画をしております。そのうち現在はバイパスの西側、約1ヘクタールの区域でございますが、そちらの区域について先行して取り組んでいるというところでございます。本日はこのバイパス西側の区域について御説明を申し上げます。

1点目、進捗状況でございます。地区計画の決定につきましては、市街化調整区域の地区計画の素案を作成をし、都市計画の法定手続を経て、地区計画決定に向けて取り組んでいるところでございます。これは近日中に地元の住民説明会の開催を予定をしております。

また、地権者の交渉につきましては、当該区域は4名の方々が所有をされております。この地権者の方々に企業誘致の趣旨や内容について説明を重ねてまいりました。結果としまして、理解と協力をいただいているところでございます。進出企業の移転時期につきましては、地区計画の決定後、開発申請から許可という運びになり、現時点で明確な時期は申し上げられませんが、町としましては、地区計画の法手続を早期に完了させ、その後、速やかに企業に移転に伴う法手続を行っていただくよう企業側と調整を図っているというところでございます。

2点目、進出される企業についてでございます。

現在、三郷町で操業をされております米菓製造会社であります。主力商品名としまして粟おこし、またはピーナッツミックス等の商品名があります。これ

らを製造出荷をされているということでございます。昭和21年に創業されまして、資本金につきましては1,990万円、従業員数は42名と聞いているところでございます。売上高につきましては、若干相手方のこともありますので、差し控えをさせていただきたいということで御理解をいただきたいと思っております。

3点目、企業誘致基礎調査業務につきましてでございます。これは決算審査特別委員会におきましても資料の提出をさせていただいておりますが、現在地権者アンケートを実施中であります。各企業のアンケート調査につきましては、9月じゅうをめぐりに発送を予定をしております。業務の成果としましては、アンケート結果を踏まえまして、企業ニーズの把握、その結果に基づきまして、平群町の地域性にマッチした企業を誘致すべく、各企業に誘致活動を展開し、進出企業の早期決定を図ってまいりたいと考えております。大きな成果としましては、観光施策や新たな産業や雇用の創出を図り、さらには地域活性化につなげていくというところを目指しております。

4点目、町に対するメリットでございます。企業の誘致は雇用機会の確保、または税収面だけではなく、それ以外に地域経済に及ぼす効果は大きなものがあると考えております。現在実施中のさまざまな業務と組み合わせることによりまして、農業や観光との連携、新たな観光スポットとしての可能性や新たな産業の創出、さらには平群町の知名度のアップの効果も期待をできます。

このような取り組みを通じて、まちの活性化、地域振興につながっていくものと考えているところでございます。

優遇措置でございますが、誘致活動を展開している県内の自治体と比べまして、本町の優遇措置につきましては、出遅れていることにつきましては認識をしております。このようなことを踏まえまして、ことしの5月に庁内の企業誘致のプロジェクトチームを立ち上げました。その中でインフラ整備や優遇措置についても検討を重ねてまいりました。

現時点で考えております優遇措置につきましては、これは県内の多くの自治体でも実施をされています奨励金制度を検討しております。この内容につきましては、時期を見て議会にも説明を申し上げる予定となっております。企業誘致につきましては、法的な手続や地元並びに地権者との合意形成、さらには企業側との交渉や調整、または庁内の体制整備等、さまざまな課題がありますが、今後も積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

議員各位の御理解と御協力をお願いをいたしまして、答弁とさせていただきます。

議長

戎井君。

2 番

ありがとうございました。

進出してくれる企業と地権者の皆さんとの間に立って、仲人的な存在で、現在進行中の事柄について詳しく御説明をいただき、ありがたいと思っております。

2点ほど再質問させていただきたいと思います。

この企業と接触されておられる段階で、感触で結構でございますが、雇用が創出される可能性があるかどうか、そんなふうな感触を受けとめておられるかどうかお伺いしたいと思います。

もう1点は先ほどの優遇措置についてであります。いま現在は奨励金制度ということをお話を伺いましたが、大きな自治体では住民税だとか、あるいは固定資産税の一定期間の減免だとかというようなこともニュースなどでは聞きますが、そんなことも検討の材料に入るかどうか、この2点、再度お伺いいたします。

議長

経済建設課長。

経済建設課長

それでは再質問にお答えをいたします。

まず1点目の雇用の創出でございます。これはいま現在企業と接触している中では、現在働いておられる正社員、またはパートさんをそのまま平群町のほうで働いていただくということになるかというふうに思います。ただ、いま現在操業されている場所から平群町に移っていただいて、規模が拡大をされます。当然のことながら、従業員も増やすということになるかということは想定をされます。雇用につきましては、できるだけ町内地元の方々を雇用いただくというところにつきましては、今後相手方といろんな部分で交渉なりお願いをしていきたいということで考えていきたいと思います。

続きまして、固定資産税の関係でございますけども、当然、先ほどの答弁の中でも申し上げましたが、プロジェクトチームの中で、これ、税務課の職員も入っております。固定資産税の減免という不均一課税ですね、そういったところにつきましては一定の検討は行いました。ただ、現在、1.58%の不均一課税させていただいているというところもございます。いろんな部分、法的な部分も含めまして、最近では、各自治体につきましてはほとんどが奨励金制度を適用しているというようなところもございます。これは、奨励金制度といえますのは、当然、これ、条例化ということで、当然条例の上程をして、可決を

いただいてということになるんですけども、固定資産に見合う部分を奨励金として交付するという事で、一たん固定資産を納めていただきますけども、それを翌年度にその分を補助金ですね、奨励金ということで返金する、そういったことがいいんじゃないかという、その辺のところをPTの中のメンバーの中で議論いただいた中で方針決定ということで、できるだけそういった方向で進めていけたらなというふうに考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長

戎井君。

2 番

ありがとうございました。

雇用の創出につきましては、ぜひとも平群町の住民をたくさん雇用していただけるような結果になるように期待を持って推移を注目したいと思います。

また、奨励金制度については、おっしゃっている意味、よくよくわかりました。一生懸命勉強されておられることもよくわかりました。大変丁寧な答弁をいただいて感謝を申し上げます。

以上で私の一般質問を終わります。

議長

戎井君の一般質問をこれで終わります。

発言番号9番、議席番号8番、窪君の質問を許可いたします。窪君。

8 番

8番、窪でございます。ただいま議長の許可を得ましたので、先般通告させていただいております5項目について質問させていただきます。

質問に先立ちまして、今回の台風12号の豪雨災害により、奈良、和歌山、三重の3県を中心に死者、行方不明者が100人を超え、平成最悪級の甚大な被害をもたらしました。亡くなられた皆様の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災されました皆様に心よりお見舞いを申し上げます。そして、一日も早い復旧復興をお祈り申し上げます。

それでは、1項目めでございます。子ども医療費無料化の対象年齢の早期拡充について質問いたします。

少子・高齢化がどんどん進む中、少子化対策として子育て支援の一層の充実が求められております。中でも子どもの医療費は子育て家庭にとって経済的に大きな負担となっていることから、平成17年3月議会、平成18年12月議会、平成22年3月議会、また本年平成23年の3月議会と何度も一般質問し、子どもの医療費助成制度の拡充をすべきであると強く申し述べてきました。

平群町は対象年齢を就学前までの県基準とし、所得制限を撤廃し、すべての乳幼児を対象とし、自己負担である一部負担金もなくし、全額無料としていますが、奈良県でも乳幼児医療費助成制度を県基準に独自で上乘せしている市町村が増えてきています。対象年齢の拡充をしている市町村がほぼ半分となり、所得制限も撤廃しているところは4分の3となっています。

本年3月議会で、私の質問に対して岩崎町長は、財政の推移を見極めながら検討してまいりたいと御答弁をされました。今回、7年ぶりに赤字団体を脱出いたしました。まだまだ予断を許さないことも理解できますが、最優先すべきはまずは平群町の将来を担う子どもたちを守ることではないでしょうか。

そこで1点目、乳幼児医療費助成制度を子ども医療費助成制度に変更し、入院と通院を中学校卒業まで無料に拡充をすべきと考えます。

まず第一段階として対象年齢を入院、通院とも小学校卒業までに拡充すべきと考えますが、いかがお考えかお尋ねをいたします。

2点目、現在の支払い方法は自動償還払いのため、病院窓口での支払いは一たん全額を払ってから2カ月後ぐらいに個人の口座に自動で振り込まれ、返ってきます。そのため、一たん立てかえ払いが必要なため、窓口で幾らかかるか不安で、財布にわずかしかないときは病院に行くのをためらうということがあり、何とか病院窓口の支払いをなくしてほしいとのお声をいただきます。

そこで保護者の経済的負担を軽減するため、窓口無料化の現物給付方式に変更すべきと考えますが、いかがお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

大きな2項目めは、がん検診や特定健診等の受診率向上にさらなる対策をについて質問をいたします。

町民の健康を増進する施策の充実が求められる昨今、増え続ける医療費の適正化を図っていくためにも、これからも疾病予防に重点を置いて早期発見、早期治療を実現していく必要があります。そのためには健診がもっとも有効であり、受診率の向上にさらに取り組む必要があります。

そこで何点かお尋ねをいたします。

1点目、本町の受診率目標とがん検診や特定健診の受診率の現状と推移について。

2点目、2010年国民生活基礎調査の中で、がん検診の最新の受診率が本年7月12日に公表され、女性特有のがんの検診受診率が大きく上昇した現状が明らかになりました。乳がん、子宮頸がん検診の無料クーポン券の配付で他のがん検診の受診率が下がる中、乳がん、子宮頸がんの受診率は上がり、個別受診を勧奨したことで受診率が上がる効果を発揮しました。本町における無料クーポン券の配付による成果と来年の事業継続について。

3 点目、がんによる死因の中で肺がんに次いで 2 番目に多いのが胃がんです。国際がん研究機構は、胃がんは生活習慣病ではなく、ヘリコバクターピロリ菌が発がん因子であると認定しており、感染症が原因との位置づけです。容器に息を吹き込むことでピロリ菌の有無が簡単にわかる検査やピロリ菌が見つかった場合、特に胃がんの死亡率の 97% の 50 歳代以降の人に対して除菌を行うことが有効とされています。胃がん検診への無料クーポン券配付を公明党が政府に提案し、検討することを約束しております。ぜひ胃がん検診にも無料クーポン券の配付をし、個人への受診勧奨システムの確立に取り組むべきではないでしょうか。

4 点目、さらに検診の受診率向上への住民意識を高めるために、標語やキャラクターの募集をしてはどうでしょうか。

大きな 3 項目めは、子宮頸がんなど、3 種の予防ワクチン公費助成の継続をについて質問いたします。

平成 22 年度から始まりました子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児肺炎球菌ワクチンの全額公費助成については、本町においていち早く実施されたことを高く評価するとともに、多くの保護者から喜びのお声をいただいております。事業の継続を求める声が多数です。国の 1 年限りの予算措置であり、来年度以降の見通しはまだ示されていませんが、公明党は来年度以降も継続すべきと 7 月 14 日の厚生労働委員会で質問する中、国は引き続き市町村がこれらの予防接種が実施できるようにしていきたいと述べております。

そこでお尋ねいたします。

1 点目、子宮頸がん予防ワクチンの 2 価のサーバリックス HPV 16 型、18 型の需要が急激に増加したため、一時期供給がストップしましたが、7 月から接種が再開し、本町も対象者に個別通知し、丁寧な対応をしていただきました。また、今回、4 価のガーダシル HPV 16 型、18 型、6 型、11 型が新たに承認され、8 月 26 日より発売、9 月 15 日から公費助成の対象となります。この件についてはどのような対応をとられますか、お尋ねいたします。

2 点目、24 年度以降も引き続き 3 種ワクチンの予防接種事業の実施継続をすべきと考えますが、いかがお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

大きな 4 項目めは、介護支援ボランティアポイント制度の創設をについて質問いたします。

介護支援のボランティアを行った高齢者に対し、換金できるポイントを与える介護支援ボランティアポイント制度は平成 19 年に介護予防のために市町村が行う地域支援事業の一環としてスタートしました。65 歳以上のお元気な人が特別養護老人ホームなどの高齢者施設で配膳の手伝いや高齢者の話し相手な

どのボランティア活動を行うとポイントが付与されます。ためたポイントで介護保険料の負担が軽減される仕組みです。

対象となる活動やポイントの換算方法などは自治体によって異なりますが、多くは1時間当たり100円から200円程度の交通費程度の換算で、年間5,000円から1万円を上限としています。元気な高齢者の社会参加を促し、介護予防につなげるとともに、地域を活性化させるのがこの制度の狙いです。初年度に始めたのは稲城市と千代田区だけでしたが、現在では52自治体で実施されています。

高齢化の進行で介護保険料の給付額が増加するにつれ、今後も介護保険料の上昇は避けられない見通しです。来年度からは65歳以上の保険料が全国平均5,000円を超える可能性もあると報告されており、高齢者の負担は重過ぎるとの指摘もあります。保険料の抑制策として、介護支援ボランティア制度に注目が集まっており、導入する自治体は今後もさらに増えると予想されています。

平成24年、第5期介護保険事業計画の策定に当たり、介護予防、日常生活支援総合事業の中でこの制度が明確に位置づけられており、実施するに当たっての財源としては、地域支援事業交付金を活用することができます。平成22年3月議会でも一般質問し、介護予防の視点でこの活動について再度検討してまいりたいと答弁をいただいております。

来年度より介護支援ボランティアポイント制度の創設をすべきと考えますが、いかがお考えでしょうか。

最後の大きな5項目めは、平群中学校音楽室の冷房化について質問いたします。

まずは8月6日に行われました第53回奈良県吹奏楽コンクールで平群中学校吹奏楽部が金賞を受賞され、大変うれしく思います。今夏も猛暑の中で練習のたまものと思います。

さて、特別教室の冷房化については、本年3月議会で一般質問し、まず平群中学校の音楽室の冷房機器の設置をすべきではないかと要望いたしましたが、設置ができない理由として、財政的な問題が一番中心的な問題であると御答弁されています。6月議会では、学校の職員室などの冷房機器が一斉に壊れたため、予備費を流用され、買いかえをされました。

また、平群中学校に太陽光発電パネル設置により年間30万円の電気代の削減ができたことも御報告されました。

早期に子どもたちの教育環境を整えるため、このような費用をしっかりと活用していただき、まずは平群中学音楽室2室の冷房化の予算計上をお願いした

いと思いますが、いかがお考えでしょうか。

以上、端的に明快な御答弁をよろしくお願いいたします。

議長

福祉課長。

福祉課長

乳幼児医療の無料化の問題、対象年齢の拡大ということにかかわって2点質問をいただきました。

まず1点目の子ども医療費助成制度に変更し、入・通院とも小学校卒業まで拡充との御質問ですが、先ほど植田議員にもお答えをさせていただきましたが、平群町の財政は議員おっしゃいますとおりまだまだ予断を許さない状況にあります。先ほどの回答と同じになりますが、県制度による年齢拡充及び所得制限撤廃、一部負担金なしの全額助成となる制度になるよう強く要望していきたいというふうに考えております。

次、2点目の保護者の経済的負担を軽減するため、窓口無料化の現物支給方式に変更すべきとの御質問ですが、現在、奈良県下ではすべての市町村が自動償還払いの方式をとっております。これは奈良県、県国保連合会、県医師会との連携協力のもと行われており、奈良県が一括契約をしております。平群町のみ現物支給方式に変更するとなれば、奈良県下すべての各医療機関と平群町が単独契約をする必要が発生します。また、レセプト指導等が発生をし、医療機関や国保連合会での事務が煩雑になることから協力が得られるとは考えられません。よって、極めて困難だと考えております。

また、国民健康保険における国、県補助金にペナルティーが発生をし、減額措置がされると聞いております。このようなことから、平群町における現物給付方式は大変困難であるため、変更は考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

議長

窪君。

8番

それでは再質問させていただきます。

財政が厳しいから、また県に要望をと、るる私のほうから質問させていただきましたから、余りにも端的に答えていただきましたのでびっくりしておりますけれども。

まず、多くの若いお母さんからお聞きするにはね、現在乳幼児医療費助成制度は全額払いまして、2カ月後には全額戻ってくるということですのでけれども、就学前の児童が小学校に上がりましたら、ひとつ風邪をひいても検査とか点滴

等で1回1万円仕事になる場合があるんですね。また、兄弟のいらっしゃる御家庭では、本当に1カ月で子どもの医療費の占める負担が大変重くのしかかります。いま、財政厳しいからという端的なお言葉でしたけれども、いま本当に7年ぶりに住民の皆様のお陰と、また、職員の皆様のお陰でこの赤字団体を脱出し、これは本当に感謝申し上げたいんですけども、そこで今後は本当にやっと一般的な状況に戻りつつあるんですから、今後はやっぱり若い世代をこの平群に住んでいただけるようにするためと、また、本当に自治体のこの財政状況による格差が出ていってしまわれる場合がありますのでね。その点、本当にどのようにお考えなのかと、拡充をしたいけれども、財政が厳しい、イタチごっこだと思ってしまうんですけどもね、今後、財政状況の厳しい自治体も検討していくという旨を数自治体から少し、明確にはされておりませんと聞いております。

いま、8月1日現在の奈良県下のこれも医療助成制度の実施状況ですね、私も、これ、奈良県のほうにいただきました。ここで言えることですが、県下の子ども医療費助成制度の実施状況ね、県の基準を超えているところは、通院や入院が拡充されているのは39市町村中20市町村です。その助成対象の実態は通院が、ほとんどがみんな中学校卒業まで、拡充されている自治体は中学校卒業までなんです。8月1日からは、奈良市は小学校までですけど、それ以外は全部中学校卒業まで通院を拡充しております。そして、入院ですけども、入院も20の自治体が入院も県基準を超えて拡充しているんですけども、20のうち小学校卒業までは大和郡山と葛城と三郷町だけなんです。ほとんどが中学校卒業まで、また高校卒業まで、このように拡充されているんです。この一覧表を見たときに、まずは小学校卒業までと思いましたが、財政厳しいから、少し控えめに小学校卒業までと言いましたが、本当は中学校卒業までに、いつかの段階では各自治体もほとんどがこのような中学校卒業までになってくると思うんですね。

そのようなことから、本町で財政も考慮してされると思いますけども、まずはこの小学校卒業までに拡充すべきであると。

この奈良県の一覧表を見られて、町当局はどのように考えられているのか、再度御答弁をお願いしたいと思います。

それから、窓口無料化ですけども、これは自動償還払いに県の国保連合会と県の医師会で決められて、どこで受けられても後から戻ってくるというものですけどもね、全国の自治体では、窓口払いがなくなる現物給付にだんだん変わっていったわけなんです。ペナルティーの発生等々もありますけどもね、これは、じゃあ、平群町単独では大変困難であるというのであれば、県にしっかりと、ほかの市町村会とともに県知事にしっかりと要望すべきではな

いかと思うんですけれども、再度この再質問に対してお答え願いたいと思います。

議長

福祉課長。

福祉課長

奈良県が発表しております8月1日現在における県下の実施状況、私も資料としていただいております。

議員御指摘のとおり、確かに一部通院で小学校卒業までとかというのが奈良市、あるいは幾つかのところがございますが、ほとんど、いまの現状から申し上げますと、中学校卒業という実態になっております。これはおおむね20の自治体でございますけれども、そういうふうになっております。

先ほども、植田議員のときも申し上げましたように、その中にもいろいろ所得制限の関係であったり、あるいは一部負担金関係ですべての制限を撤廃してやっているところも、そうじゃないところも含めてばらつきがございます。これもひとえに各自治体における財政上のやっぱり違いが大きく反映をされてきているというふうに思います。

先ほど町長も答弁をさせていただきましたように、財政は好転したものの、まだまだ非常に厳しい状況にあって、まだ、いま現時点では判断ができる状況にないということは、先ほど関連して答弁をさせていただいた、町長おっしゃられたという状況に私のほうも変わりはないというふうに思っております。

もう一つ、現物支給の関係でございますが、町単独では無理だということであれば、県への要望、当然、議員おっしゃるとおり、これは基本的な考え方としては、県レベルで国保連合会、あるいは各県の医師会との契約という形になってまいりますので、そのことについては県に強く要望していく、あわせて町村会を通じても要望させていただくということを取り組みをさせていただきたいというふうに考えております。

議長

窪君。

8番

まず、現物給付ですけれども、奈良県下39自治体中平群町だけが現物給付にできないこともよくわかっておりますけれども、でも、このことはあきらめないでしっかりと県に、県がしっかりと取り組めば他の自治体、都道府県のようにできるんですから、しっかりと要望をしていただきたいと思います。

平群の若い保護者の皆さんからこのようなお声を、最近は特に受けております。今回、本定例会の初日でも、本当に若い方々の世代の収入が大変減ってい

るということもお話がありましたので、特にこういう医療費の部分にはすぐ大きな影響が出てきます。それは、現物給付についてはしっかりと要望していただきたいと思います。

それから、子ども医療費の拡充ですけれども、いまはまだ言えないと。じゃ、いつ言っていただくのかなと思いますけれども、何度も何度も同じ繰り返しの答弁をいただいても時間のあれですので、最後に町長にお尋ねしたいと思います。

このままの状況で拡充しなければ、本当に隣の、名前は言いたくありませんが、隣のまちは中学校卒業、入院通院とも、このように引っ越しをしたいというお声も時々お聞きするんです。財政の状況はどの自治体も大変厳しい状況です。平群町より厳しい状況の自治体も、本当にこの少子化対策の一番大きな目玉であります子ども医療費、これの拡充をいま本当に真剣に悩まれているということも先ほど申しましたようにお聞きをしております。

最後に、町長のこの少子化対策に向けてのこの子ども医療費助成制度の拡充について、町長のお考えを最後にお聞きをして終わりたいと思います。

お願いします。

議 長

町長。

町 長

平群町より財政の厳しい自治体はそうはないというふうに思っておりますが、いずれにいたしましても、子育て支援という視点で、いましばらく考えてまいりたいというふうに思います。

議 長

窪君。

8 番

子育て支援ということでしばらく考えてまいりたいと、しばらく考えてまいりたいというところに私は怒りではなく希望を持って、来年度からは拡充を本当に通院入院とも小学校までの拡充を要望しておきたいと思います。

それでは、次の項目に移りたいと思います。

議 長

健康保険課長。

健康保険課長

それでは、大きな2点目のがん検診や特定健診等の受診率向上にさらなる対策をとということに対する答弁をさせていただきます。

1点目で、受診率の目標とがん検診や特定健診の受診率の現状と推移につい

てという御質問でございます。

各種がん検診の国の目標受診率50%に対しまして、平成22年度の平群町の受診率は、胃がん検診が4.8%、子宮がんが15.5%、乳がんが24.7%、肺がんが4.8%、大腸がんが10.8%、特定健康診査では、平成20年度の目標受診率が20%に対しまして31.5%、21年度は、受診率の目標が30%に対しまして27.7%、そして22年度が40%に対しまして、見込みでございますが26.8%というふうになっておるところでございます。

いままでから受診勧奨の周知やPR、受診機会の拡大などに努めてまいりましたが、今年度新たに取り組みといたしまして、未受診者への個別通知や電話勧奨、特定検診の胃、肺、大腸がん等のセット検診ですね、そういったものを実施をさせていただく。また、町独自で心電図検査を追加をいたしておるというようなことが新たに追加をさせていただきます。

また、イベント等でのPRでございますが、例えば今度行われます町民体育大会におきましても、特定健康診査のPRもさせていただきたいと、このように考えておるところでございます。

次に、2点目の女性特有のがん検診における無料クーポン券の効果についてでございますが、子宮がん検診のクーポン対象者の受診率は平成21年度が21.1%、22年度が26.3%と増加をしております。

また、乳がん検診では、21年度が30.1%、22年度が26.9%とやや減少をいたしております。全体の受診率も平成20年度から比較いたしますと、21年、22年と上昇しており、無料クーポンが受診率向上に貢献しているものと推察をいたします。

来年度も引き続いてという御要望でございます。

町といたしましても、町村会を通じ、補助制度の維持を要望しているところでございますが、現時点では、来年度以降については国の制度はどのようになるのか、今後、国の動向の情報収集に努めまして、検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

次に、3点目の胃がん検診にも無料クーポン券の配付をということでございます。

これにつきましては、本当に申しわけございません。初めてお聞きをする内容でございます。胃がん検診に無料クーポン券をとすることは、ちょっと現時点では把握をしておりませんでした。今後、そういったことになっていくのかどうかちょっとわかりませんが、国の動向、また情報収集に努めてまいりたいというふうに思います。

それから、4点目の健診の受診率向上への住民意識を高めるためにというこ

とで御質問でございますが、これはもう議員お述べのとおりでございます。啓発推進に向けて、標語やキャラクターの募集についてですが、がん検診の受診率50%に向けたキャラクターを昨年より奈良県と共有しておりまして、当町も各種チラシや窓口カウンター等に活用しておるところでございます。

また標語でございますが、ことし初めてプリズム健康フェスタにおきまして公募をいたしまして、「青信号 油断すればすぐ黄色 身体はいつも見張り番」ということで、こういう形で最終的に決定をいたしております。今後、こういったことをポスターやチラシ等に活用してまいりたいと、こういうふうを考えておるところでございます。

議長

窪君。

8番

ありがとうございます。それでは再質問させていただきます。

がん検診等々の検診の受診率の向上のために、未受診者への個別勧奨のはがきを送ってくださったり、胃がん、肺がんのセット、イベントでのPR等々、いろんな取り組みをしていただいて、受診率向上に向けての取り組みをしていただいていることはよく存じ上げておりますが、このがん検診、特定健診の受診率の推移ですね、推移は先日もお聞きをしておりますが、特定検診、健康診査、また、胃がん、肺がん、大腸がん以外は平成20年度から22年度の実績ですが、だんだん低下をしているという推移をしているということで、先ほど課長も申されましたように、子宮頸がん検診と乳がん検診のみが受診率が向上しているということで、いま、無料クーポン券が大変効果があると、全国的にはそうですけど、その乳がん、子宮がん検診以外は他の検診は横ばいか低くなっているということが本町でもそのような実績として出ているんですけども、この検診の無料クーポン、大変貢献しているということで正しく認識して下さっているんですが、この無料クーポンによって、仕事やいろいろ家事等で忙しくてがん検診を受診しなかった人の足をこの無料クーポンが各御家庭に配付をされることによって、検診会場に向かわせて、未受診者の背中を押したと、それが無料クーポンであると、このような高い評価をいただいているんですね。

ですが、昨年ですね、民主等政権になりまして、命を守る政策をとということなのに、その国からの補助金が削られてきました。しかし、本町はその取り組みを継続、ほぼ全国自治体の100%は行きませんでしたけれども、継続をされております。これは国の動向を見てということですけども、我が公明党もしっかりと頑張りまして、そして、こういう受診率の無料クーポンには、個別の受診勧奨というシステムの一つのあらわれだと思うんです。やはり個別で来

たときには、やはり行こうと、こういうふうな動きがこういう結果になっておりますので、しっかりと国の動向を見ていただいたらいいと思いますけれども、来年度も継続して目標の50%目指してやっていただきたいと思います。

それから、胃がん検診の無料クーポンは聞いたことないとおっしゃいましたけれども、国会のほうではこのような論議をいまされているのでございますので、それが来年度の予算に入りましたら、私も財政厳しいときに、何でもかんでも本町でやってくださいということは、それこそ取捨選択して、優先順位をつけて私たち議員も質問させていただいておりますので、国のほうが胃がんの無料クーポンがこのような助成制度ができましたら、再度取り組みがしていただけるのかどうかお尋ねしたいと思います。

それから、この標語、キャラクターはあったかもわかりませんが、この標語啓発、私は国保の運協に入らせていただいておりますが、運協の委員の皆様から、このようなことをしたらどうかというお話をいただいたわけなんです。ですから、プリズムの健康フェスタで取り組んでいただいて、いい標語も出たかもわかりませんが、1年か2年に一遍ぐらいはこの標語の募集をしていただきたいと思います。

イベントでアピールというよりも、このようないままでも取り組んでくださって、また今後も、1回こっきりではなくって、1年か2年に一遍はそれを住民の皆さんにもっともっと周知をしていただいて、いい標語を出していただくことによって、また住民の意識が上がりますので、その点、今回していただいたかわかりませんが、今後年ごとにしていただけるのかどうかを再質問したいと思います。

議長

健康保険課長。

健康保険課長

胃がん検診の無料クーポンについては、本当に申しわけございません。情報のほう、入っておりません。申しわけございません。ただ、仮に来年度補助制度ができたらということでございます。ちょっといまのところ、どうなっていくかというのがわかりませんので、申しわけございません、補助制度ができましたら当然検討はさせていただきますので、そういったことで御答弁とさせていただきます。

それから、次に、標語の件でございますが、ことしの健康フェスタのほうで募集をさせていただきました。当然、応募、何点かございまして、その中から選ばせていただきまして、今後活用していくということを考えておるところでございます。

何年かに1回でも募集をしてはどうかということでございます。

そういったことも含めまして、いろいろと今後、標語の募集についても検討していきたいというふうに思いますのでよろしく願いいたします。

議長

窪君。

8 番

胃がんの無料クーポンは知らなかったから答えようがないというのもわかりませんが、この無料クーポンは先ほども言いましたように、個別の受診勧奨システムのひとつのあらわれですので、しっかりと国がそのような費用を出して、50%の目標に、国民の命を守るための受診率向上のための事業をしたときにはしっかりと乗っていただくことはお願いしたいと思っております。

それから、標語もすばらしい標語をつくっていただいていると思っておりますが、1年か2年に一遍はこのような取り組みも継続していただきたいと思いますことをお願いをいたしまして、次の項目に移らせていただきます。

議長

健康保険課長。

健康保険課長

それでは、大きな3点目の子宮頸がんなど三種の予防ワクチンの公費助成の継続をという御質問でございます。

まず1点目は、4価ワクチンが新しくできたけれども、その対応をどうするのかという御質問でございます。4価ワクチンにつきましては、先ほどお述べのように、9月15日より公費負担の対象ワクチンに追加されることから、2価ワクチン同様、町の補助対象としてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

4価ワクチンの追加につきましては、国の要領改正に伴いまして、県の集合契約にも県の医師会との協議が、本当に直近でございますが、9月7日に合意したところでございます。

対象者への通知は、中学校1年生、平群中学校の在学の中学校1年から3年生には学校を通じまして、また、町外の中学校へ行かれています方、及び高校1年生、2年生につきましては、先週末にそのことの個別の通知をさせていただいたというところでございます。

次に、この制度の継続をという御質問でございます。これは先ほど御質問もございましたので、同様の答弁になるかと思っておりますが、この制度につきましては、昨年に定期接種に向けた厚生労働省の中での予防接種部会で検討をするということで立ち上がりまして、これも、この御質問をいただきましてから再度

確認をさせていただきましたが、現時点においては定期接種にするという結論までは至っておらないということでございます。

また、先ほどもちょっと述べさせていただいて恐縮でございますが、町としても町村会を通じまして、この制度の存続を要望しておるところでございます。ただ、現時点では、国の補助制度がどのようになるかということが決定をしておりますので、できるだけそういった情報収集に全力を尽くしまして、今後検討してまいりたいということの答弁とさせていただきたいと思っております。

議 長

窪君。

8 番

ありがとうございます。

4 価のガーダシルですね、この子宮頸がん予防ワクチンが新たに公費助成の対象になったということで、いまお聞きしましたら、大変丁寧な対応をしていただいていることに大変感謝申し上げたいと思っております。この子宮頸がん、またヒブ、小児肺炎球菌ワクチンは本当に県下でも先頭を切って、本町、町長を初め、この公費助成、全額公費助成をしていただいたことには高く評価したいんですが、先ほど継続ということで。

ただ、我が党も国のほうに要望しまして、このような一つの、形としてまだ出ておりませんが、実施できるようにしていきたいという答弁も引き出しておりますが、この国の事業が継続すればもちろん本町も継続されると思っておりますが、再度その点につきまして御答弁をお願いしたいと思います。

議 長

健康保険課長。

健康保険課長

まだ現時点で国のほうの動向が決定をしております。今年度はですね、厚生労働省の予算要望、これは全省にわたってだと思っておりますが、少し遅れているようでございます。そういったことも含めまして、ちょっといま、現時点で何とも言えないところでございますが、よろしく願いいたします。

議 長

窪君。

8 番

何とも言えない状況の中で確認させていただいているんですが、国が今回も、この1年だけの施策で、1年限りの予算措置でありましたけど、24年度もこのような事業をすると、国が継続するというのであれば本町も継続されますよねという質問なんです。仮定ですけれども、お尋ねしたいと思います。

議 長

健康保険課長。

健康保険課長

国の補助制度ができればという御質問でございます。いろいろ事務的に申しますと、細かいことで恐縮でございますが、制度ですが、現在は2分の1補助でございます。そういったことが継続をして実施をされるのかどうか、そういった詳細については、現時点ではちょっと何とも入っておりませんので、申しわけございません、そういったことも含めて、十分国のいろんな情報を収集してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

議 長

窪君。

8 番

全く話、私の質問とかみ合っていないんですね。仮定で言ってるんですよ。いまね、この国の事業を、2分の1の補助金のこの事業をですね、いま現実に奈良県下全部の市町村がこれを使ってやってるわけですね。いまやったださっているんですから、来年度もね、この事業が継続したときにはするのが当たり前じゃないですか。いま、いろんなもっと深く考えてくれなくて結構なんです。この事業が継続されるのであれば継続すべきであると思うんですが、深く考えないで御答弁お願いしたいと思います。

議 長

健康保険課長。

健康保険課長

深く考えないでということでございます。本当に申しわけございません。

補助制度として、現在やっておるような制度が引き続き継続をされるということが前提でございますが、そういったことでありましたら、やはりいままで平群町が取り組んできました、あの22年度から、特に子宮頸がんにつきましては昨年の10月から取り組んでおるという状態もございますので、そういう補助制度が24年度も引き続いてあるということでございましたら、やはり当然検討して、前向きに検討していかなければならないというふうに考えます。

議 長

窪君。

8 番

無理やり言っていたような感じですけど、でも普通は国のこの事業が、いま現実にこの1年限りでもやっているわけですよ。それを中身は変わるかわかるかわかりませんが、こういう本当に子宮頸がんになられた方の

痛み、若くて子宮をとらないといけない。このような方、平群町でも子宮頸がん、子宮がんで亡くなられた方、たくさんいらっしゃるわけなんですね。それをワクチンによって命を守れるわけですよ。ヒブも、小児肺炎球菌も。ですから、国の制度が町単独でといたら悩んでいただいてもいいですけども、でも国の制度がきっちりとしたら、継続するのは当たり前であると思いますので、これはしっかりと、できましたら、本当言うたら町単独でも継続するのが当たり前と申し述べまして、この質問は終了させていただきまして、次の項目に移りたいと思います。

議長

福祉課長。

福祉課長

大きい四つ目の質問でございます。

介護支援ボランティアポイント制度の創設についてということでございます。

介護支援ボランティアポイント制度の創設については、全国的にも先進的に多くの自治体で取り組みがございますし、実例も耳にしております。昨年から論議を私どもしているところでございます。

今回、国の制度改正の概要について、7月に資料として県から示されました。その中で介護予防、日常生活支援総合事業が制度化されるとされています。要支援、二次予防事業対象者への在宅、町なかにおける一つのサービス提供として、議員が質問されているボランティアポイント制も市町村の選択ではありますが、うたわれているように聞き及んでおります。

本年は第5期介護保険計画の策定に向けて作業を進めているところでございます。秋以降に示される制度改正の詳細を踏まえ、介護保険策定委員会で協議をしていただき、方向性を出していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議長

窪君。

8 番

ありがとうございます。介護保険の協議会、私も傍聴させていただきましたが、そのときにいただいた資料の中にもこのボランティアポイント制度が明確に位置づけられております。これは介護保険料の、それを軽減するためだけではないことは御存じであると思います。介護予防の視点です。大変、1年前ですが、質問させていただいたときと、答弁が全くころっと変わっていただいていることは評価をしたいと思います。

本町でも65歳以上の方が約5,739人、少し、数日前ですが、超えております。そのうち要介護認定者が867名で、したがってお元気だと言われる高齢者が4,872人おられます。特にこの方々がこれからも本当にお元気で生活していただけるように、高齢者施設や障がい者施設で利用者のサポートをしていただくため、サポート登録をしていただきます。御存じだと思いますが、資料も渡しておりますので、管理機関はほぼ自治体直営か社会福祉協議会へ委託をされているのがほとんどであります。いま、52自治体がされておりますが。私も9月の最初に寝屋川市に個人でこの介護ボランティアポイント制度でお元気アップ介護予防ポイント事業というのを平成21年10月から社協に委託をされてスタートされておられます。ここも介護施設や老人施設、障がい者施設でおおむね1時間以上の活動で1スタンプ、200ポイントなんです、1時間ぐらいで1スタンプ押していただいて、年間上限50ポイントで1万円程度、年末に申請をして換金をされると。また、対象活動も身体の介護はともどもに危険ですので、シーツの交換とか、洗濯の片づけ、話し相手、見守り、マジックとか、また演芸、施設主催の行事の手伝いとか、もう本当に簡単なボランティアをすることによって、本当にサポートする方々も喜び、また、される方々も本当に大変新鮮さを味わうということで、寝屋川市でも大変効果が出てるとされておりますし、また、この財源ですが、交付金ですね、この交付金がしっかりと明確につけていただいておりますので、これを活用していただいて、しっかりと町が協議会でどうしようというのでなくて、この事業を介護予防の一つの大きな施策として、国も言ってるんですから、施策として審議会で、本町はこういうことを取り組みたいと、このように言っていただきたいんですけれども、再度御質問させていただきます。

議長

福祉課長。

福祉課長

議員おっしゃってること、非常に理解をします。ただし、私どもも策定委員会、事務方主導で運営しているわけでもございませんので、各委員の皆さんも含めて、資料についても理解をしていただいておりますし、いま現在実施しましたアンケートも含めて集計をし、また協議をしていただくところでございます。

平群町の実態、あるいは周りの状況の変化を踏まえて、各委員の皆さんも当然議員と同じ気持ちになられると思いますので、私のほうからあえて事務方主導でどうこうということについては、言葉についてはちょっと控えさせていただきたいというふうに思います。

議 長

窪君。

8 番

課長のおっしゃるとおりでもあると思います。策定委員会が主導で。ですけれども、ただ、この介護支援ボランティアポイント制度と、この言葉だけが出ても、策定委員の皆様の中にはよく御存じの方もいらっしゃる、全く聞いたことがないと、どのような事業なんだと、また国が言ってくるのかと、このようにおとりになれる方もいらっしゃると思いますので、しっかりとその策定委員会で、これはどういう内容かって尋ねられたときに、しっかりと勉強していただいて、そのとき、質問が出たときには、ちゃんとお答えをいただきたいんですけれども、どうでしょうか。

議 長

福祉課長。

福祉課長

おっしゃるとおり、概要については既にもう説明をさせていただいてるところでございますけれども、まだ具体的な詳細についてはまだ明確にされておられません。当然、秋以降に出てくる詳細について、改めて説明をさせていただく機会もございます。ただ、現状の私も資料を持っている部分も含めてございますが、現状の52の自治体で取り組んでおられる状況というのは、主に介護予防ということを前提で、施設における支援、協力がメインでございます。今回国が制度改正で提起をしておりますのは、在宅あるいは町なかにおける部分も含めて入っております、まだまだちょっと不確定な部分もございますので説明をさせていただきますが、いまの時点ではそれぐらいしか理解できておりませんので、よろしく願いしたいと思います。

議 長

窪君。

8 番

課長も具体的に見られているわけでもありませんし、しかし、次の策定委員会まではまだ時間もあると思いますので、しっかりと担当課のほうが、策定委員会の皆様が主導で決められるわけですけれども、最終は本町が直営か、社協かどこかに委託をするわけですから、そのような棚上げのようなことでは大変困りますので、皆さんがどうしたらいいかわかりませんので、その点はしっかりと、近隣の大阪では、吹田と寝屋川が取り組みをされておりますので、その点、よろしく願いしたいと思います。

少子高齢化が進展する中で、高齢者が介護支援ボランティア活動を通じて社

会参加や地域貢献を行うとともに、高齢者自身の健康増進を図っていくことを積極的に支援するのがこのボランティアポイント制度でありますので、第5期の介護保険事業計画の中に創設をしていただき、取り組んでいただくことをお願いして、次の項目に移らせていただきます。

議長

教育委員会総務課長。

教育委員会総務課長

それでは大きな五つ目、平群中学校の音楽教室に冷房化をとということで御質問いただいております。お答え申し上げます。

まず、本年の3月議会におきまして、同趣旨の御質問をいただきました。その際にもお答えを申しており、また、議員先ほど御質問の中でも述べていただきましたとおりであります。

まず基本的には、やはり財政上の問題が一番の問題ということでございます。近年の異常な暑さ対策として、あるいは教育環境の整備の一つとして、教育委員会全体の課題の中でやはり優先順位を見極めながら検討してまいりたいというしか現在のところ答えられないというのが実情でございます。

3月議会のときにも申し上げましたが、町財政がまだまだ厳しい状況の中で、例えば奈良県の公立学校のいわゆる特別教室の冷房化の率でありますとか、そういったことを見ましても、いまの状況の中で直ちにそれを実現していくのは非常に難しいと言わざるを得ないというのが現在の現状でございます。御理解をいただきますようによろしくお願い申し上げます。

議長

窪君。

8番

3月と全く変わってないから大変驚いてるんですけども。じゃあ、ちょっと方向性を変えて聞きたいんですけども、近隣の中学校の音楽室の冷房化の実態をお調べでしょうか。それから、この中学校音楽室2室の冷房化するためにどのぐらいの費用が必要なのでしょうか。お尋ねしたいと思います。

議長

教育委員会総務課長。

教育委員会総務課長

申しわけございませんが、近隣の中学校の音楽室の冷房化の状況については、私のほうでは調べておりません。音楽室2室に冷房をつけるとすれば、約70万円程度の費用が必要かというふうに考えております。

議長

窪君。

8 番

今年度に入って2回も同じような質問をさせていただいて、近隣の状況を調べてもらえないというのは余りにも質問を軽く見られてるのかなと、ちょっと憤りを感じます。私もどこの町長さんですか、この4町の中の近隣の町長さんに、中学校の音楽室は冷房化はされていますかと言うと、もうとっくの昔にしておりますと、このように言われております。財政の大変平群よりも厳しいところの中学校の音楽室でも冷房化はされております。

そして、その二つつけるだけで70万、たったの70万ですよ。その前に6月議会で副町長のほうから、学校の職員室、またいろんなところが一遍につぶれたから、予備費の流用をすると、何百万とありました。それも当たり前のことです。それは流用していただいたらいいんですけども、そこに先できて、この中学校の70万にね、70万が財政状況の問題から答弁をいただけないというのは余りにも、私、平群の中学校の、特に吹奏楽部の皆さんに申しわけない気持ちでいっぱいです。

ここでやりますということは言いにくいのはわかります。先ほど言うように、優先順位をつけてですから、1万でも1,000万でも優先順位ということでしょうけれどもね。この点について、じゃあ、申しわけないですけども、職員室の冷房の予備費を流用する前に、私は本当は6月議会では大変怒っております。たった70万でいけるんだったら、中学校の音楽室ね、締め切って楽器演奏するんですよ。近隣から苦情出てるんですよ。苦情出てる中で締め切ってね、金賞をとるなんて、本当に私、涙出てきます。申しわけないですけど、教育長、もう一度御答弁いただきたいと思います。

議 長

教育委員会総務課長。

教育委員会総務課長

私のほうからもう一度再質問に対して御答弁申し上げます。

もちろん近隣の状況を、何と言いますか、俗に言う怠慢で調べていないという、そういう状況ではありません。私たちが考えていますのは、先ほど申し上げましたように、現在の町の財政状況、あるいは午前中に繁田議員のほうからも御質問いただきましたが、いま全体として修理修繕をしなければならない箇所を把握してるのかというところでもお答えをしましたが、本当にたくさんの緊急的に修理修繕をしなければならないという課題もございます。

そういう状況の中で、なおかつ公立学校の中で現在いわゆる音楽室の冷房化、特別教室ですね、冷房化されているところがまだ25%に満たないという状況

の中で、何と言いますか、気持ちはですね、いま窪議員がおっしゃっていただいたこともよくわかりますし、私たちもそういう気持ちとしては理解ができるわけですが、教育委員会全体として、何をどう執行するのかと考えたときに、やはりそれは直ちに執行できる状況ではないという判断をいたしておりますので、その点については御理解をしていただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

議長

窪君。

8 番

いま大変残暑厳しい状況です。またクーラーも必要です。この議会も本当に暑い中、大変、事務局の皆さんが調節してくださっております。それであるならば、ここのクーラーを中学校へ持って行っていただきたいと思います。本当に職員室のクーラーはいち早く流用できるのに、この70万はできないというんですか、お答えが明確じゃないと。財政の厳しいと、この一言で済ませてくださることが、私、本当に学校再編、いろんなことおっしゃいますよ、教育環境。でも、こういう身近なことはね、本当に、そして財源をない中言うてるわけじゃないですよ。太陽光発電パネルで年間30万経費削減できるんですよ。2年間、今年度、来年度の分でできるんじゃないですか。

お気持ちは、私はいますぐ、こういう状況ですので、今年度ということはもう控えさせていただいて、来年度に予算計上を必ずしていただきますように本当にお願ひしたいと思います。大人より子どものほうが本当に大事ですので、それが平群町の、小さなまちで大きな教育をという視点じゃないかと思ひます。普通の暑さではありません。皆さんが本当にこの暑い中、皆さん、しっかりとお仕事してくださってるわけです。子どもたちも一緒であります。たった70万の費用で、これだけ大きな声を上げるようになったことに私は大変情けない思ひをしておりますが、最後に子どもの教育環境を整備するためにも、身近なところから早期対応していただきますことをお願いをいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長

それでは、窪君の一般質問をこれで終わります。

ここで時間延長、午後7時までをいたします。

5時まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午後 4時41分)

再 開 （午後 5時00分）

議 長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

（ブー）

議 長

発言番号10番、議席番号12番、馬本君の質問を許可いたします。馬本君。

12番

議長の許可を得ましたので、通告どおり2点について御質問をさせていただきます。明確な御答弁をよろしくお願いを申し上げます。

そして、質問に入らせていただく前に、台風12号でお亡くなりになりました方の御冥福と、一日も早く復旧復興、御祈念を申し上げます。

それでは第1点目、特色ある教育の推進について。

平成23年度より文部科学省の新学習指導要領に基づき、小学校5年、6年で外国語活動が導入され、週1時間で年間35時間、2年間で70時間の授業時間が新設をされています。平群町では、平成22年度より外国語活動を取り入れ、先進的な教育環境の整備、推進に取り組まれてきたことは一定の評価をするものであります。

本来、外国語活動は中学校や高等学校における外国語の学習につながるよう、コミュニケーションの能力の素地を育むことを念頭に、具体的には第1、外国の言語や文化の体験、2番、積極的なコミュニケーションの育成、第3、小学校から外国語の音声や表現になれることを目的としております。

また、学校教育においても既に実施されているパソコン操作技術など、IT学習と外国語の学習はこれからの社会において学んでおくことが必要不可欠であるとさえ言われております。

特に国際化が進む中で、外国語の習得は、学校教育において子どもの教育課程を踏まえた学習をすることが必要であることと考えます。これからの子どもたちが外国語を身につけるべき背景には、日本の主な企業が外国へ生産拠点を移転することなど、日本人の就労の場が国内にとどまらず、国外で就労する機会が多くなることや、国内企業においても公用語は英語としている企業もあり、今後増加すると言われております。

つまり、日本において英語は極めて費用対効果の高い能力であることとされており、将来を担っていく子どもたちが国際化の流れに乗り遅れることなく、外国語教育を身につけることは子どもたち自身の将来に役立つことであり、語学を初等教育時から行うことが望ましいと言われております。また、現在の大

人たちが子どもたちに残せる財産の一つは、教育を身につけさせることであり、平群町は特色ある教育を行うという観点から、新学習指導要領よりも先進的な外国語教育を推進すべきと考えております。

平群町が外国語教育の先進地になるよう、特色ある教育を行うことにより、教育全体が活性化し、ひいては町全体の活性化PRとなり、子育て世代の定住促進につながることも予想されております。

実施については、現在派遣により対応している外国語指導助手ALTを活用することや、外国語が堪能な方で外国語教育に興味のあるボランティアを募り、お手伝いいただくなど、大きな費用負担にならない手法もあると考えております。

これからの平群町における外国語教育の推進についてお考えをお尋ねをいたします。

2点目について。町内公共施設の整備計画策定について。

町内の公共施設、とりわけ建築物については平群駅周辺整備事業の関連で、平群幼稚園の建てかえと老朽化による南保育所の建てかえの計画は、その運営手法も含め検討されておりますが、それ以外の公共施設については中長期的な展望においてどのような整備を進めるのか、また整備を進めるための計画はどうなっているのかをお尋ねいたします。

例えば、現在整備が必要と思われる公共施設といたしまして、第一に役場本庁舎や中央公民館など、施設全体の老朽化が著しいもの、また、6月議会で一般質問いたしましたかしのき荘や、また、あすのす平群などの今後の行政需要から見て、手狭なものや住民ニーズに見合わないもの、また、清掃センターなど、一定の年数が経過し、修理、補修等の施設整備に多額な費用が必要なものがあります。それぞれの施設についてどのような整備を進めていくのか、大きな行政課題ではないかと考えております。

個々の施設の必要性と耐久年数、今後の運営方針等を考慮し、持続的な、安定的な、いわゆるまちの身の丈に合った施設利用ができるように公共施設の整備をするための財政基盤、まちづくり、住民ニーズを三つの柱とした具体的な公共施設整備計画、マスタープランを策定する必要があるのではないのでしょうか。

公共施設の整備については、建てかえ、増築、改修など、その手法により多額な費用が発生するものであり、常に財政的な裏づけが必要になることにもかわらず、公共施設整備基金については、平成22年度末の残高が5,878万7,000円と枯渇状態にあることや、公共施設は地域住民の生活に密着しているものであり、その整備方法については、町としては一定の時期にその内

容を明らかにする必要があるのではないかと考えております。

具体的には、一つ、公共施設の整備計画を策定する予定はあるのか。あるならば、その時期はいつごろの予定なのか。第2、公共施設の整備計画の策定手法はどうするのか。例えば、行政内部だけで行うか、有識者や住民代表を加えて行うのか。第3、今後策定される町第5次総合計画において公共施設の整備計画、どのように関連づけて示していくのかについてお尋ねいたします。

以上2点について御質問させていただきます。よろしく御答弁のほどお願い申し上げます。

議長

教育委員会総務課長。

教育委員会総務課長

それでは、1点目の特色ある教育の推進についてという御質問にお答えを申し上げます。

今年度より小学校の学習指導要領が新しくなりまして、指導内容や授業時数の増加など、各小学校ではそれに対応した取り組みを進めていることは既に御存じのとおりでございます。

その中で特に外国語活動の導入につきましては、社会全体の関心も高く、学校現場でもその取り組みに力を注いでいるところでございます。

平群町では、今年度からの本格実施に向けて、2年前の平成21年度から小中外国語活動担当者会議というものを立ち上げまして、各校の実態や情報を交換するとともに、今後の取り組みについて、小中学校の先生方と意見交換を行ってきました。

そして、中学校に配置をされていたALTが週1回程度小学校に出向きまして、外国語活動の授業を行うという取り組みを行いました。

続きまして、昨年22年度には、ALTを中学校に2人配置をしていただきまして、各小学校5、6年生でそれぞれ年間35時間、3、4年生で約18時間、1、2年生で3時間から5時間の外国語活動を行いました。幼稚園でも週1回、保育園でも学期に1回程度、ALTが中心となり、外国語活動の機会を持つことができました。そして、小中外国語活動担当者会議でその成果と課題を出し合い、より効果的な授業の創造に向けて論議を重ねてまいりました。

さて、教育委員会といたしましても、先進的な外国語活動の実現には努力をしていかなければならないと考えています。ただ、御存じのとおり、学校では各教科の時間数は決められております。ある教科の時間数を極端に増やすということになれば、他の教科の時間数が減るということになりますから、子どもたちが身につけるべき力のバランスがとれなくなることがございます。

平群町としましては、時間数を極端に増やすのではなくて、授業の質の向上を目指すべきだと考えています。

そこで今年度、23年度は担当者会議に、先ほど申し上げました担当者会議に幼稚園も参加をしてもらいました。そして、幼、小、中の外国語活動担当者部会とし、いままでにはなかなかできなかった取り組みとして、1幼稚園、4小学校、1中学校の校種分け隔てなく、それぞれの授業を互いに参観し合うことにしました。さらに、それぞれの授業の効果的な指導方法について協議をし、よりよい授業の創造に向けて連携し合っているところでございます。

そういう意味では、既に平群町の外国語活動の取り組みは一つの特色になっているというふうにも言えると思います。議員御質問の中で述べていただきましたように、魅力ある外国語活動、中学校の外国語活動に向けて、英語教育に向けて、スムーズな連携が図っていける、そういう外国語活動を目指しながら、今後も外国語活動の先進的な活動を実現できるように努力をしてまいりたいと考えています。

以上です。

議長

馬本君。

12番

一定、教育委員会につきましては、外国語のほう、先ほど、私、質問の中で言いましたように、22年度から、また小学校のほう、また幼稚園、そして保育所と、るるALTの先生を派遣していただきまして、外国語になれるということで22年度はやっていただいていることに対して一定の評価も、厚く感謝も申し上げる次第でございますが、いま、小中の外国語活動担当者会議を21年度からされてるということで、ちょっとここを見ますと、小学校4校1人ずつと、4校と。そして、中学校1人。ほんで教育委員会の指導主事の先生1人と。まず最初6名でされていただきまして、21年度は3回されているわけでございます。22年度には6回をされているわけでございますが、23年度には幼、小、中の形で7人ということで、平群幼稚園のほうが入っておられるわけでございます。

そこで1点目お聞きしたいのは、なぜ保育所は入っていないのか。というのは、このALTのお金は大体2人で六十五、六万でございます、一月。この金は文科省並びに厚生労働省の補助金が入った金ではございません。町独自の単独の町単でございます。はなさと保育園並びに南保育園、大体園児が200名ほどこれもおいでになります。

まず、そこで保育所の担当者を入れなかった理由をここでまず一つお聞きし

たい。

それと、いま質の、これはこれで後で話は聞きますけども、時間数を増するのは非常に難しいと。それは確かに難しい。なぜならば、今度学習指導要領に小学校とか中学校は1週間当たりの授業数はある科目については1時間ほど増えております。それはよく知っております。けれども、一つの考えとして、私は先ほど質問して、ボランティアとかいろんなことをさせていただいたのは、来ていただいたらどうですかというのは土曜日とかお休みの日とか、そういうふうに、また、時間帯、応募して、子どもたちがもしも英語を習いたいというふうになればね、そういう時間帯もとっていただくのは一つの施策として私はあると思います。

そこで1点目を聞きますけども、その保育所の先生がなぜその会議に入っていないかを、その理由をまず御答弁ください。

議 長

教育委員会総務課長。

教育委員会総務課長

再質問にお答えを申し上げます。

いわゆる外国語活動の担当者部会に保育所がなぜ当初から入らなかったのかという御質問でございますが、何と言いますか、もともとですね、保育所、教育委員会は、例えば月に1回、これは毎月ですけれども、幼稚園も入れた校園長会というものを持っています。また、教頭主任者会議というのも持っています。教育委員会部局は教育委員会部局の一つの組織として、指示命令系統も含めて一つになっているという、基本的にはそういうふうに、そういう形で運営をされています。

そういう状況の中で、もちろん外国語活動担当者会議に保育園を入れることはだめという考えをしているわけではありませんが、そういう状況の中で、直ちに、例えば保育園の方が一緒に入ってもらったときに、先ほど言いましたそういう指示命令系統の問題でありますとか、あるいは保育園自身がそのことをどのように、町長部局である保育園がどのように考えておられるかということも含めて、そういったことを、その時点では、我々としてもあんまり深く意識をしなかったということもございまして、いま、御質問をいただいて、これは改めて、保育園も、いま、外国語活動ALTを中心としてというお話を先ほどさせていただきましたので、いま御質問いただいた中で、改めて福祉課のほうとも話し合いをさせていただいて、できることなら一緒に会議に入って、いろいろと前向きに議論ができればいいというふうに現在思っているところあります。

以上です。

議 長

馬本君。

1 2 番

課長、それは詭弁というねん。なぜか言おうか。22年度の夏休みが終わって2学期、2学期から南保育所とはなさと保育園にALTの先生、行ってはるやんか。実績あるやん、これ。22年度。そやる。それで、新しく7人の構成されたのが23年度。実質では22年度でもう保育所は実績あるねん。

僕言うてるのはな、縦割り行政、縦割り行政って、そういう考え方持つ自身がおかしいと言うてるねん。せやから、僕、最初に言うのは、町単ですよ、これはあくまでもって。幼稚園と保育所の違いは一緒やんか、考え方には。こっちは奥さんがお勤めしてはるから保育所行かはるねや。ちゃうの。一定の基準あるやんか。小学校行くようになったら一緒やんか。ちゃうの。

あのね、そういう言いわけは私は聞きたくない。何でって言うたら、自分とは去年の夏休み終わった後から、南保育所とはなさと保育園へALT、一月に一遍行ってきてるやん。ちゃう。せやから、私も南保育所も、はっきり言うてね、課長、はなさと保育園もALTの先生行ってはるの見学してきたで。ちゃんと見てきましたよ。

せやからね、これはね、いま、こない言うてん。できる限り前向きに検討してまいりますって、こういう言葉が嫌や言うてるねん。できる限りちゃうやんか。せねばならないんやんか。ちゃうの。私に言わせたら。

というのは、なぜそれを言うというたらね、スケジュール表あるわけやん。スケジュール、ALTの先生のスケジュール、はっきり言うて、いま、保育所は1カ月に一遍やる。幼稚園は1週間に一遍やる。これ、差ついてんねんで、これ。ちゃうの。現実はどうやんか。平群幼稚園には1週間に一遍、ALTの先生行ってはるねん。はなさと保育園、南保育園には1カ月に一遍や。そういうことも兼ねてね、もう1回答弁し直して、本当に。同じ答弁やったら同じ答弁でかまへんで。

議 長

教育委員会総務課長。

教育委員会総務課長

もう一度ということでございますので答弁申し上げます。

基本的には、先ほど言いましたように、23年度から幼稚園も入れた幼、小、中の外国語活動担当者部会というのを開催をすることになりました。保育園につきましては、本年度から、23年度から月に1回程度という形になりました。

これは保育園側といいますか、保育園側の要望に基づいて決められた回数でありまして、我々がこれ以上は行けないよというように提案をしたものではございません。

昨年度は、基本的には学期に1回程度ということになりました。これも教育委員会のほうから話をさせていただきまして、それで要望によってそのように決めさせていただきました。

担当者会議に保育園も入れるべきではということにつきましては、前向きにというのは、それはその言葉はどうかということですが、これは早速福祉課のほうとも話し合いをして、福祉課のほうの要望も聞く中で、実現に向けて努力をしたいというふうに思います。

議長

馬本君。

12番

そんで結構やねん。いままでな、学期ごとや、ごめん、間違うてた。22年度は学期ごとに一遍行っててん。でも、この23年度から一月に一遍やる。ということはな、福祉課と協議してんねや、教育委員会は。入ってどこに支障があるの。それやさかい、それを言うてるわけや。そういうことで一つお願いしたい。

それとね、いまね、課長がね、時間数を増やすより質の向上を目指したいと言うてん、質の向上。この質の向上、具体策をちょっと言うてよ。

議長

教育委員会総務課長。

教育委員会総務課長

具体策は、先ほど、私、回答の中で最初に申し上げましたように、ちょっと理解がしにくかったかわかりません。いま、幼稚園も入れまして、それぞれですな、例えば仮に東小学校で外国語活動をやるときに、あとの小学校の外国語活動の担当者、それと中学校、幼稚園の担当者はすべて参観に行きます。幼稚園でやるときは、幼稚園以外の担当者がすべて参観に行きます。そういうことで、6校になりますから、それぞれすべての学校に、これがなかなか実現できなかったんですけども、幼稚園も含めて、担当者はすべて授業を参観に行つて、その授業の内容がですね、果たしてそれでいいかどうか、もっとこうすべきではないかという内容で、そのことを議論するようになりました。そのことは非常に大きな効果を生んでおりまして、外国語活動を実際にやっている教師も大きな自信につながっているというふうに聞いております。

以上です。

議長

馬本君。

12番

僕の具体策というのは、それは聞きたくないねん。ほんまの具体策をしようというのはこういうことや。いまALTというのはね、英語の助手や。いま、授業中には必ず先生と担任の小学校の先生と2人いてはるんちゃう。その助手と。

僕の言いたいのは、講師を雇わはったらどうやって言うてるねん。よう聞いてや。そこ大事やで。助手違うて講師。本当の充実はそれやで、質の向上は。助手は必ず、先生が、小学校の先生いてはるなら、5年生の担任の先生の横にいたはるねやろ、ALTの先生は。ちゃう。5年であっても、6年であってもね。けど、講師やったら1人でできる。やり方やんか。そやろ。それは学校の、平群町の特色ある教育方針や。せやから、すぐにきょうはこの答えちょうだいとは言いません。課長、よう聞いててや。ほんまの質の向上ちゅうのは助手じゃないねん。外国語の講師を配置すべきやというのが僕の考えやねん。その点、どう思います。

議長

教育長。

教育長

授業の質の向上というのはいろんな形で調整はできるかなと思っております。いま議員がおっしゃっているのも一つの方法かなと思います。なぜ、私、それは一つの方法と認めるかと申しましたら、ALTじゃなくて講師を雇えということだと思っております。その講師というのは多分、詳しいお話は聞いておりませんけれども、私が察するには、いわゆる英語の免許を持った者を講師として雇えと、そういうことじゃなかろうかなというふうに思っております。

現在は、なぜALTを中学校に配置し、それを派遣してもらっているかと申しましたら、保、幼、小、中の連携をますます深くしていくために、中学校の英語教育につながる英語活動を小学校にという大きなテーマがありまして、中学校に配置されているALTを小学校に来てもらって、そのつなぎもうまくできればという思いでいまはそういうふうにやっております。

ですから、この担当者部会、あるいは教育委員会、あるいは現場の校長等々からもいろいろと意見も聞きまして、今後、いま馬本議員がおっしゃっている講師の配置ということを検討するに値する材料かなと思っております。

ただ、人件費ということを考えましたときに、またクーラーの話でございますし、いろんなことがございますので、非常に難しい点がありますので、いま

即答しないで結構だというふうにおっしゃってくれましたので即答はしませんが、検討に値する人材の配置かなというふうに思っております。

議長

馬本君。

12番

教育長、私の気持ちを察していただきまして、本当にありがとうございます。というのはね、もう企業が、日本は空洞化して空洞化して大変な時代が来るわけですわ。もう目に見えてますよ。というのはね、これ、いろんなインターネットで全部調べていただいたら、大体みんな知ってはると思うけど、大手企業は皆、日本にいながら公用語は英語や。こんな時代もう来ているわけや。子どもたちにやっぱりな、小さい幼稚園の園児、また、保育所の子どもさんとかな、そこからやっぱり私は町の税金を、子どもたちに教育をつけるのは大人として残す一つの財産や、子どもに対する財産やと私は思うています。それで、そこでね、一つ、これもまた一つの検討材料にさせていただいたら結構なんですけども、僕の個人的な考えを言いますけども、6年生になったら、何人かを募集して、外国へ夏休みの間に、外国語の体験学習、これはね、はっきり言うてね、外国の先生、講師で来ていただいたら、いろんな人間関係できると思いますわ。それはやっぱり生きた英語ね。話す、読む、聞く、書く、これが4技能の英語の技能ですわ。そやから、僕の個人的な考えは、やっぱり子どもたちも楽しみをつくったらないかなと。そういうやつを一つの企画としてね、私は考えておる次第で。まあ、これは個人的な意見でございます。

けれど、今回、質というものに対して私の理解していただいたように、ALTから講師をひとつ、それも検討材料に入るという教育長の御答弁をいただきましたので、ひとつ課長も、より一層保育所の担当課、福祉課といろいろ御協議していただきまして、より一層の御努力を、特色ある教育を確実にお願いしたいと思っております。これで結構です。ありがとうございます。

1番目は結構です。

議長

総合政策課長。

総合政策課長

大きい2項目めの御質問にお答えいたします。

1点目の公共施設の整備計画の策定予定の有無とその時期についてのお尋ねですが、第4次総合計画は平成15年度を初年度とし、平成24年度を最終年度としており、次期第5次総合計画策定に当たり、基本構想、基本計画の策定に向け、現在、内部で検討、調整を行っているところであります。

現状や課題について、客観的な分析を踏まえ、今後のまちのあり方、将来像を見据え、さまざまな施策のあり方や方向性を模索し、各施策を進める中で、各公共施設については住民サービスを初め、まちづくりを進める上で核となる重要な拠点となることから、あり方、位置づけ、今後の方針等について議論していかなくてはなりません。

現在第5次総合計画の策定に着手したところでもあり、総合計画策定において改めて各課ヒアリング等を行い、実態調査や現状評価を行った上で、今後の方針や具体的な年次計画についても検討、協議を行ってまいりますので、第5次総合計画策定と歩調を合わせる形で、公共施設整備計画というような名称であるかどうかは別といたしまして、公共施設の整備構想、整備方針を策定してまいりたいと考えております。

昨年度の町政住民説明会の資料の中で、町有施設の整備構想の素案をお示しいたしましたが、現在のところは公共施設整備計画の取りまとめというところまでに至っておらない状況でございます。

2点目の公共施設の整備計画の策定手法についてのお尋ねですが、第5次総合計画策定において、住民アンケート調査による意見集約や、こういった役割、名称とするか、そういった方法につきましては決まっておりませんが、職員によるワーキンググループ、住民の方も交えてのワークショップ等の作業により、住民ニーズを踏まえ、基本構想、基本計画の原案を策定し、原案を取りまとめ、有識者や住民代表を含む審議会等で議論していただきたいと考えておりますが、公共施設の整備計画そのものを住民の方を交えて策定するということにつきましては、現在のところは考えておりません。

基本構想、基本計画を進める中、各種施策を進める上で公共施設のあり方、方向性を考えてまいりたいと考えております。

3点目の、町第5次総合計画について、公共施設の整備計画をどのように関連づけて示していくのかという御質問でございますが、先ほどもお答えしましたが、各種の公共施設は、今後、将来のまちづくりの諸施策を進める上で重要な拠点であることから、第5次総合計画策定の中で公共施設整備構想、整備方針の取りまとめを行いたいと考えております。

以上です。

議長

馬本君。

12番

課長ね、そんなのんきなこと、いま言うてええの。第5次総合計画は25年4月1日から施行や。あと1年半や。そこから反省してもらわんなあかん、と

私は思うで。あと1年半しかない。それはね、行政もいろいろ御検討していただいてね、いままでの経過、大体わかってますねん。これね、行政が平群町行財政改革推進会議の中で専門検討部会というのが構成されましたね。その中で、部会に分かれて会議をされて、その中間報告として、平成20年3月に議会に対して全員協議会の中でこれをお示しされた。そこにどない書いてる。公共施設。公共施設整備部会基本方針、ここに書いてあるねん。平群町が保有する全公共施設の現状を点検し、施設の老朽化や稼働率、公共施設として住民ニーズ等々を多角度から全体評価し、過去の行政に固辞しない考え方で未来に向けた計画的な公共施設を目指しますと、こう書いてあるわけ。その中にこない書いてある。現状と課題ということで。平群町の公共施設整備状況は、特徴として、体育館設備等が充実しているが、反面、文化施設が非常に脆弱と言える。また、小学校についても、人口規模に比例し、4校の適正な配置とは言えない。さらに、老朽化が著しく多く、早急に修理やリニューアルが必要な状況があり、総合的かつ計画的な整備が必要となっている。現在町の財政状況は厳しい中であるが、未来に向けた活気あるまちづくりのために、平群駅周辺整備事業を核に、学校の統廃合や老朽施設の再編等々を計画的に整備していかなければならないと、これ、平成20年の3月に議会に出してくれてはるねん、これ、全員協議会に。

そこでや、そこで聞くで。これね、この部会、19年度にこの部会4回やってはるねん。20年度に1回やってはるのかな。ほんで3月にこれ出してくれたはるねん。21年度に1回やってくれたはるねん。6回や。22年の5月26日に部会を、休会じゃないけどやったはらへん。これはもう行政改革の推進会議、本部やな、そこでやりますということで、今回まで3回やってくれたはんねん。やってくれてはるねんで、よう聞きや。

いま、第5次総合計画の話もここに、これ質問したあるからな。これね、第5次総合計画についてね、平群町第5次総合計画策定の委託業務を22年、23年、24年の3年間で委託業務されているわけ。これは債務負担行為でされてん、これ。その金額が904万5,000円でやったはるねん。何と驚くなかれ、この契約はいつされたの。ことしの8月26日にこの業者と契約しただけやんか。何してんねんということをお願いねん。そんなのんびりしてて、第5次総合計画のことは言うてないよ、その中で大事な基本構想である、例えば基本計画である実施計画、この三つが総合計画の柱やな。その中で僕がきょう聞いているのは、町内の公共施設の整備計画策定についてを聞いているわけや。間に合うんかい。

というのはね、担当者、いま、総合政策課やろ。これもや。いろんな、私自

身も調べましたけども、やっぱり選挙が持って担当課も業務も増えてることもあるやろう。いろんな業務、いろいろ各課皆負担はあると思う。もう過去のごとは、それは人事異動でされることやから、私は町長にとやかく人事異動について構うもんでございませぬ。けど、業務については一定の、ちょっときついとこもあったんちゃいまっかということは、なんでか、国勢調査もあったわけや、その総合政策課に。それで、もう済んだことは私はいいと思うてますねん、町長ね。もう済んだことはええと思う。あと1年半ですな。この遅れをどのようにして取り戻していこうと思うてはるか、ちょっとその答えだけ教えて。大変やで、これ。10年間のプランやで。

議長

総合政策課長。

総合政策課長

ただいまの御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、いろんな作業につきましては大幅に遅れているのが現状でございます。行革推進会議におきましても、19年、20年、21、22年度ずっと続けてまいりました。公共施設整備部会につきましても、先ほど申されたとおりの状況でございます。

最近につきましては、各部会での協議ではなく、全体の会議、行財政推進会議におきまして協議しているところでございます。

それから、担当課の言いわけということになってしまいますけれども、先ほど申されたような事務の内容、役場の中での事務の分担等の変更等ございまして、昨年8月から選挙と、選挙事務がまいったということでございまして、それも一つの事務が遅れていたという一つの原因でもございます。

いままでの遅れを取り戻すということにつきましては、膨大な作業量を考えますと、並大抵なことではありません。担当職員が総合計画の策定に集中して事務を行うとか、課内での推進体制についても検討していかなければならないかと思っております。

とにもかくにも第4次総合計画につきましては、24年度末で終わって、25年4月からは当然第5次総合計画という形になっていかなければならないということからも、24年度中にはこの遅れを取り戻すべく作業を進めていかなければならないと考えております。

議長

馬本君。

12番

契約された相手方の業務、この契約内容の基準は皆ここで持っているねんけど

ね。大変や。大変ですよ。せやから、私はね、もうそれは選挙あったし、それ国勢調査、いろいろもあった。皆大変。私、職員さんの、課長初め、主幹、皆御苦労なさっているの、どこの課であっても大変と思います。それはもう本当に心からそう思うてます。

そこでや、一年半しかない。これ、専門の担当職員を早急に、そういう位置づけをつくりながらせねばね、これ、できへんのちゃうか、この業務。私は公共施設だけのことを言うてますねよ、いまは。けれども、公共施設のことを言うてるけども、第5次総合計画の基本構想には公共施設の整備の策定は必ず入るねんから。ソフト部門もハード部門においても。大変や。

せやから、ちょっとそこら辺を御検討を内部で、町長、ちょっとね、もう来年のね、いや、僕はきょう、公共施設整備の策定言うてますねで。何で第5次総合計画やねんという話を、関連質問、質問外とちゃうんかと。違うねん。私言うてあるねん。今後策定される第5次総合計画について、公共施設の整備計画はどのように関連づけますかと、これ、質問してるねや。質問してるねんで、この質問用紙に。

せやから、せやからね、町長、もう過去のことは置いておきましょう。もうほんまに5年、10年のプランをつくりますんやから、平群町の。大変ですから。せやから、それに専従されるようなやっぱり一定の職員の配置じゃないけども、それはそれでお考えになったら結構ですけども、そのぐらいせねばね、この遅れは取り戻せないと私は思うてますねけど、町長、どうですか。

議 長

総合政策課長。

総合政策課長

ただいまの再質問にお答えいたします。

確かに議員お述べのとおり、大幅に遅れているという中で、業者につきましても、当初は22年度からの3カ年で22年度中の業者の決定ということで予定をしておりましたが、この23年8月ということで、約半年余りの遅れが生じたということでございます。

いま現在委託してる業者とも協議いたしまして、今後のスケジュールの打ち合わせ等の作業を行う中で、いままでの遅れを何とか取り戻すべく、いろんな作業についても並行して進められるものについては並行して進め、いま、平成24年度中に策定するようにいろいろスケジュールの協議を行っているところでございます。

先ほども申し上げましたとおり、現在総合政策課の職員の中で、担当職員が総合計画策定に向けて集中して事務を行うと、そういった体制も必要かと思ひ

ます。課内での推進体制につきましても、内部でも一応協議していかなければならないかと思っております。

議 長

馬本君。

1 2 番

町長、ちょっとお考えください。

議 長

町長。

町 長

非常に遅れておるといことで、御心配いただきまして、専門あるいはまた専属の担当者という御提案でございます。そのことも含めまして、全庁を上げてこれは取り組まなければならない重要な課題だという認識でありますので、今後しっかり取り組んでまいります。

議 長

馬本君。

1 2 番

町長、力強いお言葉をいただきましたので、あと1年半しかござませんし、また、早くつくっていただいて、議会のほうにも提示していただいて、いろいろ議論をまたしたいと思えます。

この遅れを何とか取り戻していただきますことを御祈念申し上げるとともに、これで私の一般質問を終わります。本当にありがとうございました。

議 長

馬本君の一般質問をこれで終わります。

発言番号11番、議席番号7番、高幣君の質問を許可いたします。高幣君。

7 番

まず冒頭に、今回の紀伊半島暴風、豪雨の被害に際し、お亡くなりになられた方に哀悼の意を表し、早い復旧復興を願いたいと思っております。

さて、議長の御許可をいただき、きょうは1項目についてのみ質問させていただきます。前向きで明確な御答弁をお願いいたします。

本日の質問は、6月議会で私が質問させていただいたコミバス問題について、改めて9月議会でも再度話させていただきたいと、かように思っております。

冒頭に申し上げましたように、私の今度の一般質問は、結論から先に申し上げたいと思えます。

北部地域、緑ヶ丘まででございますけれども、北部地域のNCバス路線は絶対的に必要なんです、いまは。これは通勤通学等における状態の中では。しか

し、いつも申し上げるんですが、高齢者はどうするのかと、この問題です。

先ほどというんですか、午前中ですか、井戸議員がお述べになっておられましたように、それぞれの地域においてこのバス問題については議論が高まっております。そこで私はこんなことを提案させていただきます。

現北部地域のNCバス路線は、これは絶対的に残すべきだと。しかし、通勤通学の時間が過ぎたら、いわゆる昼間ですけれども、コミバス運行にしていかがでしょうかと、こういうことを提案させていただきます。

いま、地域公共交通会議が8回ですか、行われました。まちの公共交通について真剣に御協議をいただいたことは感謝申し上げます。私が6月議会にも質問いたしましたが、北部地域、井戸議員の若葉台、ローズタウン、私の若葉台、椿台、緑ヶ丘地域はNC路線が走っているということだと思っておりますけれども、ほとんど議論されておられません。何でなのか疑問です。

本町人口の30%はこの地域にいらっしゃるわけです。どんなふうに考えているのか疑問を持つばかりでございます。

そこで、先ほども申しましたけれども、現NC路線を見直して、朝夕の通学、通勤時間帯は現NC路線、時間は別ですが、昼間は高齢者や主婦が動く時間帯をコミバスで運行をする。こんな考えを提案したミックスプランであります。

これで高齢者への負担、主婦への負担軽減になるのではないのでしょうか。少しでも不公平感をなくすことです。特に私が申し上げたいのは、6月議会でも言いましたが、南部地域から東山駅へ100円で行けるんです。南部地域というと、多分電車の駅では竜田川の駅を想定しております。そうすると、竜田川からの電車では200円かかるんです。ところがこれが100円で行ける。こんな不公平はどうするのかと言いたいわけです。

例えばローズタウン若葉台、若葉台の方、椿台の方が東山の駅へ行くのに、この間も申し上げておりますが、330円ですか、かかるわけです。3.3倍かかる。

さて、なぜこんなことをあえて言うかといいますと、3カ月経過してるんです。6月議会から9月議会の間。その間にこの問題についてどう議論を庁内部でやられてたのか、私はそれを聞きたいわけです。

大きく言えば、本町の人口問題というのは重大な問題であります。これは皆さん方、各議員さんもお述べになられているとおりです。この人口問題の中で一番大事なのは、住民生活の確保、交通の確保であります。これが人口流出の防止策にも大きくなるんじゃないかと思っております。

高齢化のまちの現状を見ると、買い物難民、医療難民、地域活動難民等々です。公共交通は今週から、今週というのはこの秋からコミバス実証実験がスタ

ートいたします。先ほども申しましたように、この案では、北部地域の若葉台や椿台や緑ヶ丘は完全に無視されたと私は見ています。それはなぜならば、N Cの営業路線があるからだ、こんなふうに町当局は言っております。

この地域の住基上人口は、先ほども申しましたように30%、本町の人口というのは本年4月では1万9,566人でしたが、8月1日ではおそらく1万9,509人ではないかと見ています。このまま本年が経過していきまると、年末は何人になると非常に不安に思っております。町の人口の30%を有する北部地域に対する交通政策はまちとしてどのように考えているのか。

今週の実証実験でコミバスを検証する南部地域から、コミバスで東山駅運行です。町内大循環が必要ではないでしょうか。こんなふうに考えております。住民が納得するコミバスを全町に走らせる。特に北部地域は、現バス路線を見直し、コミバスで行けるように、東山に走れるようお願いをしたいと、こんなふうに思っておりますので、町当局の前向きなわかりやすい御答弁をお願いいたします。ありがとうございました。

議長

総務財政課長。

総務財政課長

ただいま、北部地域の交通政策、主にバスになると思いますが、交通政策についてのご質問です。

まず、北部地域に対するバス運行について、現N C路線を見直して、朝夕の通学、通勤時間帯は現N C路線で、そして、昼間の時間帯はコミバスでという御提案についてです。

基本的に、路線バスの運行につきましては、陸運当局の厳格な審査をパスしたバス事業者によります営業路線として、運行継続に必要な運行ダイヤや運賃体系が決められており、これらを変更するということにつきましてはさまざまな問題が派生してくるというふうに考えられます。

具体的には、せっかく現在ぎりぎりでも路線バスの営業路線が維持できている中で、その運行形態を変更することによる事業者の路線撤退や料金の問題、さらには新たな町財政の発生等々と、さまざまな難題も予想され、中長期的視点に立って、慎重にこのことについては検討しなければならないというふうに考えています。

常々議員御指摘の路線バスとコミバス料金の不公平の問題につきましても、コミバスの場合、運行目的そのものが利益重視ではなくて、利用のしやすさや交通空白地域の解消といった住民の交通権確保の観点に立ったものであり、当然、一部受益者負担の視線は必要なものの、利益優先の民営バスとはおのずと

して異なるものとしているのが実態というふうに思っております。

こうした理由もあって、決して、それは当然ベストであるとは言えませんが、コミバスと路線バスの料金については、現実として格差が生じているというふうに考えております。

なお、北部地域も含めましたコミバスの大循環運行についての、これも御提案でございますが、今回の連携計画につきましては、現行のコミバス路線をこれまで要望の強かったバイパスへの乗り入れを中核に、平群町の中央を循環できるように大きく路線を拡大したものとしております。

とはいえ、議員おっしゃるように、確かに町全体にコミバスを網羅したものではありません。したがって、細部にわたってはまだまだ課題は多々あるというふうには思っておりますので、今後路線バスの現行の運行実態や新たなコミバス路線の実証運行の実態を見極め、路線バス事業者等とも綿密に協議もしながら、北部地域の交通政策も含めて、今後の公共交通会議の中で総合的に検討を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、どうか御理解をお願いいたします。

以上、御答弁とさせていただきます。

議長

高幣君。

7 番

きょうは1点だけですから、再質問させていただきます。

この問題は、ひとつ私、もう1個提案があるんです。いまNCさんとのやりとりの問題をお述べになっておりますけれども、実のことを言えば、現在の営業路線バスの大きさ、いわゆる乗車定員ですね、それから、現在使っているコミバスの乗車定員、これ、ほぼ同じなんです。外見は大きく、営業路線ですから、きちっとした形で吊り革とか、そういうものがきちっとありますから、形は大きくせざるを得ないわけです。

こんなことも考えてみて、やはりNCさん自身の営業利益等を考えても、この昼間だけというのは、先ほど西本課長の話では、昼間の問題、陸運当局等の厳しいルールとかとおっしゃっておりますが、現在路線をとってるんですから、NCさんの考えによっては休み便、休便にさせるんです。ダイヤは残しますから。午前のダイヤ、夕方のダイヤを残すわけです。真ん中の昼間は減便にするわけです。欠便にするわけ。そして、その間をコミバスを走らせる。そして、そのコミバスは現在我がまちはNCさんに頼んでいるわけなんですから、NCさんへ発注をすればいいわけです。ということで、特に大きな問題はないんじゃないかと私なりに勝手に考えておりますが、こういう点について、再度お述

べいたきたい。

議 長

総務財政課長。

総務財政課長

もちろんその議員からの御提案につきましては、バス事業者のほうにも、また陸運局のほうにも確かめてみたいとは思いますが、いまおっしゃった、例えばNCバスで欠便にしたり、減便にしたりということで、その間コミバスでというふうにはめ込むことは可能ではないかというふうなお話なんですけども、私はこの間、ずっと陸運局の担当と話したり、バス事業者と話したりしてる中では、なかなかちょっと難しいというか、というふうな印象は持っております。

ただ、改めてその辺については一遍聞いてみたいなというふうには思います。

議 長

高幣君。

7 番

一遍聞いてみたいんじゃないじゃなくて何回も聞いてください。要するに、言わないといけないんです。おそらくいま私が申し上げたことは、いままで3カ月の間では陸運なりNCさんには言っておられないでしょう。これは間違いないと思います。そういう意味で、言わなければ相手は答えてくれません。そういうことで、いま申し上げたようなことはNCさんにもプラスになるんですよ。路線バスが走ってる。大体路線バスは180円で、ほとんど朝と夕が主で使ってるわけですから、昼間コミバスにしたら、コミバス分の金は当然町がまた払ってもらわなければならない。そういう観点でNCさんと話し合いしてみることも大事じゃないですかと申し上げたいと思います。

もう1点、料金格差の話、100円と330円の、これは一体どんなふうに町当局お述べになるのか。前回の議事録を見ましても、どうもわけわからない、格差についてのことはね。これはいかがですか。

議 長

総務財政課長。

総務財政課長

料金格差の問題については、先ほど答弁で申し上げたとおりで、運行目的そのものが公益性のあるものと利益を追求するものと違うというふうなことで、現実問題として、例えば隣の斑鳩町ではコミバスは無料ですけども、当然路線バスは走っています。有料で。それはいいというふうには思いませんので、一定の一部受益者負担というか、そういったことは必要でということで、平群町

の場合は現在ワンコイン、100円ということで定着しておりますので、まずはこの公共交通の促進を第一義に考えて、料金についてはそのまま、当面実証実験を行っていききたいというふうに考えています。

議長

高幣君。

7 番

まあ答えにくい問題ですから。ただ、6月議会で、私はこの問題を言っているわけなんですけど、じゃあ、総務財政課が主管でしょうけれども、地域公共交通会議の中でこの問題は提起されたんでしょうか。料金格差の問題、これをお伺いいたします。

議長

総務財政課長。

総務財政課長

議員も御承知だと思いますけども、公共交通会議で連携計画なるものがことしの3月末で策定されました。それで、それ以降の話について、一たん一応連携計画ができてますので、それを実行していくというのがいま現在の段階になっています。策定された内容につきましては、料金そのまま現状維持でやっていくというふうな方針でありましたので、それ以後については、その会議の中でこの問題についての話はしておりません。

議長

高幣君。

7 番

私は格差があるからこれを何とかしなさいというのをコミバス側に言ってるんじゃないんですね。北部地域の方々に対しての問題を言ってるんですよ。

そこで、本当に、この間、8月31日ですか、最終的な形の連携計画案の会議を開かれたんですけども、その席上は残念ながら傍聴に行けなかったで聞いておりませんが、そのときにもこの問題について、こんな問題があるんだというふうなことは提起はされたんですか。

議長

総務財政課長。

総務財政課長

最終の会議でそういう提起というのはしておりません。

議長

高幣君。

7 番

事務当局の答弁については、もう以上で終わります。

最後に町長にお尋ねしたいんですが、町長は議員が定例会で行う一般質問、きょう11人の方がいろんな形で提案的なこともおっしゃっておられました。また、問題点も提起されておりました。私もいままたコミバスの問題を提起させていただきます。

そこで、私が町長にお聞きしたいのは、議員というのは住民の代表として民意を町長にお伝えする。これが議員の仕事でございます。おそらくきょう10人の方々、私を除く10人の方々もそういう観点の中でおっしゃっておられると思います。

そうすると、9月議会が、きょう一般質問は終了いたします。この後、町長として、この一般質問、私の言うコミバス問題についての一般質問、この辺はどんなふうに事務当局へ指示をなされていくのか。

例えば先ほど申しましたように、6月議会でやったコミバス問題について、料金格差の問題、いろんなこと言いましたけれども、今回9月議会で御質問申し上げても、ほぼ同じような形、また、きょうの議員さんの中にも、前回と同じような答弁だとか、いろんなことをおっしゃってる方がいらっしまったわけです。

だから、我々議員が一般質問を通して提案をしていく、質問をしていく、いろんなことを皆さん方おやりになるわけです、時間を使って。それに対して、議会が終了した時点で、今回の一般質問の問題点を整理して、そして各担当部署にこの問題はひょっとしたら12月また来るよと、どんなふうにするんだとかいう、そういう整理はなされるんでしょうね。これは町長にお尋ねしたいんです。

それから、私はなぜそんなことを申し上げるかということ、町政というのは基本的に取り仕切るのは町長であります。そして、町長の指揮のもと、町理事者側の職員がやっていくわけですから、町長自身がどんなふうに職員側に話しているのか、いわゆるすべてほとんどの質問は活力あるまちづくりと、こんな命題がつけてみたら合うような内容ばかりの質疑が行われてきているわけですから。これについて二元代表制であるというふうにこの間どこかで私聞いたんですが、二元代表制である議会に対して、議会が言ったことに対して一元代表の町長は当然答えるべき義務があるんです。

この間の、何日が忘れましたがけれども、二元代表制のお話をなされていたようですけれど。そういう意味で、もう少し議員が質問をしたことに対して、議員側も議員で、もっと簡潔明瞭にやらなきゃならないとは思いますがけれども、どんなふうに、きょう終わった時点で、理事者側の課長職に指示をなされるの

か、最後に町長にお尋ねいたします。

議 長

町長。

町 長

高幣議員のほうから、特に料金格差について提起をしていただいております。それに限らず、本日議員各位から御提案いただきましたさまざまな問題につきましては、当然まとめまして、それぞれの担当課の課題として、それぞれの部署で検討するように、あるいは課長会議で検討するように指示をしているところでございます。

したがいまして、この料金格差につきましても、高幣議員の御意見も理解できる部分もありますので、それを本当に解消できるのかどうかも含めましてですね、今後検討課題とさせていただきたいというふうに考えております。

議 長

高幣君。

7 番

では、最後になりますが、一応私が申し上げた問題点、いわゆる町長として、この一般質問に対する事前の会議はなされるんですよ。事後会議もやはりやって、そして、各議員が言ったことを総整理していただいて、次の議会、12月議会で各議員がもし質問したときでも積極的に真摯な気持ちでお答えを願いたい。特に私はきょうの質問の一番最終に当たりましたんで、ずうっと見てましたら、なかなか町長の立ち上がるのがタイミングを失うてるなとか、あるいは本来町長に求めているのになとか、そんなふうな見方をしておりましたので、12月議会に向けて、ひとつ議会側も一生懸命頑張ってまいりたいと思いますし、理事者側もひとつよろしくお願いをしたいと思います。

これをもって終了いたします。

議 長

それでは、高幣君の一般質問をこれで終わります。

これをもって一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもって散会いたします。

(ブー)

散 会 (午後 6時07分)